

熊原第19-027号
令和元年12月2日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設の変更に関する
設計及び工事の方法についての認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき、加工施設の変更に関する設計及び工事の方法について、別紙のとおり認可を申請します。

別 紙

一、名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社
住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
代表者の氏名 代表取締役社長 北川 健一

二、加工施設の変更に関する事業所の名称及び所在地

名 称 原子燃料工業株式会社 熊取事業所
所 在 地 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地

三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法

新規制基準に基づいた核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）及び核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に係る加工施設の変更として、以下に示す設備・機器の設計及び工事の方法について申請する。

○核燃料物質の貯蔵施設

①第1加工棟の一部（東側）を加工施設外の施設とする変更

・第1加工棟の一部（東側）を加工施設外の一般建物に変更し、加工施設と一般建物側を構造的に縁切る。なお、本申請では第1加工棟の建物に係る変更は核燃料物質の貯蔵施設に区分して記載する。

②核燃料物質の貯蔵施設の耐震・竜巻対策補強

・地震、竜巻対策のため、第1加工棟を改造する。

③核燃料物質の貯蔵施設の撤去・新設

・第1加工棟の[]の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室名を[]に改め、輸送物に限定した貯蔵施設を設ける。

・粉末・ペレット貯蔵容器I型の一部を撤去する。また、引き続き使用する粉末・ペレット貯蔵容器I型の使用場所から[]を削除するとともに、[]で用いる粉末・ペレット貯蔵容器I型の新規制基準への適合性確認を行う。

④資材保管室の撤去

[]を撤去する。^(注)

○放射性廃棄物の廃棄施設

①放射性廃棄物の廃棄施設の撤去・新設

・地震、竜巻対策として、液体廃棄物の保管廃棄設備の安全性の向上を図るため、液体廃棄物の保管廃棄施設である第2廃棄物貯蔵棟を撤去し、代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。

②放射性廃棄物の廃棄施設の新規制基準への適合性確認

- ・第1加工棟の

新規制基準への適合性確認を行う。

○放射線管理施設

①ガンマ線エリアモニタの移設及び新規制基準への適合性確認

- ・第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ2台のうちの1台を移設し、
ガンマ線エリアモニタ2台の新規制基準への適合性確認を行う。

○その他の加工施設

①その他の加工施設（遮蔽壁）の新規制基準への適合性確認

- ・第1加工棟内の遮蔽壁No.1、遮蔽壁No.4の新規制基準への適合性確認を行う。

②その他の加工施設（防護壁）の新設

- ・第1加工棟の北側に防護壁No.1を新設する。

③非常用設備の設置等

- ・第1加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟に付設する非常用設備（通信連絡設備　所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ、アンプ）、所内携帯電話機（PHSアンテナ））、火災感知設備　自動火災報知設備（感知器、受信機）、緊急設備　非常用照明、緊急設備　誘導灯、消火設備　消火器、消火設備　屋外消火栓）の一部移設、一部仮移設、一部追加及び新規制基準への適合性確認を行う。

④非常用設備の撤去

- ・第2廃棄物貯蔵棟の撤去に伴い、第2廃棄物貯蔵棟に設置している火災感知設備　自動火災報知設備（感知器）、緊急設備　非常用照明、消火設備　消火器を撤去する。

加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の詳細を別添Iに示す。

(注) 核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に係る工事

四、加工施設の変更に係る設計及び工事の品質管理の方法及びその検査のための組織

「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づいた保安品質保証計画書に従って設計及び工事を実施する。

保安品質保証計画書を別添IIに示す。

五、加工施設の変更の理由

- ・地震対策のため、第1加工棟に鉄骨を追加する等の補強により、施設の耐震性を向上させる。

- ・竜巻対策のため、第1加工棟の扉の補強・交換による改造、[]及び[]の窓、扉のコンクリート閉止を行う。また、第1加工棟の北側に防護壁 No.1 を新設する。本工事に伴い屋外消火栓を一部移設する。
- ・第1加工棟で、加工を行わない非管理区域の[]の一部、[]及び[]は、今後、核燃料物質等の取扱計画がないことから加工施設外の施設に変更する。
- ・地震、竜巻対策のため、液体廃棄物の保管廃棄設備の安全性の向上を図り、第2廃棄物貯蔵棟を撤去し代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。また、第2廃棄物貯蔵棟の撤去に伴い、第2廃棄物貯蔵棟に設置していた自動火災報知設備（感知器）、非常用照明及び消火器を撤去する。
- ・核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に係る第1加工棟について、通行の利便性を向上するため、[]を撤去する。本工事に伴い屋外消火栓配管を一部仮移設する。
- ・第1加工棟における貯蔵について、従来の粉末・ペレット貯蔵容器I型の容器を含む貯蔵に代えて、安全性の高い核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物に限定するため、第1加工棟の第1－1貯蔵容器保管区域及び第1－1燃料集合体保管区域を撤去し、第1－1輸送物保管区域を設置する。
- ・粉末・ペレット貯蔵容器I型の使用場所について、[]を削除して[]及び[]に限定し、[]における貯蔵に用いる粉末・ペレット貯蔵容器I型の新規制基準への適合性確認を行い、使用予定のない粉末・ペレット貯蔵容器I型を撤去する。
- ・第1加工棟の補強工事に伴い、ガンマ線エリアモニタの一部を移設する。
- ・非常用設備の耐震補強のため第1加工棟内的一部の部屋の天井ボードに付けている非常用設備と天井ボードを撤去する。
- ・第1加工棟の改造工事及び第5廃棄物貯蔵棟の新設工事に伴い、第1加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟の非常用設備を移設又は新設する。
- ・新規制基準に基づいた核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に係る加工施設について、新規制基準への適合性確認を行う。

六、分割申請の理由

新規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設の変更は下表のとおりであり、以下の理由により分割して設計及び工事の方法の認可を申請する。なお、今後の進捗に応じて、申請内容を変更する可能性がある。

- ・新規制基準に適合した加工施設とするため、建物・構築物及び設備・機器について、耐震補強、竜巻対策、火災対策等の改造工事、新設工事、撤去工事を行う。
- ・新規制基準対応工事を段階的に行い、基準適合を早めるため、建物・構築物及び設備・機器に対して6分割の設工認申請を行う予定としている。
- ・加工施設の構造又は工事内容により、工事期間に時間を要する建物・構築物及び設備・機器の新規制基準対応工事を先行して行う。

| 区分 | | 成形施設 | 被覆施設 | 組立施設 | 核燃料物質の貯蔵施設 | 放射性廃棄物の廃棄施設 | 放射線管理施設 | その他の加工施設 |
|----------|----|------|------|------|------------|-------------|---------|-----------|
| 建物・構築物 | | | | | | | | |
| 第2加工棟 | ④ | ④⑤ | ④⑤ | ⑤ | ①④⑤ ①② | ⑤ ② | ④⑤ | ②④⑤ ⑥② |
| 第1－3貯蔵棟 | ⑥ | — | — | — | ⑥ | — | ⑥ | ⑥ |
| 第1加工棟 | ③③ | — | — | — | ③③ | ③ | ③ | ③⑤ |
| 第1廃棄物貯蔵棟 | ⑤ | — | — | — | — | ⑤ | ⑤ | ⑤ |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | ③ | — | — | — | — | ③ | — | ③ |
| 第3廃棄物貯蔵棟 | ⑤ | — | — | — | — | ⑤ | — | ⑤ |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | ③ | — | — | — | — | ③ | — | ③ |
| 発電機・ポンプ棟 | ⑤ | — | — | — | — | — | — | ⑤ |
| 遮蔽壁・防護壁 | ③⑤ | — | — | — | — | — | — | — |
| 屋外 | — | — | — | — | — | — | ⑤ | ③④⑤ |

適合性確認を行う建物・構築物、設備・機器 ①：第1次申請、②：第2次申請、③：第3次

申請、④：第4次申請、⑤：第5次申請、⑥：第6次申請

撤去する建物・構築物、設備・機器 ①：第1次申請、②：第2次申請、③：第3次申請

本申請は、設計が完了した施設である第1加工棟の建物改造及び遮蔽壁の新規制基準への適合性確認、第1加工棟の核燃料物質の貯蔵施設の撤去及び新設、放射性廃棄物の廃棄施設の新規制基準への適合性確認、放射線管理施設の移設、第1加工棟北側の防護壁の新設、第2廃棄物貯蔵棟及び放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設の撤去、第5廃棄物貯蔵棟及び放射性廃棄物の廃棄施設の新設並びに第1加工棟及び第5廃棄物貯蔵棟に付設する非常用設備の新規制基準への適合性確認について申請するものである。

目 次

別添 I 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法

別添 II 保安品質保証計画書

添付書類 1 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準への適合性に関する説明書

付属書類 1 主要な加工施設の耐震性に関する説明書

付属書類 2 火災等による損傷の防止に関する説明書

付属書類 3 龍巻による損傷の防止に関する説明書

付属書類 4 外部火災・爆発による損傷の防止に関する説明書

付属書類 5 積雪及び落下火砕物による損傷の防止に関する説明書

添付書類 2 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準への適合性に関する説明書

添付書類 3 加工事業変更許可申請書との対応

別添 I 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法

目 次

イ. 化学処理施設（該当なし）

ロ. 濃縮施設（該当なし）

ハ. 成型施設（該当なし）

二. 被覆施設（該当なし）

ホ. 組立施設（該当なし）

ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

チ. 放射線管理施設

リ. その他の加工施設

ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設

目 次

| | |
|--------------------------|------|
| へ. 核燃料物質の貯蔵施設 | へ-1 |
| 1. 変更の概要 | へ-2 |
| 2. 準拠する主な法令、規格及び基準 | へ-2 |
| 3. 設計条件及び仕様 | へ-2 |
| 4. 工事の方法 | へ-24 |
| 5. 添付図一覧表 | へ-38 |
| 6. 試験及び検査の方法 | へ-86 |

ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設

加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）（以下「加工事業変更許可」という。）及び加工の事業の変更許可（平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可）に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既認可の設計及び工事の方法の認可（以下「既設工認」という。）との対応を表へ－1－1に、変更内容を表へ－1－2に示す。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 日本産業規格（JIS）
- (8) 労働安全衛生法及び関連法令
- (9) 消防法及び関連法令
- (10) 建築基準法及び関連法令
- (11) (一社) 日本建築学会規準・指針類
 - (一社) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準、指針類
- (12) 保安規定

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表へ－2－1～表へ－5－1に、配置図を図へ－1－1～1－2に、関係図面を図へ－2－1～5－1に示す。ここで、表へ－2－1～表へ－5－1において、{ }付き番号は、設備・機器の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類3 加工事業変更許可申請書との対応」の表2に対応している。また、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「設工認技術基準規則」という。）の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。個々の設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物そのものに機能を持たせる設計及び個々の設備・機器の機能を建物の機能に含ませる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1] : 設工認技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様
- [5.4.1-B1] : 設工認技術基準規則第五条の四第1項に対する建物の設計仕様
- [99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表へー 1－1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾及び既設工認との対応

| 加工事業変更許可における施設名称 | 本申請における 建物・構築物又は設備・機器名称 機器名 | 既設工認における 建物・構築物又は設備・機器名称 機器名 |
|------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 第1加工棟 | 第1加工棟 — | 第1加工棟 — |
| 第1－1貯蔵容器保管設備 ⁽²⁾ | 第1－1貯蔵容器保管設備 第1－1貯蔵容器保管区域 | 第1－1貯蔵容器保管設備 第1－1貯蔵容器保管区域 |
| 粉末・ペレット貯蔵容器I型 | 粉末・ペレット貯蔵容器I型 — | 第1－1貯蔵容器保管設備 粉末・ペレット貯蔵容器I型 |
| 第1－1燃料集合体保管設備 ⁽²⁾ | 第1－1燃料集合体保管設備 第1－1燃料集合体保管区域 | 第1－1燃料集合体保管設備 第1－1燃料集合体保管区域 |
| 輸送物保管区域 第1－1輸送物保管区域 | 第1－1輸送物保管区域 — | — |

- (1) 添付書類3に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。

表へー 1－2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容

| 設置場所 | 建物・構築物名称又は 設備・機器名称 機器名 | 員数 | 変更内容 |
|----------------------|--------------------------------|-----------|--|
| 第1加工棟 ⁽¹⁾ | 第1加工棟 | 1 | ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 ②[]の撤去 ⁽²⁾ ③鉄骨補強 ④杭・基礎の追加 ⑤天井ボード及び天井ボードに設置された設備の撤去 ⑥外部に面した扉（以下「外部扉」という。）、シャッタの改造 ⑦窓、扉の撤去及び閉止 ⑧防火区画の新設及び改造 ⑨屋根への梯子の追加設置 |
| 第1加工棟 [] | 第1－1貯蔵容器保管設備 第1－1貯蔵容器保管区域 | 1 | 撤去 |
| | 粉末・ペレット貯蔵容器I型 | 600個→120個 | 600個のうち480個を撤去する。残る120個（第1撤去～3貯蔵棟で使用）の適合性確認を行う。 |
| | 第1－1燃料集合体保管設備 第1－1燃料集合体保管区域 | 1 | 撤去 |
| | 第1－1輸送物保管区域 | 1 | 新設 |

(1) 第1加工棟の「建築基準法」に基づく建築確認等の履歴を表へー1－3に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく今回の工事に関する事項を表へー1－4に示す。

(2) 屋外消火栓配管の一部仮移設を含む。

表へー1ー3 第1加工棟 建築確認等の履歴及び今回の工事に関する事項

| 工期 | 建築確認 | 当時の審査内容 | | |
|-----|------|---------|--------------------|------|
| | | 一次設計 | | 二次設計 |
| | | 長期 | 短期 (長期十一次設計地震力) | |
| 第1期 | 済 | ○ | ○ | × ※1 |
| 第2期 | 済 | | | |
| 第3期 | 済 | | | |
| 第4期 | 済 | | | |

○：審査対象、×：審査対象外、△：一部審査対象：－：不要

※1：いずれも昭和56年改正建築基準法（新耐震設計法）施行以前の旧耐震設計法による設計であり

当時の建築基準法には二次設計は規定されていない。

表へー1ー4 第1加工棟 耐震改修促進法に基づく評定における審査事項

| 工期 | 一次設計 ※1 | | 二次設計 ※2 (耐震診断) |
|-----|---------|--------------------|-------------------|
| | 長期 | 短期 (長期十一次設計地震力) | 長期十二次設計地震力 |
| 第1期 | × | × | ○ |
| 第2期 | | | |
| 第3期 | | | |
| 第4期 | | | |

○：審査対象、×：審査対象外、△：一部審査対象：－：不要

※1：耐震診断では一次設計は審査対象外となる。

※2：耐震診断では、Is値、q値、C_{TU}・S_D値等のパラメーターで評価を実施。

表へー2ー1 第1加工棟 仕様

| | | |
|------------|----------------------------|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 平成・18・10・31原第30号（平成19年6月1日付け） |
| | 施設名称 | {1001} 第1加工棟 {8035} 避難通路 {8038} 非常用照明 {8038-2} 誘導灯 {8007-7} {8007-8} 所内通信連絡設備 {8009-5} {8009-6} 自動火災報知設備 {8010-5} 消火器 {8012-2} {8012-5} 屋外消火栓 |
| 建物・構築物名称 | | {1001} 第1加工棟 |
| 建物・構築物の区分 | | 本体 |
| 変更内容 | | <p>改造 既設の第1加工棟について以下の変更を行う。</p> <p>①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置⁽¹⁾</p> <p>②[■]の撤去⁽²⁾ 車両通行の利便性を向上させるために[■]の撤去を行う。</p> <p>③鉄骨補強⁽¹⁾ 地震による損傷の防止として、耐震性を向上させるために補強部材を取り付ける等の改造を行う。</p> <p>④杭・基礎の追加⁽¹⁾ 地震による損傷の防止として、耐震性を向上させるために杭・基礎の増設を行う。</p> <p>⑤天井ボード及び天井ボードに設置された設備の撤去⁽¹⁾ 地震による損傷の防止として、天井ボード及び天井ボードに設置された設備の撤去を行う⁽⁴⁾。</p> <p>⑥外部扉、シャッタの改造⁽¹⁾ 竜巻による損傷防止として、外部扉、シャッタの改造を行う。</p> <p>⑦窓、扉の撤去及び閉止⁽¹⁾ 竜巻による損傷防止として、不要な窓、扉を撤去し鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。</p> <p>⑧防火区画の新設及び改造⁽¹⁾ 火災による損傷の防止として、防火区画の新設及び防火設備の改造を行う。</p> <p>⑨屋根への梯子の追加設置⁽¹⁾ 火山・積雪による損傷防止のソフト対策として実施する降下火砕物、積雪の除去作業のための梯子を屋根に追加設置する。</p> <p>(改造の仕様を別表へー2ー1ー1～別表へー2ー1ー7に示す。)</p> |
| 設置場所 | | 第1加工棟 |
| 員数 | | 1 |
| 一般仕様 | 型式 | 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て（一部中2階付き） |
| | 主要な構造材 | 別表へー2ー1ー1～別表へー2ー1ー8に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[■] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | — |
| | 核燃料物質の状態 | — |
| 技術基準に対する仕様 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| | 火災等による損傷の防止 ⁽³⁾ | [4.1-F1] 消防設備については、消防法に基づき屋外消火栓及び消火器を設置している。屋外消火栓の消火栓ポンプは非常用電源設備で動作可能としている。屋外消火栓は有効範囲を半径40mとし、第1加工棟全域を包含できるように設置している。本設工認申請に係る工事により屋外消火栓配管の一部を仮移設するが、仮移設中も消防設備の機能を維持する。 設備の員数 屋外消火栓：4基（第1加工棟周りの数） 各消火栓に設置するホース：20m ホース2本以上 |

| | |
|--|--|
| | <p>屋外消火栓の配置を図リー4-1-5に示す。 消火器は防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置している。</p> <p>設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ABC粉末消火器10型：17本 ABC粉末消火器20型：12本 ABC粉末消火器50型：2本 <p>消火器の配置を図リー4-1-4に示す。</p> <p>[4.1-F2]</p> <p>消防法に基づき自動火災報知設備を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計としている。</p> <p>設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱感知器（スポット型）：26台 煙感知器（スポット型）：33台 熱感知器（分布型）：1台 受信機：1台 <p>自動火災報知設備の配置を図リー4-1-3に示す。</p> <p>[4.3-B1]</p> <p>第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を用いた準耐火建築物であり、追加する耐震補強材は不燃材である鋼材、コンクリート等としている。使用する材料を別表へ-2-1-1～別表へ-2-1-8に示す。</p> <p>[4.3-B2]</p> <p>第1加工棟は建築基準法に基づき防火区画を設けている。防火区画は、準耐火構造の壁又は特定防火設備で区画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災対策のための補強箇所：図へ-2-1-1 第1加工棟 工事概要図 参照 火災区画：図へ-2-1-4 2 第1加工棟 火災区画 参照 火災区画毎の材料及び厚さ：図へ-2-1-1 9 第1加工棟 既設部材リスト2 <ul style="list-style-type: none"> 図へ-2-1-3 4 第1加工棟 改造鋼製扉 配置図、建具表 図へ-2-1-3 6 第1加工棟 東側壁（防火区画） 図へ-2-1-3 7 第1加工棟 窓及び扉のコンクリートによる閉止1 図へ-2-1-3 8 第1加工棟 窓及び扉のコンクリートによる閉止2 図へ-2-1-3 9 第1加工棟 扉のコンクリートによる閉止 詳細図 参照 ・火災区画 1P-1 <ul style="list-style-type: none"> ○対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッタ） ○耐火時間 1.0時間以上を確保。 区画境界壁（コンクリートブロック厚50mm以上：1時間） 区画境界壁（強化セッコウボード厚12.5mm+12.5mm両面：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（扉鋼板両面とも厚0.5mm以上：1時間） 特定防火設備（防火シャッタ）（スラット鋼板厚1.5mm以上：1時間） ○等価時間 0～0.09h ・火災区画 1P-2 <ul style="list-style-type: none"> ○対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉） ○耐火時間 1.0時間以上を確保。 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（扉鋼板両面とも厚0.5mm以上：1時間） ○等価時間 0～0.02h ・火災区画 1P-3 |
|--|--|

| | |
|---------------|---|
| | <p>○対象部材 区画境界壁、及び特定防火設備（防火扉、防火シャッタ）</p> <p>○耐火時間 1.0 時間以上を確保 区画境界壁（コンクリートブロック厚 50 mm 以上：1 時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚 100 mm 以上：2 時間） 特定防火設備（防火扉）（扉鋼板両面とも厚 0.5 mm 以上：1 時間） 特定防火設備（防火シャッタ）（スラット鋼板厚 1.5 mm 以上：1 時間）</p> <p>○等価時間 0～0.16 h</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画 1 P - 4 <p>○対象部材 区画境界壁、及び特定防火設備（防火扉、防火シャッタ）</p> <p>○耐火時間 1.0 時間以上を確保 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚 100 mm 以上：2 時間） 特定防火設備（防火扉）（扉鋼板両面とも厚 0.5 mm 以上：1 時間） 特定防火設備（防火シャッタ）（スラット鋼板厚 1.5 mm 以上：1 時間）</p> <p>○等価時間 0～0.17 h</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災区画 1 P - 5 <p>○対象部材 区画境界壁、及び特定防火設備（防火扉、防火シャッタ）</p> <p>○耐火時間 1.0 時間以上を確保 区画境界壁（強化セッコウボード厚 12.5 mm + 12.5 mm 両面：1 時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚 100 mm 以上：2 時間） 特定防火設備（防火扉）（扉鋼板両面とも厚 0.5 mm 以上：1 時間） 特定防火設備（防火シャッタ）（スラット鋼板厚 1.5 mm 以上：1 時間）</p> <p>○等価時間 0～0.00 h</p> <p>[4. 3-B3] 配管、配線等が防火区画の床又は壁を貫通する場合は、貫通部に防火処置を施している。</p> <p>[4. 3-F2] 第1加工棟に設置する非常用照明、誘導灯、所内通信連絡設備、自動火災報知設備には回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備（所内通信連絡設備） <ul style="list-style-type: none"> ○位置：図リ－4－1－2 参照 ・消防設備（屋外消火栓、消火器） <ul style="list-style-type: none"> ○位置：屋外消火栓 図リ－4－1－5、消火器 図リ－4－1－4 参照 ・自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ○位置：図リ－4－1－3 参照 ・緊急設備（非常用照明、誘導灯） <ul style="list-style-type: none"> ○位置：図リ－4－1－1 参照 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | <p>[5. 1-B1] 第1加工棟は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支持方法 N値 30 以上の支持層に杭で支持させる ・杭材料 鉄筋コンクリート杭 ・杭配置 図ヘ－2－1－6 |
| 地震による損傷の防止 | <p>[5. 2. 1-B1] 耐震重要度分類を第3類（割増係数 1.0）とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計としている。</p> <p>改造の仕様を別表ヘ－2－1－1～別表ヘ－2－1－7 に示す。 耐震のための補強箇所を図ヘ－2－1－1、図ヘ－2－1－6～図ヘ－2－1－17 に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：別表ヘ－2－1－2 (1/2)～(2/2)、別表ヘ－2－1－3、図ヘ－2－1－20～図ヘ－2－1－33 参照 <p>[5. 2. 1-F1]</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>非常用設備（緊急設備、所内通信連絡設備、自動火災報知設備、避難通路及び避難通路に設ける誘導灯、非常用照明）についても耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟にボルト又は溶接等で固定している。</p> <p>非常用設備（屋外消火栓）は耐震重要度分類3類として地震による損傷の防止を行っている。</p> |
| 津波による損傷の防止 | <p>—(5)</p> |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 (3) | <p>(竜巻) [5. 4. 1-B2]</p> <p>第1加工棟は加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に示すように設計竜巻（F1、最大風速49m/s）による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計としている。また、外壁は設計竜巻に伴う飛来物による貫通損傷が生じない設計としている。外部扉についても、設計竜巻の竜巻荷重に耐える設計としている。</p> <p>第1加工棟の耐竜巻対策のための補強箇所を図へー2ー1ー1及び図へー2ー1ー4に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部扉、シャッタの改造 <p>○構造・寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部扉の改造 ・シャッタを鋼製扉に改造 <p>外部扉の仕様を図へー2ー1ー3 4の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へー2ー3 5に示す。</p> <p>○位置</p> <p>外部扉改造の配置を図へー2ー1ー1、図へー2ー1ー4及び図へー2ー1ー3 4に示す。</p> <p>○材料</p> <p>主な材料を別表へー2ー1ー4に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓、扉の撤去及び閉止 <p>○構造・寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓の撤去及びRC壁設置 ・扉の撤去及びRC壁設置 ・シャッタの撤去及びRC壁設置 ・上部の撤去及びRC壁設置 <p>閉止の仕様及び詳細図を図へー2ー1ー3 7～図へー2ー1ー3 9に示す。</p> <p>○位置</p> <p>窓、扉撤去及び閉止の配置を図へー2ー1ー1、図へー2ー1ー4及び図へー2ー1ー9に示す。</p> <p>○材料</p> <p>主な材料を別表へー2ー1ー5に示す。</p> <p>(落雷) —(6)</p> <p>(極低温) [5. 4. 1-F2]</p> <p>屋外の消火栓配管には、凍結防止対策として保温材を施している。本設工認申請に係る工事により屋外消火栓配管の一部を仮移設するが、仮移設中の配管についても、必要に応じて凍結防止策を講じる。</p> <p>(火山活動) [5. 4. 1-B3]</p> <p>建物の屋根は、湿潤密度1.5g/cm³とした降下火砕物の厚さ12cm分の重量に耐える構造としている。</p> <p>(積雪) [5. 4. 1-B4]</p> <p>建物の屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる29cmの積雪に耐える構造としている。</p> <p>(生物学的事象) —(7)</p> <p>(森林火災、外部火災) [5. 4. 1-B5] [5. 4. 2-B2]</p> <p>想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上となることを確認している。また、想定する爆発源に対して、その影</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保していることを確認している。</p> <p>(電磁的障害) —⁽⁸⁾</p> <p>(交通事故) —⁽⁹⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽¹⁰⁾</p> |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5. 5-B1] 建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計としている。 |
| 加工施設内における溢水による損傷の防止 | [5. 6-B1] 建物内は溢水源がない設計としている。 |
| 材料及び構造 | — |
| 閉じ込めの機能 | — |
| 遮蔽 | <p>[8. 1-B1]</p> <p>加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根等の厚さとしている。（図へー2ー1ー4-3及び別表へー2ー1ー10） (第1加工棟の遮蔽機能としての仕様)</p> <p>壁・屋根厚さ：図へー2ー1ー4-3に示した壁厚さ、別表へー2ー1ー10に示した屋根等の厚さ以上 コンクリートの気乾単位容積質量：[]以上</p> |
| 換気 | — |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| 安全機能を有する施設 | <p>[11. 1-B1] [11. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。</p> <p>[11. 2-B1] [11. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。</p> |
| 搬送設備 | — |
| 警報設備等 ⁽³⁾ | <p>[13. 1-F2] ガンマ線エリアモニタにより、外部放射線に係る線量当量を計測し、警報を発する構造としている。ガンマ線エリアモニタの配置を図チー2ー1ー1に示す。</p> <p>[13. 1-F3] 消防法に基づき、自動火災報知設備を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計としている。自動火災報知設備の配置を図リー4ー1ー3に示す。（[4. 1-F2]参照）</p> |
| 安全避難通路等 | <p>[13. 2. 1-F1] 避難通路には、建築基準法に基づき非常用照明⁽⁴⁾を、消防法に基づき誘導灯⁽⁴⁾を設けている。</p> <p>設備の員数 　非常用照明：15台 　誘導灯：47台</p> <p>また、非常用照明及び誘導灯はバッテリを内蔵し非常用電源設備に接続している。避難通路、非常用照明及び誘導灯の配置を図リー4ー1ー1に示す。</p> |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| 廃棄施設 | — |
| 放射線管理施設 ⁽³⁾ | [15. 1-F2] ガンマ線エリアモニタにより、外部放射線に係る線量当量を計測し、警報を発する構造としている。ガンマ線エリアモニタの配置を図チー2ー |

| | |
|------------------------|---|
| | 1-1に示す。 |
| 非常用電源設備 ⁽³⁾ | [16.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備（ガンマ線エリアモニタ、所内通信連絡設備のうち放送設備、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯）はバッテリを内蔵している。 [16.2-F2] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備（ガンマ線エリアモニタ、所内通信連絡設備のうち放送設備、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯）は非常用電源設備との接続を維持している。 |
| 通信連絡設備 ⁽³⁾ | [17.1-F1] 所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、放送設備 ⁽⁴⁾ 、所内携帯電話機（PHSアンテナ）を設置している。 設備の員数 放送設備（スピーカ）：10台 放送設備（アンプ）：1台 所内携帯電話機（PHSアンテナ）：5台 また、放送設備（アンプ）はバッテリを内蔵し非常用電源設備に接続している。所内通信連絡設備の配置を図リー4-1-2に示す。 |
| その他許可で求める仕様 | [99-B1] 積雪及び降下火碎物の除去を行う作業員が屋根に上るために[■]の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能としている。屋根のアクセスルートを図へー2-1-41に示す。追加設置する梯子の耐震重要度分類は第3類としている。 [99-B2] 東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第3類相当の設計とし、エキスパンションジョイントを設置することで、東側に隣接する一般建物の波及的影響が及ばないことを確認している。 [99-B4] F3竜巻の風荷重に対しても保有水平耐力が上回ることを確認している。 |
| 添付図 | 図へー1-1-1、図へー1-1-2、図へー2-1-1～図へー5-1-1、図チー2-1-1、図リー4-1-1～図リー4-1-5 |

- (1) 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）に基づく変更
- (2) 平成・18・10・31原第30号（平成19年6月1日付け）に基づく変更
- (3) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へー2-1-9に示す。
- (4) 現在の第1加工棟に設置している自動火災報知設備（感知器）、非常用照明、所内連絡設備の一部を取り外す工事を行うこととしているが、取り外し工事に先立って、本申請のり、その他の加工施設の工事で、自動火災報知設備（感知器）、非常用照明、放送設備を設置して適合性確認を行い、安全機能を維持する。
- (5) 本加工施設の敷地は海拔約48mにあり、基準津波の最大週上高さ海拔6mと比べて十分高く、週上波は到達しないことを確認している。
- (6) 建築基準法第33条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また消防法に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (7) 給排気（給気用フィルタ）がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (9) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。
- (10) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が10⁻⁷（回／施設・年）を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。

別表へー2-1-1 第1加工棟の改造の仕様（隣接一般建物との構造的離隔）

| 改造項目 | 部位 | 材料 | 対応図 |
|---------------------------------|------------------|--------|--|
| エキスパンションジョイントの設置（隣接一般建物との構造的離隔） | [■]、[■]と隣接一般建物境界 | アルミニウム | 図へー2-1-1、 図へー2-1-4、 図へー2-1-5 (工事概要図及び設置詳細図) |

別表へ－2－1－2 (1/2) 第1加工棟の改造の仕様 (鉄骨補強)

| 補強・改造項目 | 主要部材 | | 箇所数 | 対応図 |
|---------|-------------------|-----------------------------|-----|---|
| | 補強タイプ | 断面等、使用材料及び員数(1箇所当たり)(単位:mm) | | |
| 鉄骨補強 | 補強タイプ1 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－2 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ2 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－2 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ2A | | | |
| | 補強タイプ2B | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－2 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ3 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－2 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ4 (17通り側) | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－2 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ4 (21通り側) | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－2 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ5 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－2 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ6 | | | — |
| | 補強タイプ7 (中2階) | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－2 (工事概要図及び部材詳細図) |

別表へ－2－1－2 (2／2) 第1加工棟の改造の仕様 (鉄骨補強)

| 補強・改造項目 | 主要部材 | | 箇所数 | 対応図 |
|---------|--------------------|-----------------------------|-----|--|
| | 補強タイプ | 断面等、使用材料及び員数(1箇所当たり)(単位:mm) | | |
| 鉄骨補強 | 補強タイプ 8～10 | | | — |
| | 補強タイプ 11 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－27 (工事概要図及び部 材詳細図) |
| | 補強タイプ 11A | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－28 (工事概要図及び部 材詳細図) |
| | 補強タイプ 11B | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－29 (工事概要図及び部 材詳細図) |
| | 補強タイプ 12 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－30 (工事概要図及び部 材詳細図) |
| | 補強タイプ 13～16 | | | — |
| | 補強タイプ 17 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－31 (工事概要図及び部 材詳細図) |
| | 補強タイプ 18～30 | | | — |
| | 補強タイプ 31 (鉄骨部分) | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－32 (工事概要図及び部 材詳細図) |

別表へー2ー1ー3 第1加工棟の改造の仕様（杭・基礎の追加）

| 補強・改造項目 | 主要部材 | | 箇所数 | 対応図 |
|---------|----------------------|-----------------------------|-----|--|
| | 補強タイプ | 断面等、使用材料及び員数（1箇所当たり）（単位：mm） | | |
| 杭・基礎の追加 | 補強タイプ 11 | | | 図へー2ー1ー1、 図へー2ー1ー27 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ 11A | | | 図へー2ー1ー1、 図へー2ー1ー28 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ 11B | | | 図へー2ー1ー1、 図へー2ー1ー29 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ 12 | | | 図へー2ー1ー1、 図へー2ー1ー30 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ 31 (杭・基礎部分) | | | 図へー2ー1ー1、 図へー2ー1ー32 (工事概要図及び部材詳細図) |
| | 補強タイプ 32～33 | | | — |
| | 補強タイプ 34 | | | 図へー2ー1ー1、 図へー2ー1ー33 (工事概要図及び部材詳細図) |

別表へ－2－1－4 第1加工棟の改造の仕様（外部扉、シャッタの改造）

| 補強・改造項目 | 部位（　）内は使用材料 | 断面（単位：mm） (全て軽溝形鋼) | 員数 | 対応図 |
|---------------------|-------------|-----------------------|----|--|
| 外部扉、 シャッタ の改造 | 外部扉の 改造 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－3 4、 図へ－2－1－3 5 |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| | | 図へ－2－1－34、 図へ－2－1－35 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |
| 外部シャ ッタを鋼 製外部扉 に改造 | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－34、 図へ－2－1－35 (工事概要図、配置 図、建具表及び下地骨 組姿図) |

※：外部扉の表面板は全て~~外~~とする。

別表へ－2－1－5 第1加工棟の改造の仕様（窓、扉の撤去及び閉止）

| 補強・改造項目 | 部位 | 断面等、使用材料 | 員数 | 対応図 |
|------------|----|----------|----|---|
| 窓、扉の撤去及び閉止 | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－37 (工事概要図及び詳 細図) |
| | | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－38、 図へ－2－1－39 (工事概要図及び詳 細図) |

別表へ－2－1－6 第1加工棟の改造の仕様（防火区画の新設及び改造）

| 改造項目 | 部位 | 材料 | 対応図 |
|---------------------------------|----|----|---|
| 防火区画新設（第4－3廃棄物貯蔵室） | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－34、 図へ－2－1－36、 図へ－2－1－42 (工事概要図及び詳細図) |
| 防火区画改修に伴う 防火戸（特定防火設備）の新設及び改造 | | | 図へ－2－1－1、 図へ－2－1－34、 図へ－2－1－35、 図へ－2－1－42 (工事概要図、配置図、建具表及び下地骨組姿図) |

別表へ－2－1－7 第1加工棟の改造の仕様（屋根への梯子の追加設置）

| 改造項目 | 部位 | 材料 | 対応図 |
|-------------|----|----|---|
| 屋根への梯子の追加設置 | | | 図へ－2－1－3、 図へ－2－1－4、 図へ－2－1－40、 図へ－2－1－41 (工事概要図、梯子詳細図及び屋根のアクセスルート図) |

別表へ－2－1－8 第1加工棟 材料一覧

| | |
|-------------------|---|
| 建物 | (1)本体 上部構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート造、一部コンクリートブロック造、モルタル塗薄付け仕上げ塗材 屋根：リップ溝形鋼母屋下地、木毛セメント板の上長尺鉄板瓦棒葺き 基礎：鉄筋コンクリート杭 |
| 主要な構造材等 (既設材料) | (1)本体 ①杭：鉄筋コンクリート杭 ②鉄骨： 山形鋼、溝形鋼、H形鋼、平鋼、棒鋼 鋼管 リップ溝形鋼 ③基礎 鉄筋： コンクリート：Fc=18 ④壁 鉄筋： コンクリート：Fc=18 コンクリートブロック 石こうボード ⑤屋根 母屋： リップ溝形鋼 屋根下地：木毛セメント板 屋根葺材：鉄板 |
| 材の主要な寸法構造 | (1)本体 杭、基礎、地中梁：図へ－2－1－6、図へ－2－1－18 柱、はり：図へ－2－1－9～図へ－2－1－19 屋根：図へ－2－1－7、図へ－2－1－8、図へ－2－1－19 |

別表へ－2－1－9 第1加工棟 仕様
(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

| 項目 | 技術基準に基づく仕様 | 適合性を確認するための施設 |
|-----------------|--|-----------------------------|
| 火災等による損傷の防止 | [4. 1-F1] 消防法に基づき屋外消火栓を設置している。屋外消火栓の消火栓ポンプは非常用電源設備で動作可能としている。 | 屋外消火栓No.7～No.13 及び屋外消火栓(配管) |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | [5. 4. 1-F2] 過去に記録された最低気温-7.5 °C (大阪管区気象台 1945年1月28日) を踏まえ、屋外消火栓に断熱材付きの配管を用いる設計としている。 | 屋外消火栓(配管) |
| 警報設備等 | [13. 1-F2] 加工施設内に放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)を設けている。 | 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ) |
| 放射線管理施設 | [15. 1-F2] 加工施設内に放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)を設けている。 | 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ) |
| 非常用電源設備 | [16. 1-F1] 加工施設内に非常用電源設備を設けている。 | 非常用電源設備 |
| 通信連絡設備 | [17. 1-F1] 加工施設内に所内通信連絡設備を備えている。 | 所内通信連絡設備(電話交換機) |
| | [17. 2-F1] 加工施設内に可搬式の所外通信連絡設備を備えている。 | 所外通信連絡設備 |

別表へ－2－1－10 スカイシャイン線の計算に使用した天井厚(第1加工棟)

| 施設 | 設置場所 | 貯蔵設備 | 天井材質 | 天井厚(cm) |
|-------|----------------------|---------|--------|---------|
| 第1加工棟 | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | 鉄 | |
| | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | 鉄 | |
| | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | 鉄 | |
| | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | 鉄 | |
| | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | 鉄 | |
| | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | 鉄 | |
| | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | コンクリート | |
| | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | 鉄 | |
| | [REDACTED] (固体廃棄物保管) | | 鉄 | |
| | [REDACTED] | 輸送物保管区域 | 鉄 | |

表へー3ー1 第1ー1貯蔵容器保管設備 第1ー1貯蔵容器保管区域 仕様

| | | |
|----------------|---|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） | |
| | 施設名称 第1ー1貯蔵容器保管設備 | |
| 設備・機器名称 機器名 | {5064} 第1ー1貯蔵容器保管設備 第1ー1貯蔵容器保管区域 | |
| 変更内容 | 撤去（第1ー1貯蔵容器保管区域と、その構成機器である鋼製パレット、ストッパ及びアンカーボルトを撤去する。） | |
| 設置場所 | 第1加工棟 [REDACTED] ⁽¹⁾ | |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態 | — — 概略寸法：[REDACTED] 鋼製パレット 204個（上・中段用136個、下段用68個） ストッパ 136個、アンカーボルト 2本／ストッパ 最大貯藏能力 [REDACTED] 酸化ウラン粉末 |
| 技 術 基 準 | 核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — — — — — — — — |
| に 対 す る 仕 様 | 材料及び構造 閉じ込めの機能 遮蔽 換気 核燃料物質等による汚染の防止 安全機能を有する施設 搬送設備 警報設備等 安全避難通路等 核燃料物質の貯蔵施設 廃棄施設 放射線管理施設 非常用電源設備 通信連絡設備 | — — — — — — — — — — — — — — — — — — |
| その他の仕様 | [99-F3] 設備・機器の撤去を行う。 | |
| 添付図 | 図へー3ー1ー1 | |

(1) 加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づき、[REDACTED]の部屋名称を[REDACTED]に変更する。

表へ－3－2 粉末・ペレット貯蔵容器I型 仕様

| | | |
|------------------|---|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） 施設名称 | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 粉末・ペレット貯蔵容器I型 |
| 設備・機器名称 機器名 | | {5003} {5066} 粉末・ペレット貯蔵容器I型 — |
| 変更内容 | | 一部撤去（第1加工棟 [REDACTED] ⁽¹⁾ を輸送物の保管に限定（粉末・ペレット貯蔵容器I型の設置場所から第1加工棟 [REDACTED]を削除）するため、粉末・ペレット貯蔵容器I型600個のうち480個を撤去する。）また、残る120個について変更せずに適合性確認を行う。 |
| 設置場所 | | 第1－3貯蔵棟 [REDACTED] ⁽²⁾ 、第2加工棟 [REDACTED] [REDACTED] |
| 員数 | | 600個のうち480個を撤去し、120個とする。 |
| 一 般 仕 様 | 型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態 | 円筒型 別表へ－3－2－1に示す 概略寸法 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型） 最大取扱量：[REDACTED]／貯蔵容器 ⁽³⁾ 可搬式（耐震重要度分類：なし） 酸化ウラン粉末 |
| 技術基準に対する仕様 | 核燃料物質の臨界防止 ⁽⁸⁾ | [3.1-F1] (單一ユニットの臨界安全) 第二領域（[REDACTED]を含む）の單一ユニット「[REDACTED]」を構成する ⁽⁴⁾ 。また、第2－1領域（[REDACTED]を含む）の單一ユニット「輸送容器搬送コンペア」を構成する ⁽⁵⁾ 。 幾何学的形状制限 外径：48cm以上 高さ：83cm以上 粉末保管容器（保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）） ⁽⁶⁾ 数：3個以下 (複数ユニットの臨界安全) — ⁽⁷⁾ |
| | 火災等による損傷の防止 | [4.3-F1] 主要な構造部には不燃性材料又は難燃性材料を使用している。使用する材料を別表へ－3－2－1に示す。 |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | — |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | [7.1-F2] 核燃料物質を容器内に閉じ込める構造としている。 |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性 |

| | |
|-------------|---|
| | を考慮した設計としている。 |
| 搬送設備 | — |
| 警報設備等 | — |
| 安全避難通路等 | — |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| 廃棄施設 | — |
| 放射線管理施設 | — |
| 非常用電源設備 | — |
| 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F3] 粉末・ペレット貯蔵容器I型の使用場所から第1加工棟を除外することに伴い、粉末・ペレット貯蔵容器I型600個のうち480個を撤去する。 |
| 添付図 | 図へ-3-2-1 |

- (1) 加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づき、[] の部屋名称を [] に変更する。
- (2) 粉末・ペレット貯蔵容器I型は、第1-3貯蔵棟 [] 、第2加工棟 [] において共用する。
- (3) 粉末・ペレット貯蔵容器I型1個に粉末保管容器（保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型））を3個収納して取り扱う。粉末保管容器（保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型））1個あたりの最大取扱量は、酸化ウラン [] kgである。
- (4) [] を共用する第二領域（[] を含む）における核燃料物質の臨界防止については、第二領域に設置された単一ユニット「[]」の構成に粉末・ペレット貯蔵容器I型を含ませることにより、次回以降、設備・機器の設工認で適合性を確認する。
- (5) 輸送容器搬送コンベアを共用する第2-1領域（[] を含む）における核燃料物質の臨界防止については、第2-1領域に設置された単一ユニット「輸送容器搬送コンベア」の構成に粉末・ペレット貯蔵容器I型を含ませることにより、第1次設工認申請において適合性を確認済みである。
- (6) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を第2-1領域（[] を含む）において共用する際の適合性は、第1次設工認申請において確認済みである。
- (7) [] を共用する第二領域（[] を含む）は、一つの単一ユニットから構成されるため、複数ユニット評価は不要である。
- (8) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表へ-3-2-2に示す。

別表へ-3-2-1 粉末・ペレット貯蔵容器I型 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|------|------|-----------------------|
| 強度部材 | 本体 | 鋼 [] パーライト アルミナセメント系 |
| その他 | 締付金具 | 鋼 [] |
| | 蓋 | 鋼 [] |

別表へ-3-2-2 粉末・ペレット貯蔵容器I型 仕様

(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

| 項目 | 技術基準に基づく仕様 | 適合性を確認するための施設 |
|------------|---|---------------|
| 核燃料物質の臨界防止 | (単一ユニットの臨界安全) [] に設置する第1-3貯蔵容器保管設備に、粉末・ペレット貯蔵容器I型を含ませて、核的制限値を設定する。 | 第1-3貯蔵棟 |
| | (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5cm以上）により離隔することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。 | 第2加工棟 |

表へ-4-1 第1-1燃料集合体保管区域 仕様

| | | |
|----------------|---|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 第1-1燃料集合体保管設備 |
| 設備・機器名称 機器名 | {5065} 第1-1燃料集合体保管設備 第1-1燃料集合体保管区域 | |
| 変更内容 | 撤去（第1-1燃料集合体保管区域と、その構成機器であるストッパ及びアンカーボルトを撤去する。） | |
| 設置場所 | 第1加工棟 | (1) |
| 員数 | 1 | |
| 一般仕様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | — |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[REDACTED] |
| | その他の構成機器 | ストッパ 80個、アンカーボルト 2本／ストッパ |
| | その他の性能 | 最大貯蔵能力：[REDACTED]（燃料集合体輸送容器NFI-V型で18個） 最大段数：2段 |
| | 核燃料物質の状態 | 燃料集合体 |
| 技術基準に対する仕様 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | — |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | — |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | — |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F3] 設備・機器の撤去を行う。 | |
| 添付図 | 図へ-5-1-1 | |

(1) 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、

【の部屋名称を】に変更する。

表へ-5-1 第1-1 輸送物保管区域 仕様

| | | |
|----------------|---|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 輸送物保管区域 第1-1 輸送物保管区域 |
| 設備・機器名称 機器名 | {5009} 第1-1 輸送物保管区域 — | |
| 変更内容 | 新設（輸送物の保管に限定する第1-1 輸送物保管区域を新設する。） | |
| 設置場所 | 第1加工棟 | [1) |
| 員数 | 1 | |
| 一般仕様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | 別表へ-5-1-1に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[■■■■■] |
| | その他の構成機器 | 輸送容器 |
| | その他の性能 | 最大貯蔵能力：[■■■■■] (粉末若しくはペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて180個以下とし、また燃料集合体を輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器1個につき、粉末又はペレットの輸送容器5個相当として粉末若しくはペレットの輸送容器と合わせて180個以下とする。) 床面にペイントで第1-1 輸送物保管区域を明示している。 |
| 技術基準に対する仕様 | 核燃料物質の状態 | 酸化ウラン粉末、燃料集合体（いざれも輸送容器に収納） |
| | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 第1-1 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当に固定措置を講じる。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件下において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | — |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を[■■■■■]としている。 [99-F4] | |

| | |
|-----|---|
| | 第1-1 輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する設計としている。 |
| 添付図 | 図へ-5-1-1 |

(1) 加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づき、
　　この部屋名称を　　に変更する。

別表へ-5-1-1 第1-1 輸送物保管区域 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|------|-----|----------|
| 強度部材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

4. 工事の方法

本申請における施設の以下に示す改造工事、撤去工事及び新設工事は、保安規定に基づき(工事)作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。

a. 第1加工棟(改造)

- ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置：図へ－2－1－1、図へ－2－1－4及び図へ－2－1－5に示す隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置する。
- ②[]の撤去：図へ－1－1－1及び図へ－1－1－2に示す既存建物の[]を撤去する。
- ③鉄骨補強：図へ－2－1－20～図へ－2－1－32に示す既存建物の鉄骨に補強を行う。
- ④杭・基礎の追加：図へ－2－1－27、図へ－2－1－28、図へ－2－1－29、図へ－2－1－30、図へ－2－1－32及び図へ－2－1－33に示す既存建物の杭・基礎に補強を行う。
- ⑤天井ボード及び天井ボードに設置された設備の撤去：図へ－2－1－2に示す既存建物の天井ボードを撤去する。併せて天井ボードに設置された自動火災報知設備(感知器)、非常用照明、所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を撤去する。
- ⑥外部扉、シャッタの改造：図へ－2－1－1、図へ－2－1－4、図へ－2－1－34及び図へ－2－1－35に示す既存建物の外部扉及びシャッタの改造を行う。
- ⑦窓、扉の撤去及び閉止：図へ－2－1－37～図へ－2－1－39に示す既存建物の窓、扉を撤去し、鉄筋コンクリートによる閉止の改造を行う。
- ⑧防火区画の新設及び改造：図へ－2－1－1、図へ－2－1－36及び図へ－2－1－42に示す既存建物に防火区画を新設する。また、図へ－2－1－34に示す既存建物の[]及び[]の防火区画の扉の改造を行う。
- ⑨屋根への梯子の追加設置：図へ－2－1－3、図へ－2－1－4及び図へ－2－1－40に示す既存建物の屋根に梯子を追加設置する。

- b. 貯蔵容器保管設備等の撤去、輸送物保管区域の新設、粉末・ペレット貯蔵容器I型の一部撤去：図へ－5－1－1に示す[]の貯蔵容器保管設備、燃料集合体保管設備を撤去し、輸送物保管区域を新設する。また、図へ－3－2－1に示す粉末・ペレット貯蔵容器I型の一部を撤去する。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入

りを制限する。また、常に整理整頓に努める。

- ・発生した廃棄物の仕掛けについて、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛けの保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約 11170 本）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
- ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼動させることで負圧及び換気機能を維持する。なお、本申請に係る工事で、第1種管理区域内で行う工事はない。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。なお、本申請に係る工事で、核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事はない。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生などの処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。

- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物及び設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。

本申請の第1加工棟に係る工事範囲及び工事が影響する範囲に核燃料物質の貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設がある。

また、放射性廃棄物の廃棄施設では、加工施設の維持管理に不可欠である放射性固体廃棄物の保管廃棄を行っているが、現在保管廃棄している放射性固体廃棄物金属容器全てを他の保管廃棄施設に移動させることができることから、第1加工棟内で保管廃棄したまま、安全を確保する方法を探る。具体的には、本工事を複数の工事区画に分け、工事着手前に対象となる工事区画における工事により、影響を受けるおそれのある放射性固体廃棄物の金属容器を、影響を受けるおそれのない保管廃棄施設に順次移し替えながら、連続的に工事を実施する。

なお、██████████の粉末・ペレット貯蔵容器I型の移動については第1次設工認の工事として申請している。また、燃料集合体の輸送容器は██████████に存在しない。

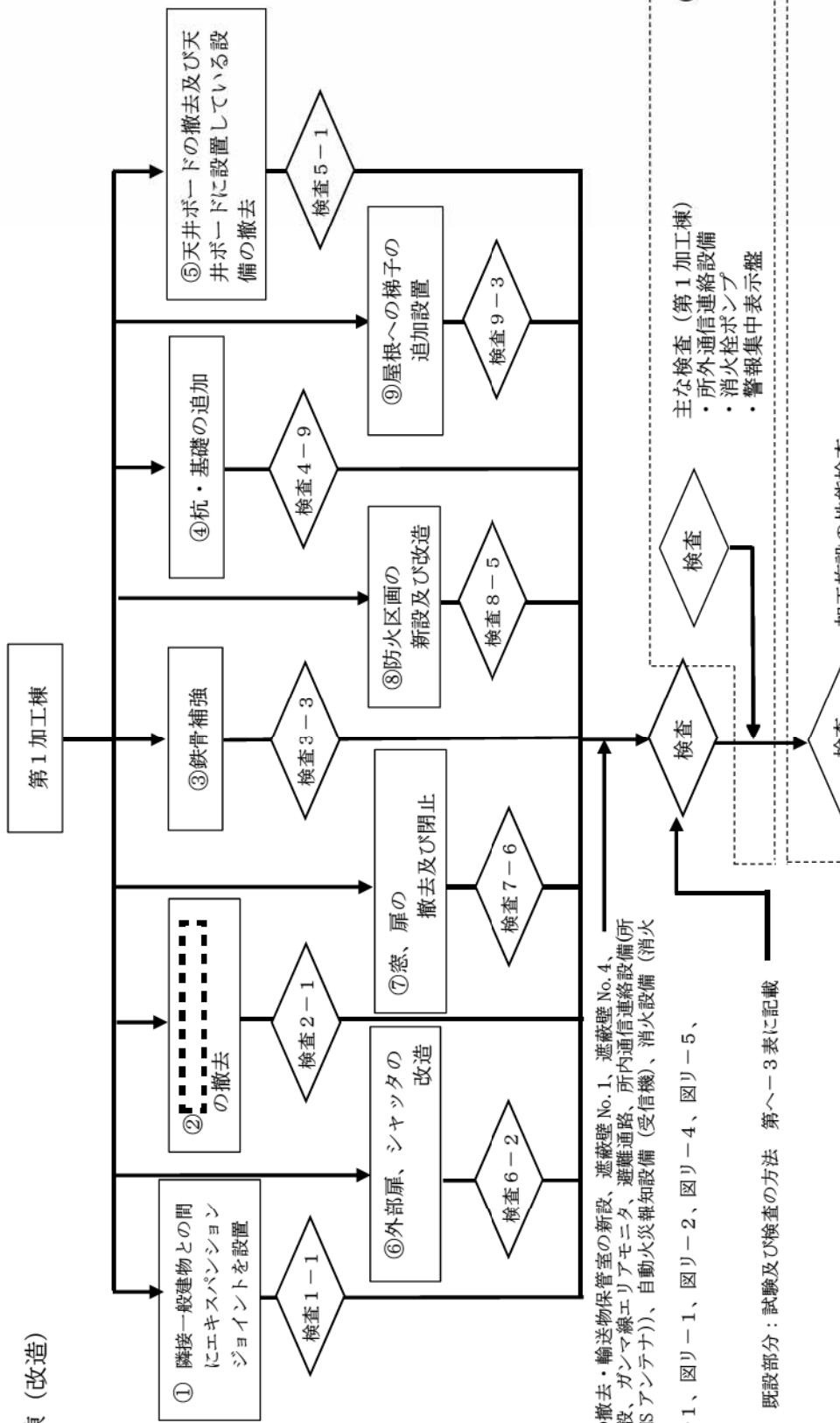
a. 第1加工棟（改造）

- ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置
- ②██████████の撤去
- ③鉄骨補強
- ④杭・基礎の追加
- ⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去
- ⑥外部扉、シャッタの改造
- ⑦窓、扉の撤去及び閉止
- ⑧防火区画の新設及び改造
- ⑨屋根への梯子の追加設置

b. 貯蔵容器保管設備の撤去、輸送物保管区域の新設、粉末・ペレット貯蔵容器I型の一部撤去

以上の工事のフローを図へー1から及び図へー3に示す。

a. 第1加工棟 (改造)



貯蔵容器保管室の撤去・輸送物保管室の新設、遮蔽壁No.1、遮蔽壁No.4、防護壁No.1の新設、ガンマ線エリモニタ、避難通路、所内通信連絡設備、内携帯電話機(PHSアンテナ)、自動火災報知設備(受信機)、消火設備(消火器、屋外消火栓)、図へ-3、図チ-1、図リ-1、図リ-2、図リ-4、図リ-5、図リ-6に記載

(凡例)

□：製作工程、工事

△：検査(個別工事については個別工事終了時の検査項目を示す)

□：別途設工認申請

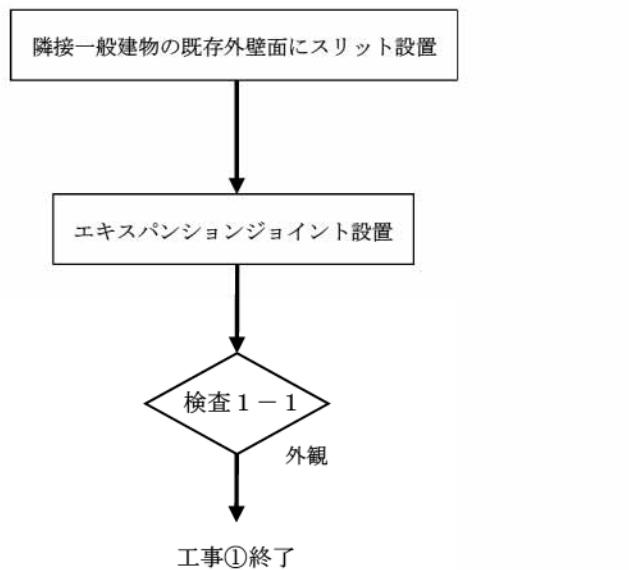
図へ-1 全体工事フロー

注1：建物及び設備・機器で安全機能を担保する条項に係る工事及び検査

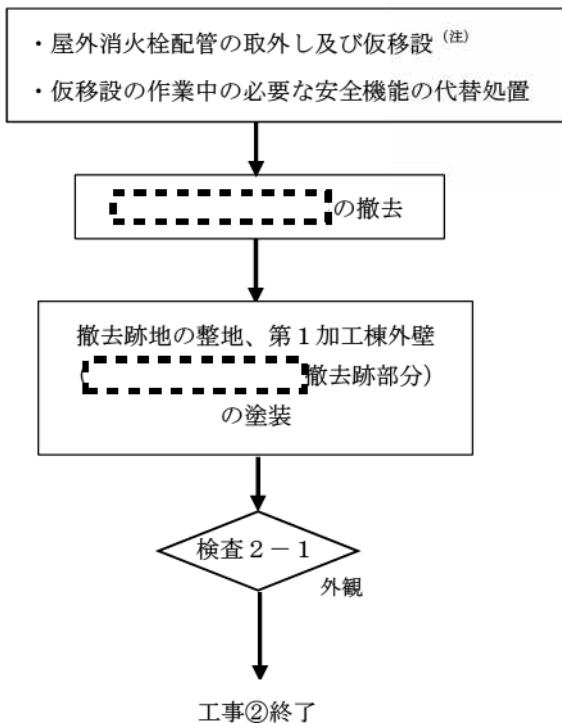
であり、別途設工認申請を行う。

注2：加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。

①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置



②[]の撤去



注：屋外消火栓配管の仮移設は、[]付近及び[]北側の2か所とする。
また、屋外消火栓配管を仮移設工事后、消火設備の安全機能を維持する。

(凡例)

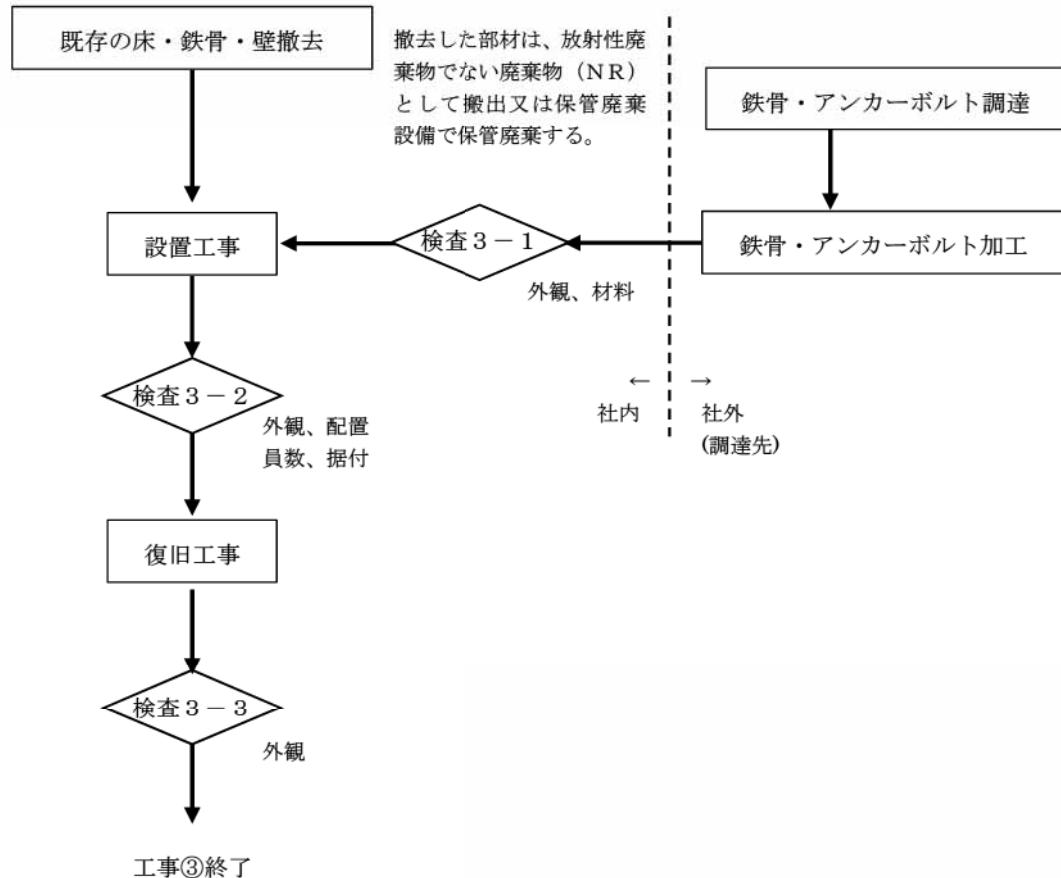
[] : 製作工程、工事

{ } : 検査

[] : 別途設工認申請

図へ-2 個別工事フロー (1/8)

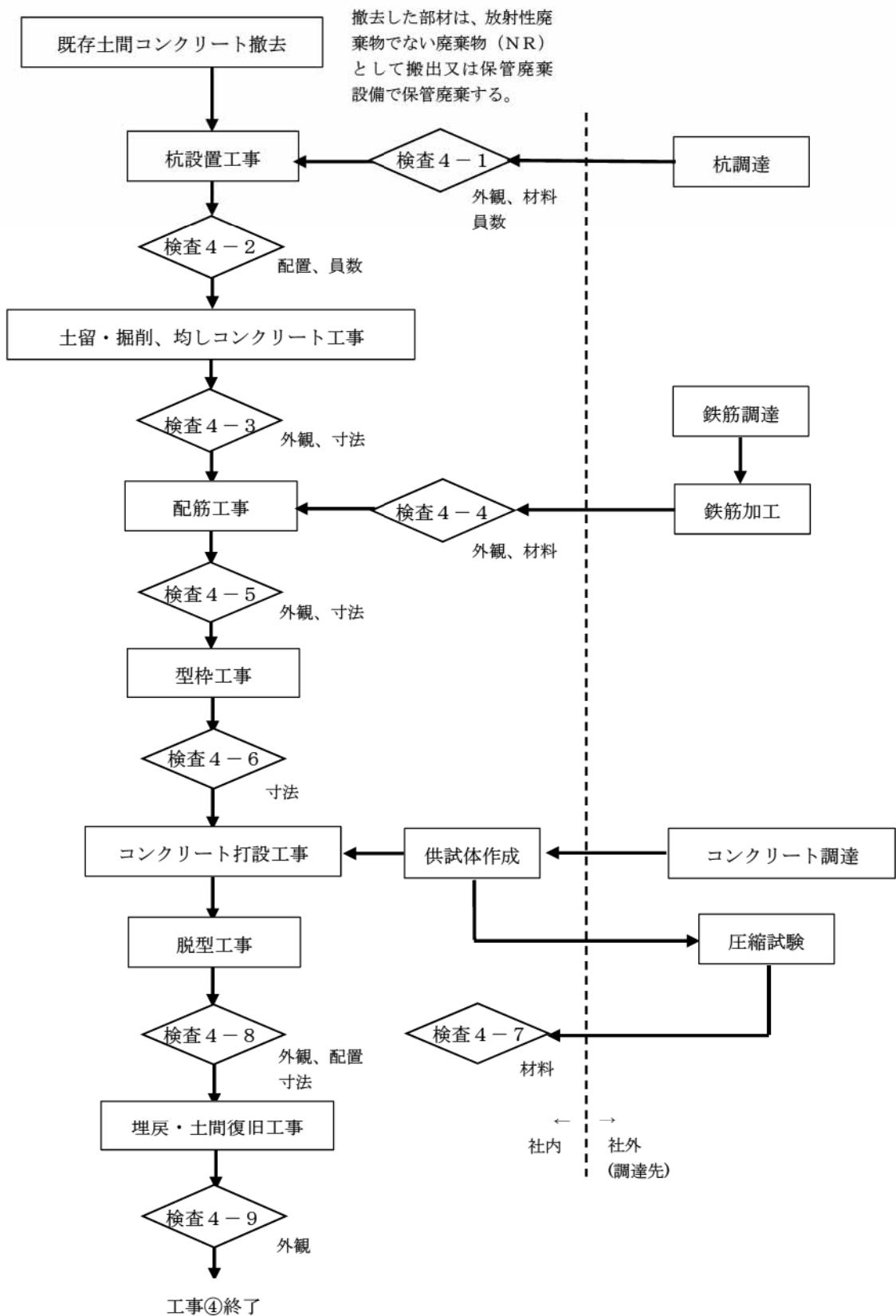
(注)
③鉄骨補強



注：放射性廃棄物の廃棄施設では、放射性固体廃棄物の保管廃棄を行っているが、本工事の実施に当たり現在保管廃棄している放射性固体廃棄物の金属容器全てを他の保管廃棄施設に移動させることができ難であることから、第1加工棟内で保管廃棄したまま安全を確保する方法を探る。具体的には、本工事を複数の工事区画に分け、工事着手前に対象となる工事区画における工事により、影響を受けるおそれのある放射性固体廃棄物の金属容器を、影響を受けるおそれのない保管廃棄施設に順次移し替えながら、連続的に工事を実施する。

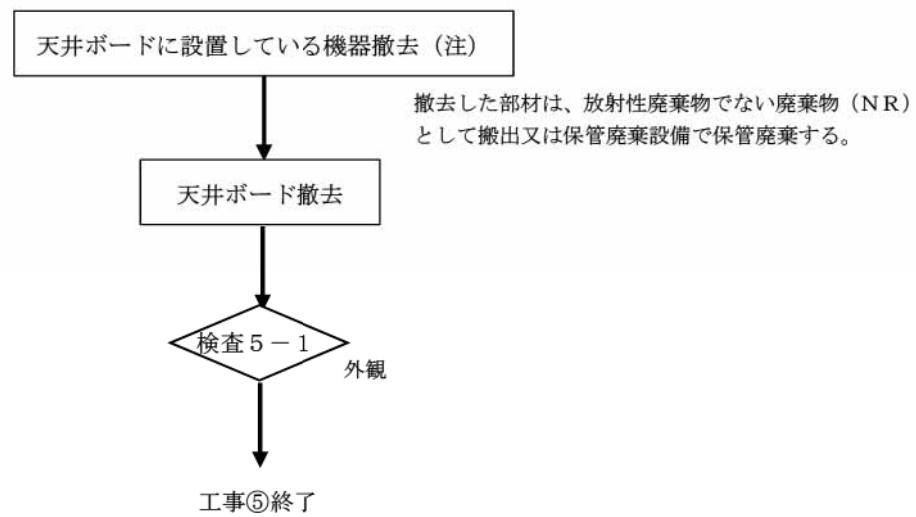
図ヘ-2 個別工事フロー (2/8)

④杭・基礎の追加



図へ-2 個別工事フロー (3/8)

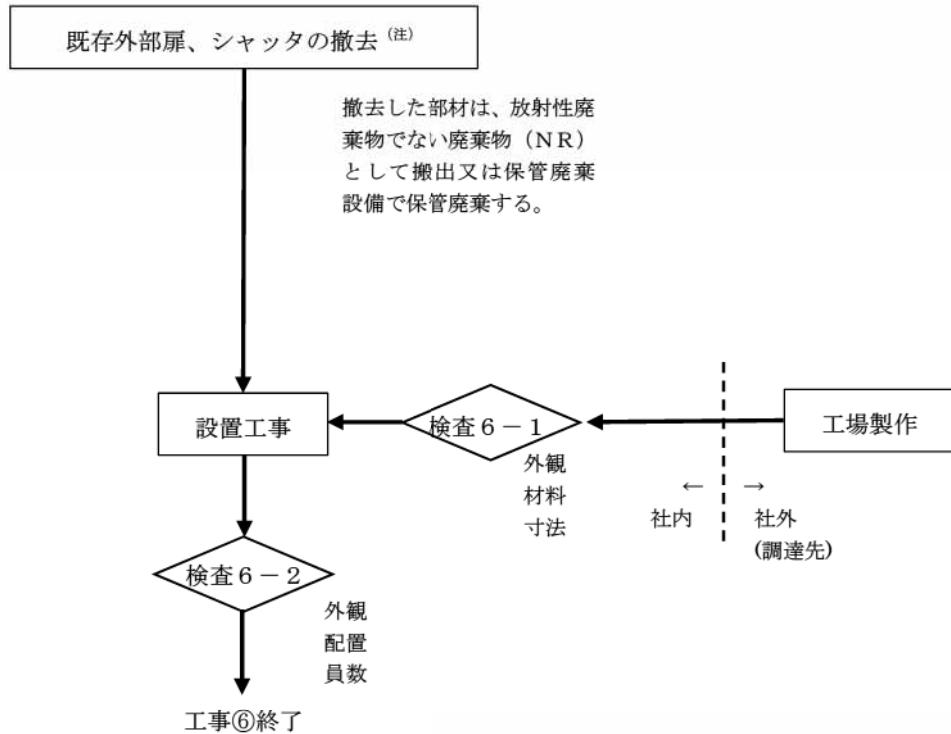
⑤建物の天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去



注：天井ボードに設置している機器を撤去する前に、図リ－5に示す工事により、自動火災報知設備（感知器）、非常用照明、所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を増設し安全機能を維持する。
対象エリア :

図ヘ－2 個別工事フロー（4／8）

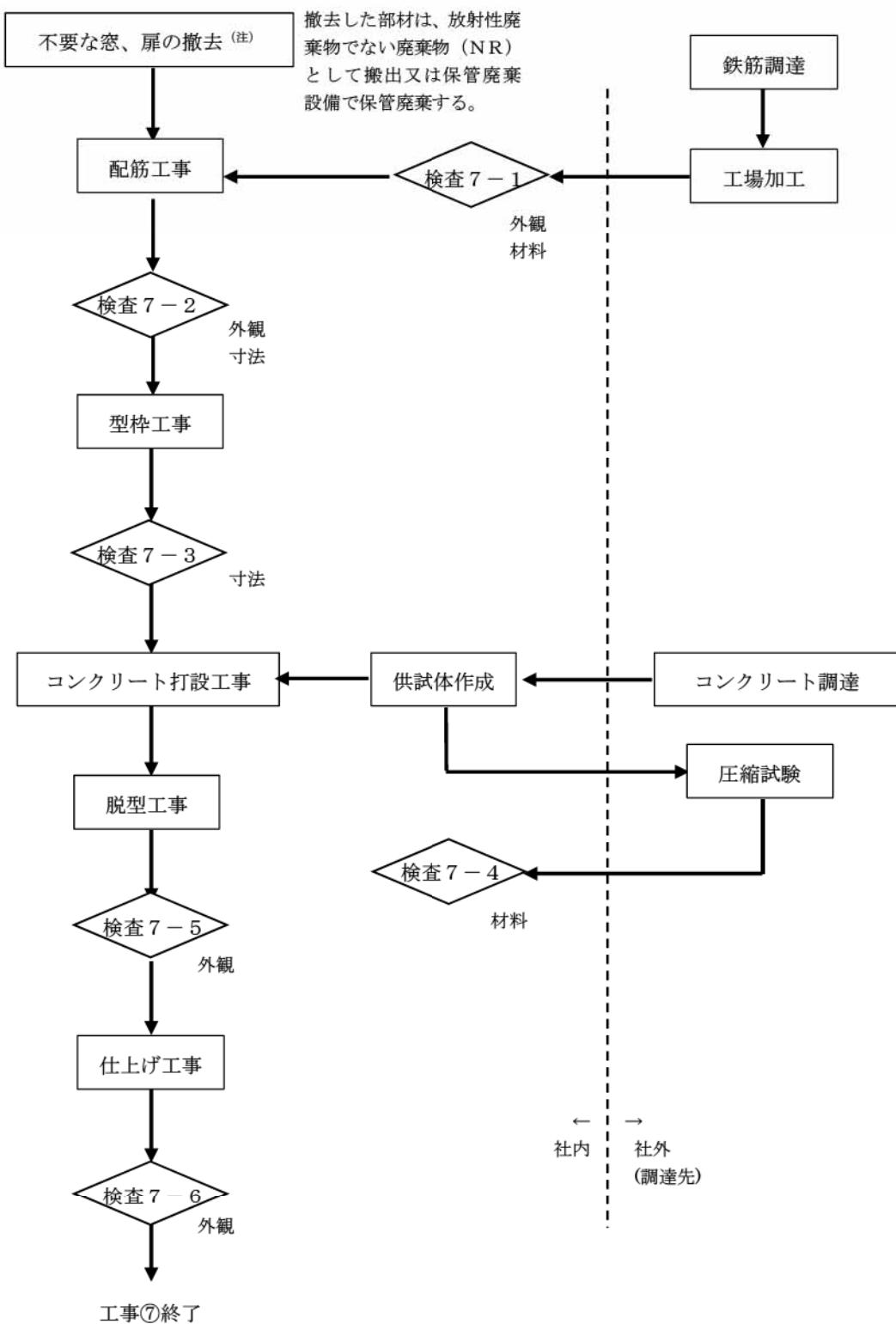
⑥外部扉、シャッタの改造



注：外部扉、シャッタの改造工事中は、加工施設への人の不法な侵入の防止のために、管理区域境界に常時監視人を配置し、夜間・休日等監視人を配置しない場合は仮設鉄板等で閉鎖する。

図H-2 個別工事フロー（5／8）

⑦窓、扉の撤去及び閉止

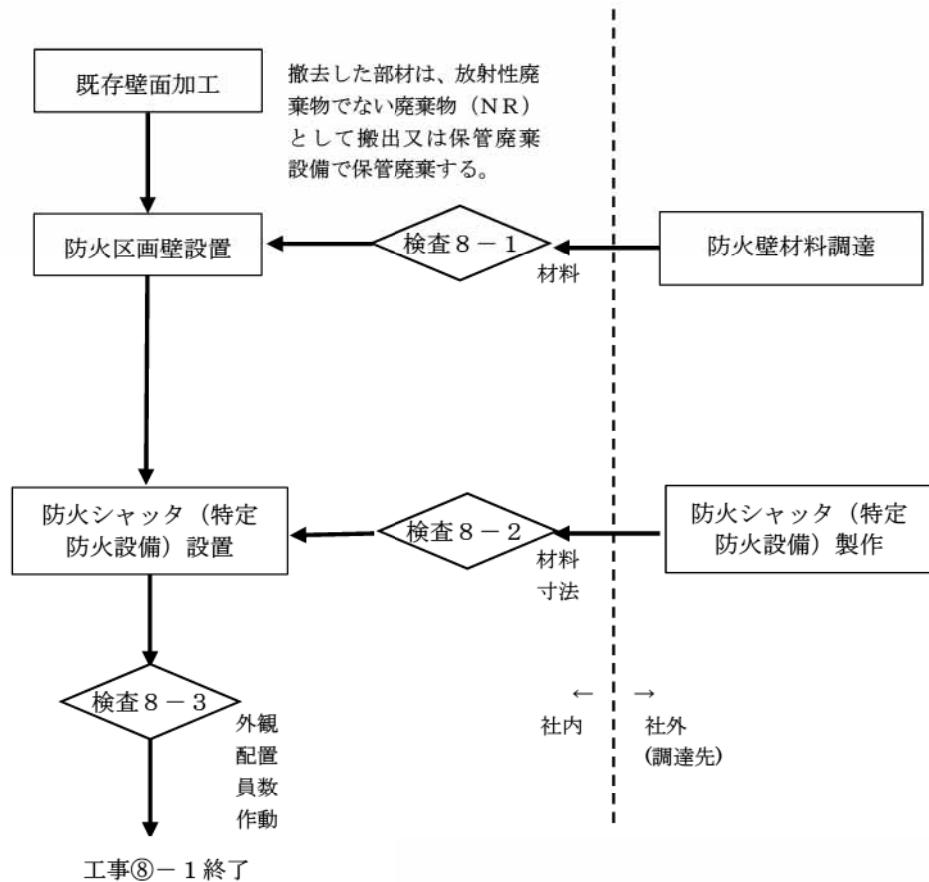


注：窓、扉の撤去及び閉止工事中は、加工施設への人の不法な侵入の防止のために、管理区域境界に常時監視人を配置し、夜間・休日等監視人を配置しない場合は仮設鉄板等で閉鎖する。

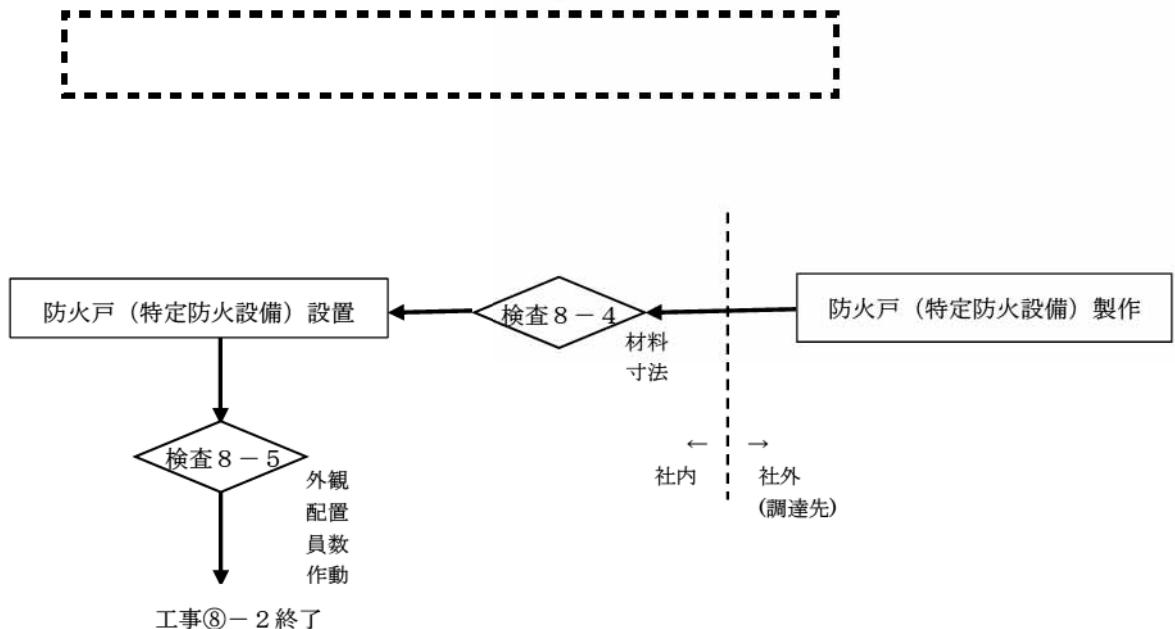
図ヘ-2 個別工事フロー (6／8)

⑧防火区画の新設及び改造

⑧－1 防火区画新設 (□)

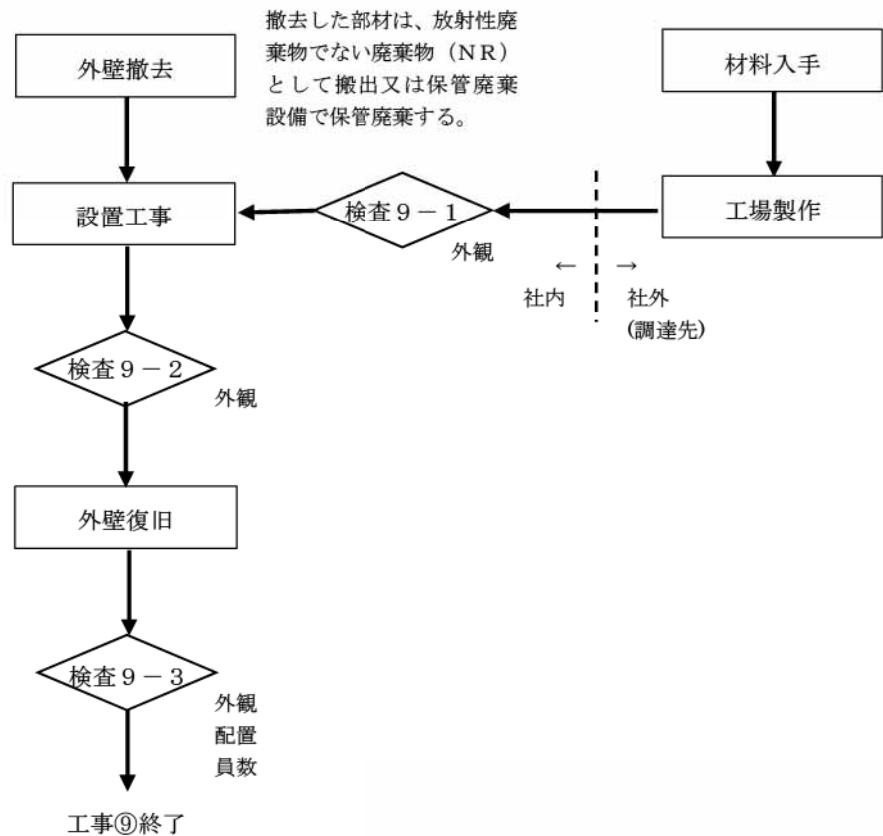


⑧－2 防火区画改修に伴う防火戸（特定防火設備）の新設及び改造



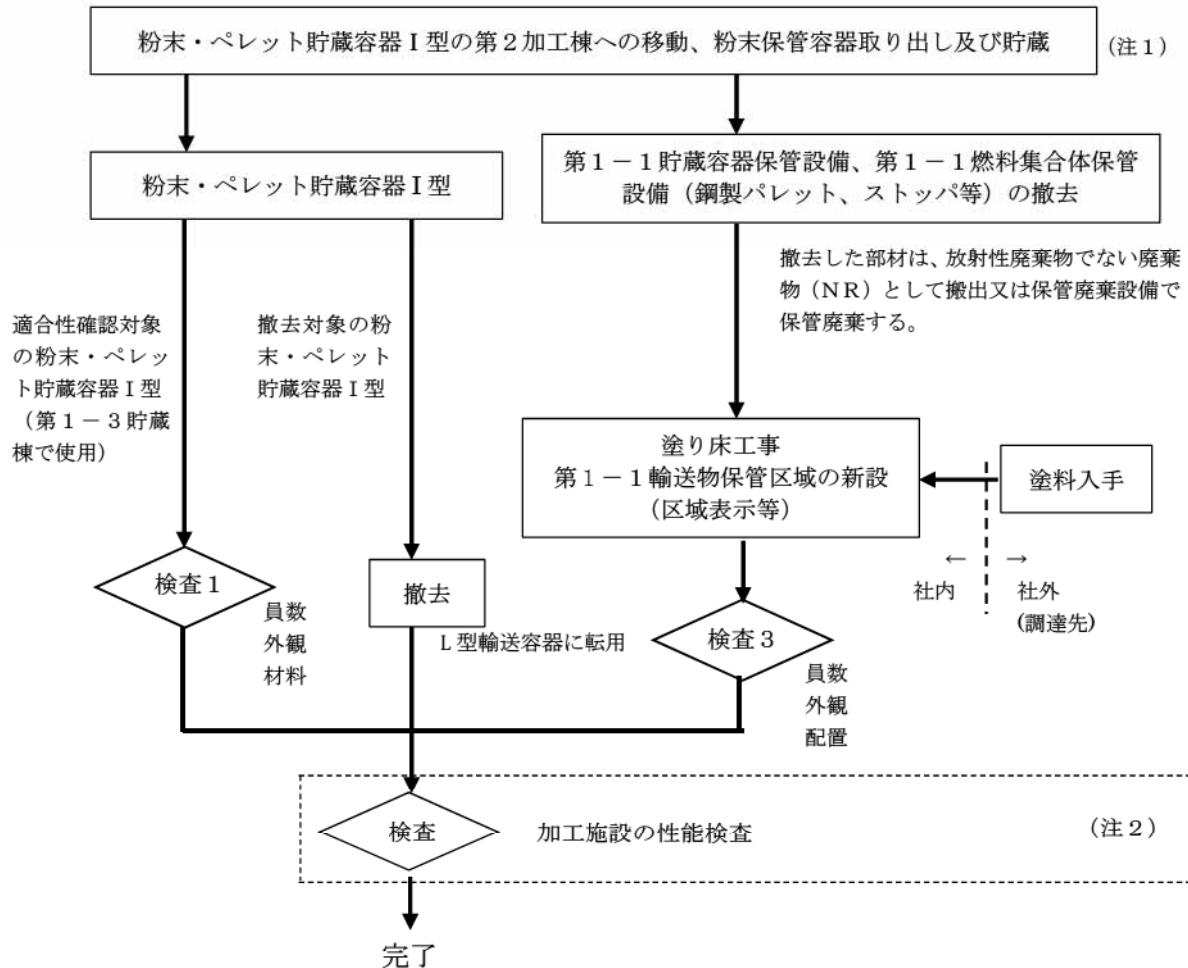
図へ-2 個別工事フロー (7 / 8)

⑨屋根への梯子の追加設置



図H-2 個別工事フロー（8／8）

b. 貯蔵容器保管設備の撤去、輸送物保管区域の新設、粉末・ペレット貯蔵容器I型の一部撤去



(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

〔 〕 : 別途設工認申請

図へー3 工事フロー

(3) 試験検査

試験・検査は(2)に示した工事手順に従い、変更に係る建物・構築物は第へー1表に示す項目について第へー2表及び第へー3表に示す検査を実施する。

また、変更に係る設備・機器は第へー4表に示す項目について第へー5表に示す検査を実施する。

(4) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、別添Ⅱに示す「保安品質保証計画書」に従って行う。

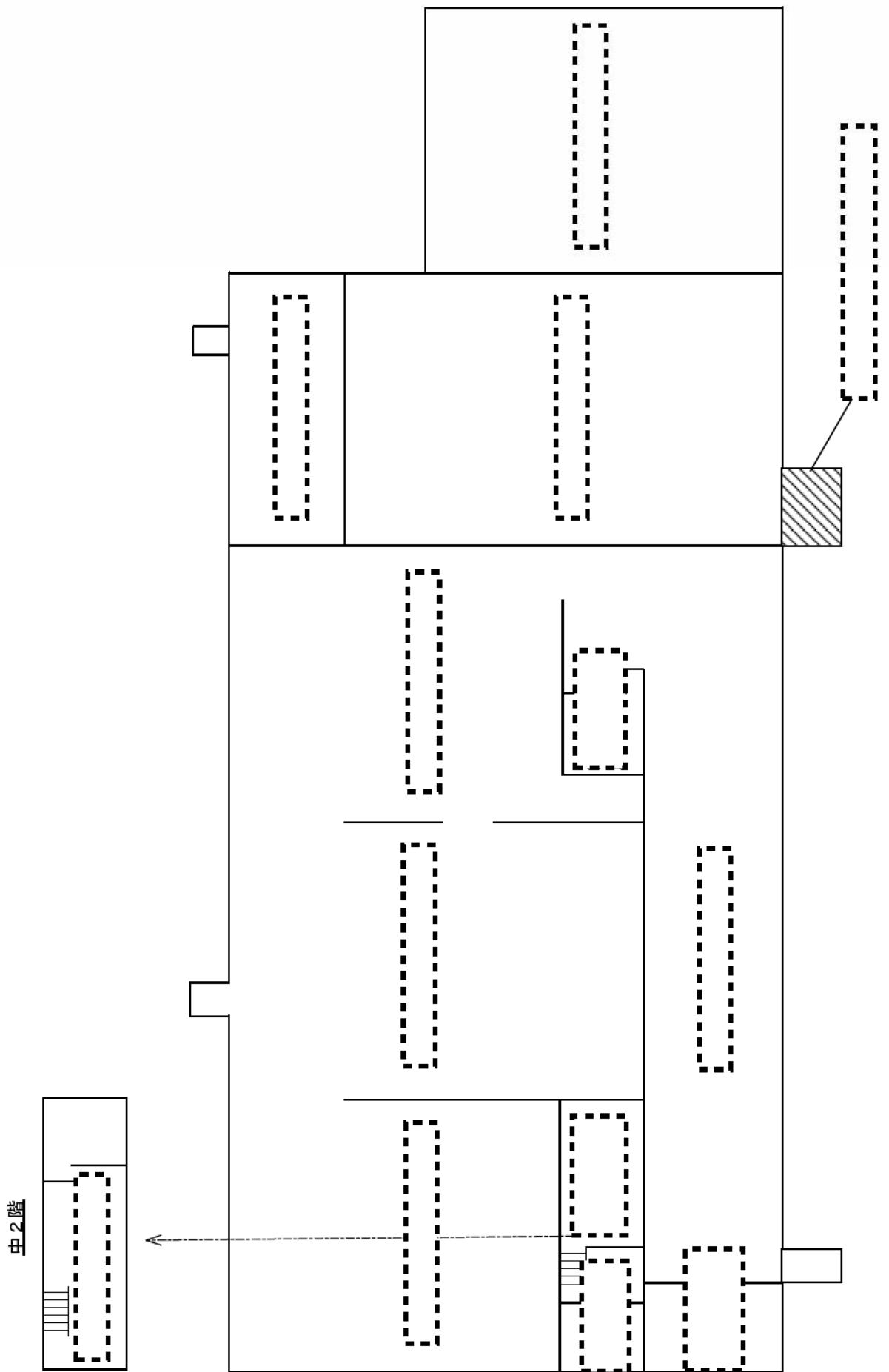
(5) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第1加工棟は、内部に設備・機器等を設置しており、外部衝撃から設備・機器等を防護する機能を有するとともに、管理区域の不法侵入防止、遮蔽機能を有していること等、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後も継続して使用する。また、第1加工棟は、建物単体の検査で適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間、建物単体の検査で適合性を確認した状態を維持する。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

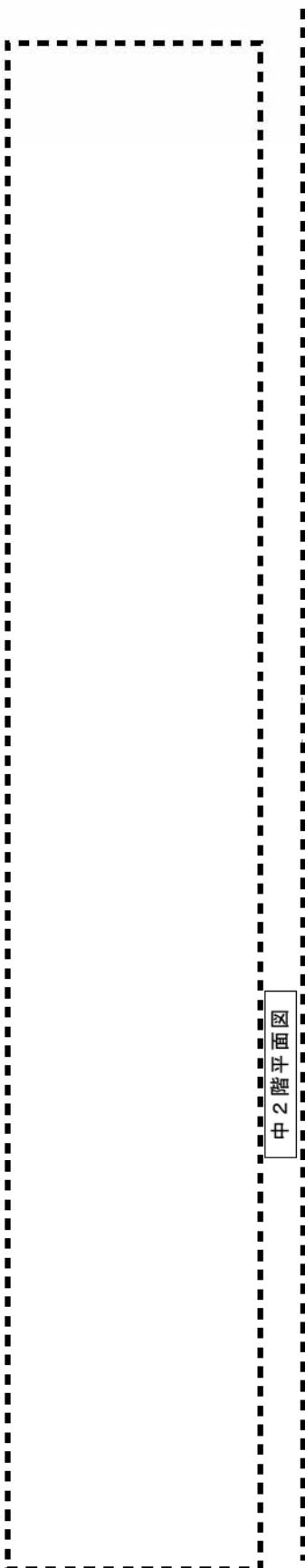
5. 添付図一覧表

| 番号 | 名称 |
|-----------|---------------------------|
| 図へー1ー1ー1 | 敷地内における主要な加工施設の変更概要 |
| 図へー1ー1ー2 | 第1加工棟の主要な部屋配置 |
| 図へー2ー1ー1 | 第1加工棟 工事概要図（1階・中2階） |
| 図へー2ー1ー2 | 第1加工棟 工事概要図（天井撤去範囲1階・中2階） |
| 図へー2ー1ー3 | 第1加工棟 工事概要図（屋根伏図） |
| 図へー2ー1ー4 | 第1加工棟 工事概要図（立面図） |
| 図へー2ー1ー5 | 第1加工棟 エキスパンションジョイント設置詳細図 |
| 図へー2ー1ー6 | 第1加工棟 基礎伏図 |
| 図へー2ー1ー7 | 第1加工棟 屋根伏図（下弦レベル） |
| 図へー2ー1ー8 | 第1加工棟 屋根伏図（上弦レベル） |
| 図へー2ー1ー9 | 第1加工棟 C'通り、B'通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー10 | 第1加工棟 A通り、B通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー11 | 第1加工棟 C通り、D通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー12 | 第1加工棟 E通り、F通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー13 | 第1加工棟 G通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー14 | 第1加工棟 1通りー6通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー15 | 第1加工棟 7通りー12通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー16 | 第1加工棟 13通りー17通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー17 | 第1加工棟 18通りー21通り軸組図 |
| 図へー2ー1ー18 | 第1加工棟 既設部材リスト1 |
| 図へー2ー1ー19 | 第1加工棟 既設部材リスト2 |
| 図へー2ー1ー20 | 第1加工棟 補強タイプ1詳細図 |
| 図へー2ー1ー21 | 第1加工棟 補強タイプ2詳細図 |
| 図へー2ー1ー22 | 第1加工棟 補強タイプ2A・2B詳細図 |
| 図へー2ー1ー23 | 第1加工棟 補強タイプ3詳細図 |
| 図へー2ー1ー24 | 第1加工棟 補強タイプ4詳細図 |
| 図へー2ー1ー25 | 第1加工棟 補強タイプ5詳細図 |
| 図へー2ー1ー26 | 第1加工棟 補強タイプ7詳細図 |
| 図へー2ー1ー27 | 第1加工棟 補強タイプ11詳細図 |
| 図へー2ー1ー28 | 第1加工棟 補強タイプ11A詳細図 |
| 図へー2ー1ー29 | 第1加工棟 補強タイプ11B詳細図 |
| 図へー2ー1ー30 | 第1加工棟 補強タイプ12詳細図 |
| 図へー2ー1ー31 | 第1加工棟 補強タイプ17詳細図 |
| 図へー2ー1ー32 | 第1加工棟 補強タイプ31詳細図 |
| 図へー2ー1ー33 | 第1加工棟 補強タイプ34詳細図 |
| 図へー2ー1ー34 | 第1加工棟 改造鋼製扉 配置図、建具表 |
| 図へー2ー1ー35 | 第1加工棟 改造鋼製扉 姿図 |
| 図へー2ー1ー36 | 第1加工棟 東側壁（防火区画） |
| 図へー2ー1ー37 | 第1加工棟 窓及び扉のコンクリートによる閉止1 |
| 図へー2ー1ー38 | 第1加工棟 窓及び扉のコンクリートによる閉止2 |
| 図へー2ー1ー39 | 第1加工棟 扉のコンクリートによる閉止 詳細図 |
| 図へー2ー1ー40 | 第1加工棟 屋根の梯子 |
| 図へー2ー1ー41 | 第1加工棟 屋根のアクセスルート |
| 図へー2ー1ー42 | 第1加工棟 火災区画 |
| 図へー2ー1ー43 | 直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚等 |
| 図へー3ー2ー1 | 粉末・ペレット貯蔵容器I型 |
| 図へー5ー1ー1 | 第1ー1輸送物保管区域の配置 |

図へー1ー1ー1 敷地内における主要な加工施設の変更概要



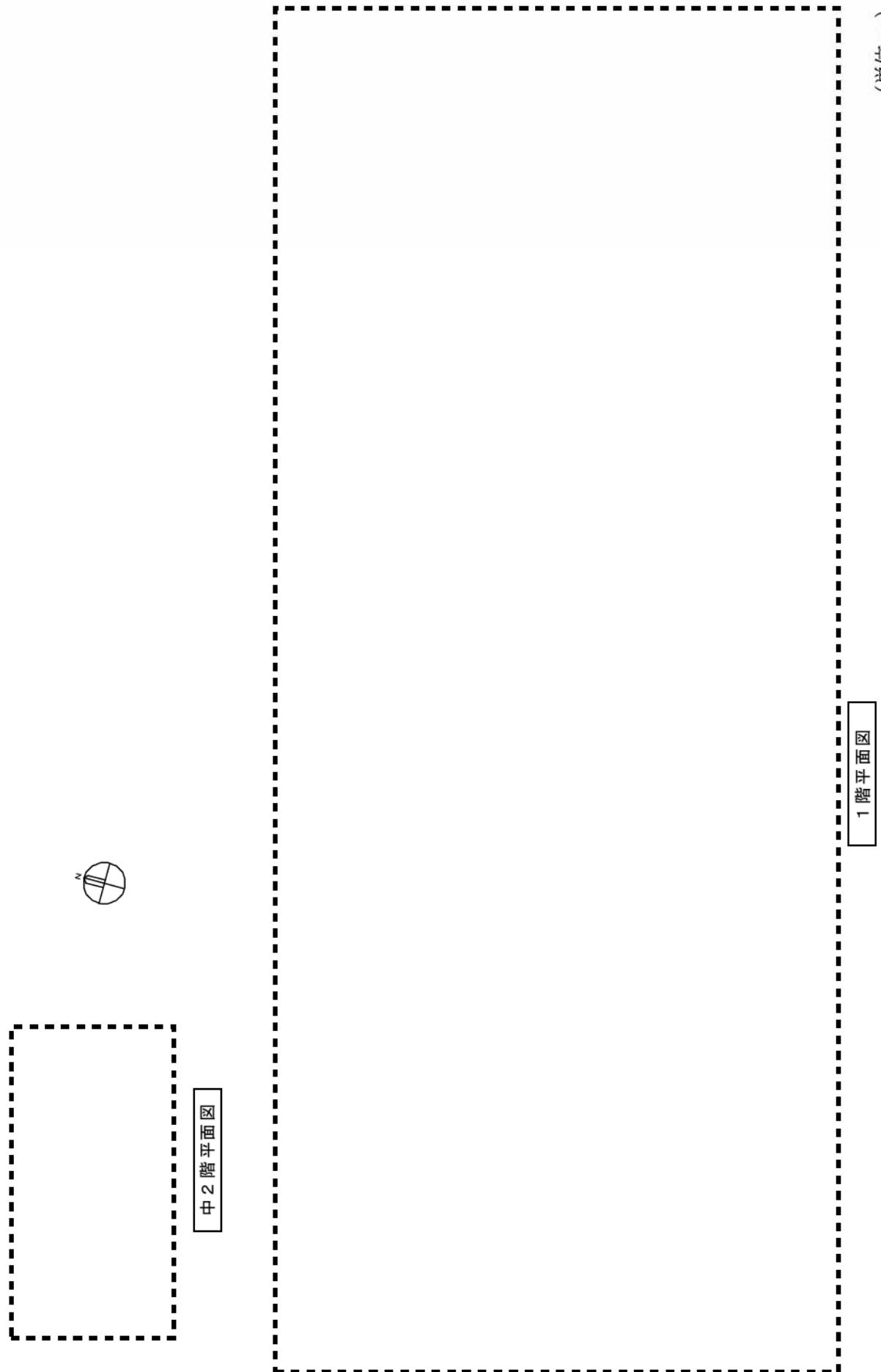
図へー1ー1ー2 第1加工棟の主要な部屋配置



凡例

- : 鉄筋コンクリート壁
- : コンクリートブロック壁
- : 石こうボード壁
- 地震による損傷の防止 □ 内の番号は構造タイプの番号を示す
- 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止
- 火災等による損傷の防止
- その他
- 【連】 : 遠隔
- 【火】 : 火災による損傷の防止
- 【侵】 : 加工施設への人の不法な侵入の防止
- EXP.J : エキスパンションジョイントを示す

図ヘ-2-1-1 第1加工棟 工事概要図 (1階・中2階)
(単位 mm)



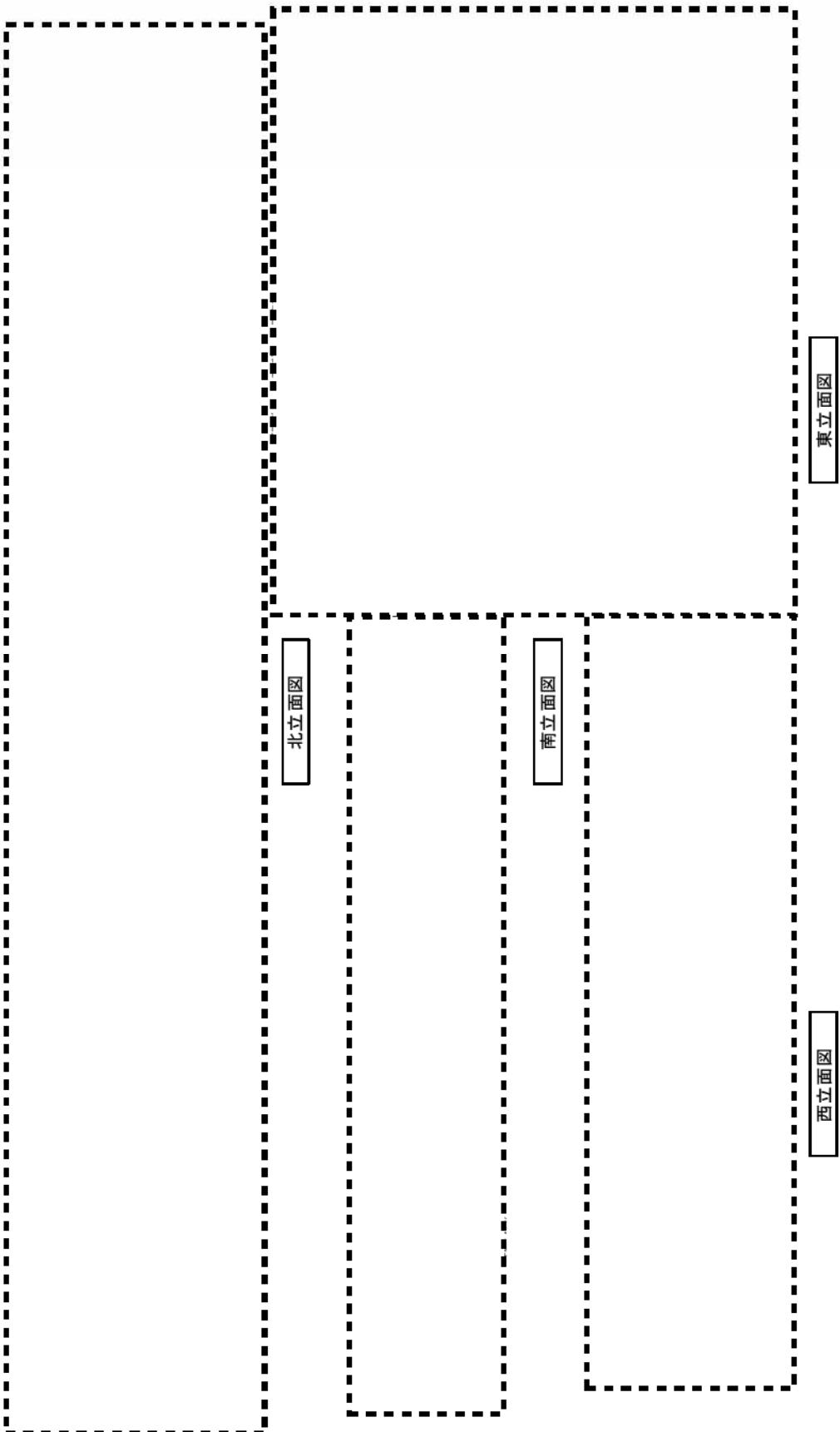
図^--2-1-2 第1加工棟 工事概要図 (天井撤去範囲1階・中2階)

(单位 mm)

(単位 mm)

図へ－2－1－3 第1加工棟 工事概要図（屋根伏図）

- 凡例
- 地震による損傷の防止 □ 内の番号は構強タイプの番号を示す
 - 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止
 - 外部からの衝撃（火山・積雪）による損傷の防止
 - 火災等による損傷の防止
 - その他



凡例

- 地震による損傷の防止 内の番号は補強タイプの番号を示す
- 外部からの衝撃（火山・積雪）による損傷の防止
- 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止
- 火災等による損傷の防止
- その他
- 隣接一般建物の工事

EX. J: エキスパンションジョイントを示す

(単位 mm)

図へ－2－1－4 第1加工棟 工事概要図（立面図）

(単位 mm)

図へ－2－1－6 第1加工棟 基礎伏図

凡例

- 青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
- 内の番号は補強タイプの番号を示す
- 符号は既設部材を示す（図へ－2－1－1 8
○：杭径 250 φ
◎：杭径 300 φ
既設部材リスト1参照）

(単位 mm)

図へ－2－1－7 第1加工棟 屋根伏図(下弦レベル)

既設部材リスト2参照)

符号は既設部材を示す(図へ－2－1－19)

□内の番号は補強タイプの番号を示す

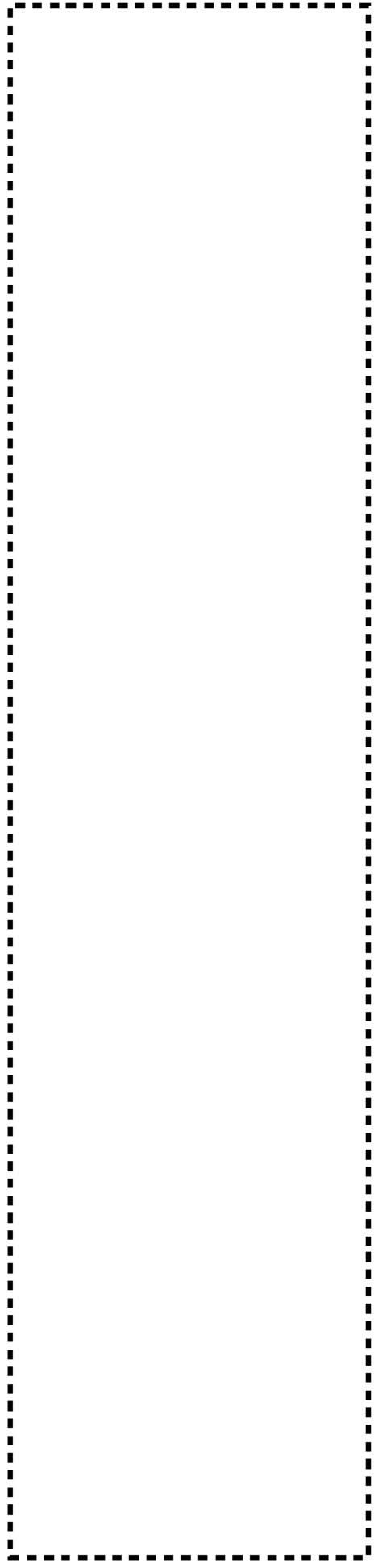
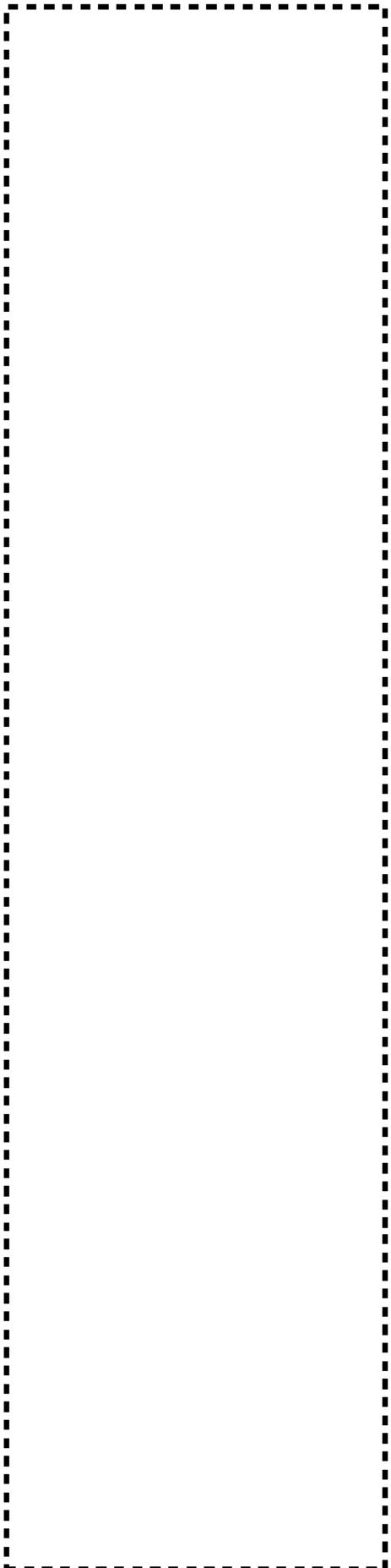
青線は、追加・補強部材など改造部分を示す

凡例



(単位 mm)

図ヘ-2-1-8 第1加工棟 屋根伏図(上弦レベル)



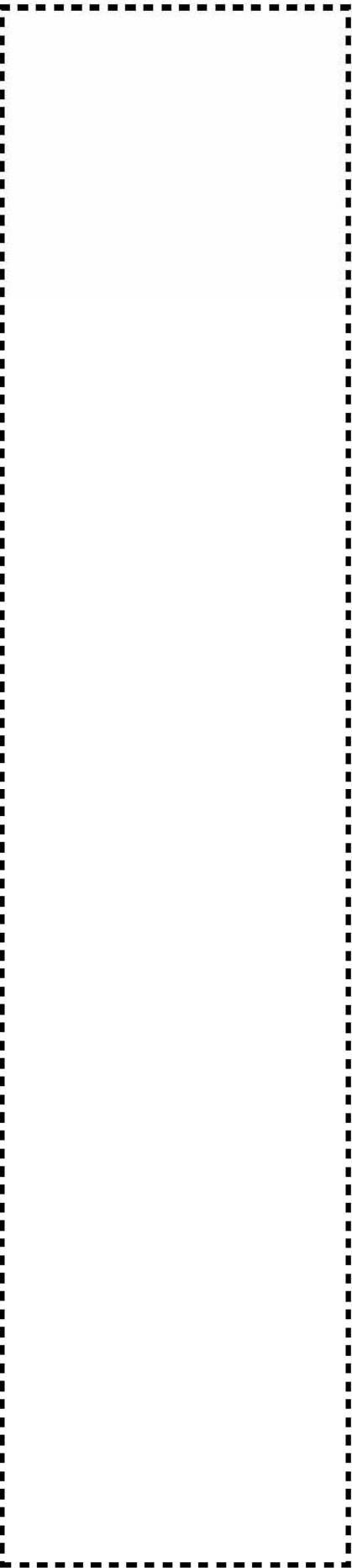
□ B'通り 軸組図

凡例

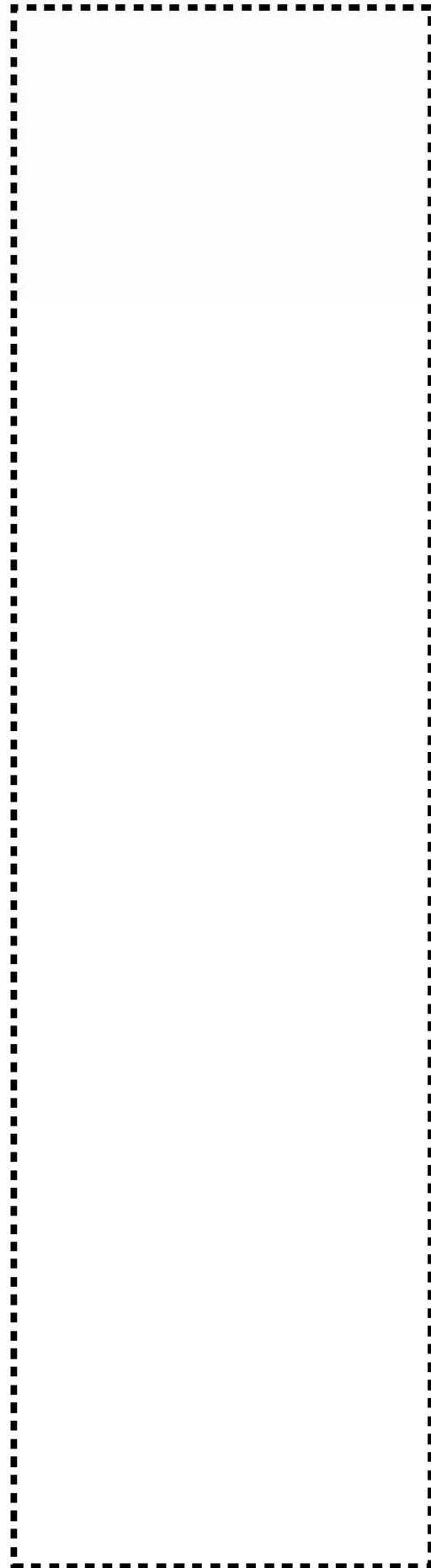
青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
□内の番号は補強タイプの番号を示す
符号は既設部材を示す(図へ-2-1-1-9
既設部材リスト2参照)

図へ-2-1-9 第1加工棟 C'通り、B'通り軸組図

(単位 mm)



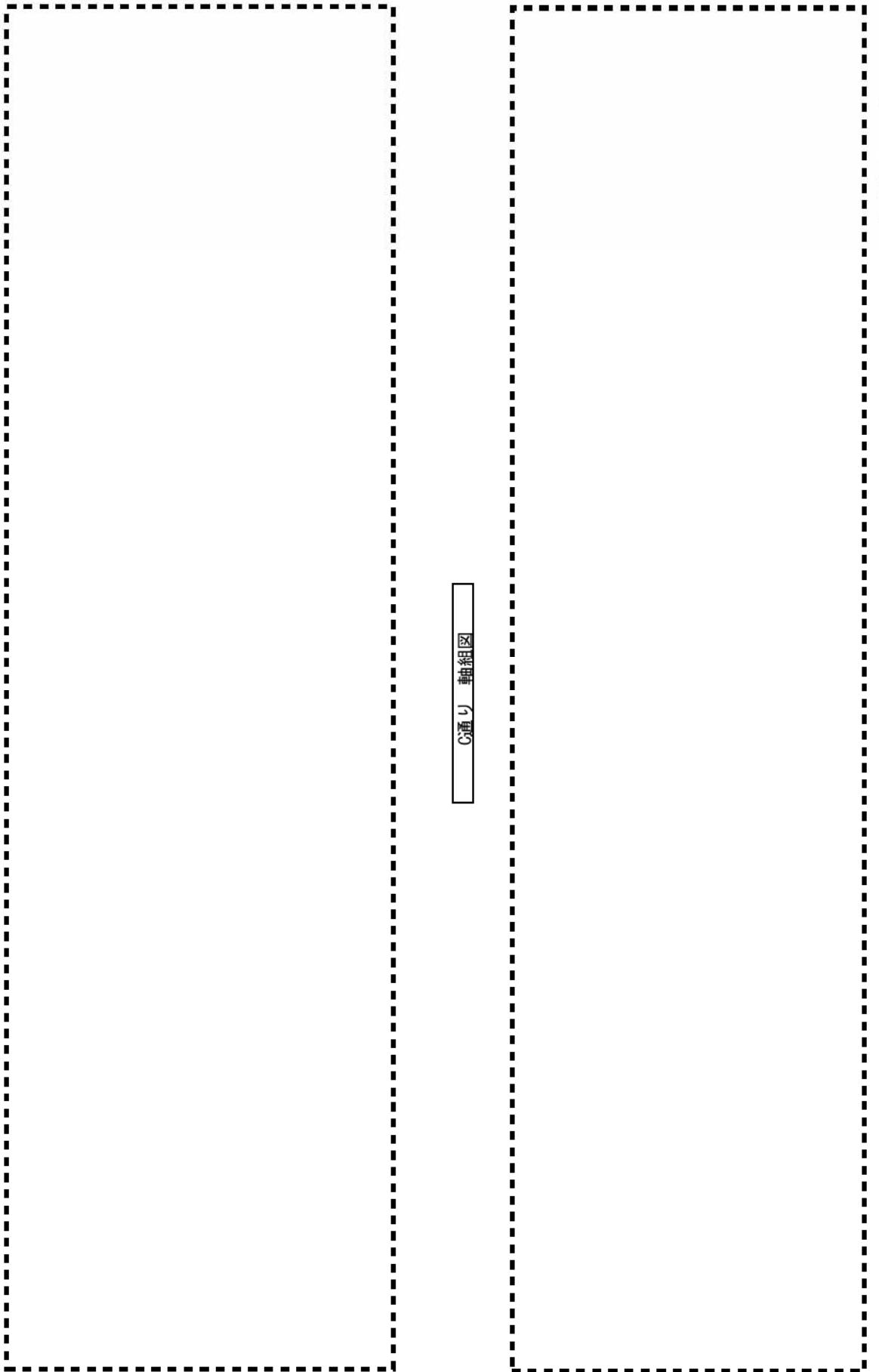
□ A通り 軸組図



□ B通り 軸組図

凡例
青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
□内の番号は補強タイプの番号を示す
符号は既設部材を示す(図へ-2-1-19)
既設部材リスト2参照

図へ-2-1-10 第1加工棟 A通り、B通り軸組図
(単位 mm)



□ C通り 軸組図

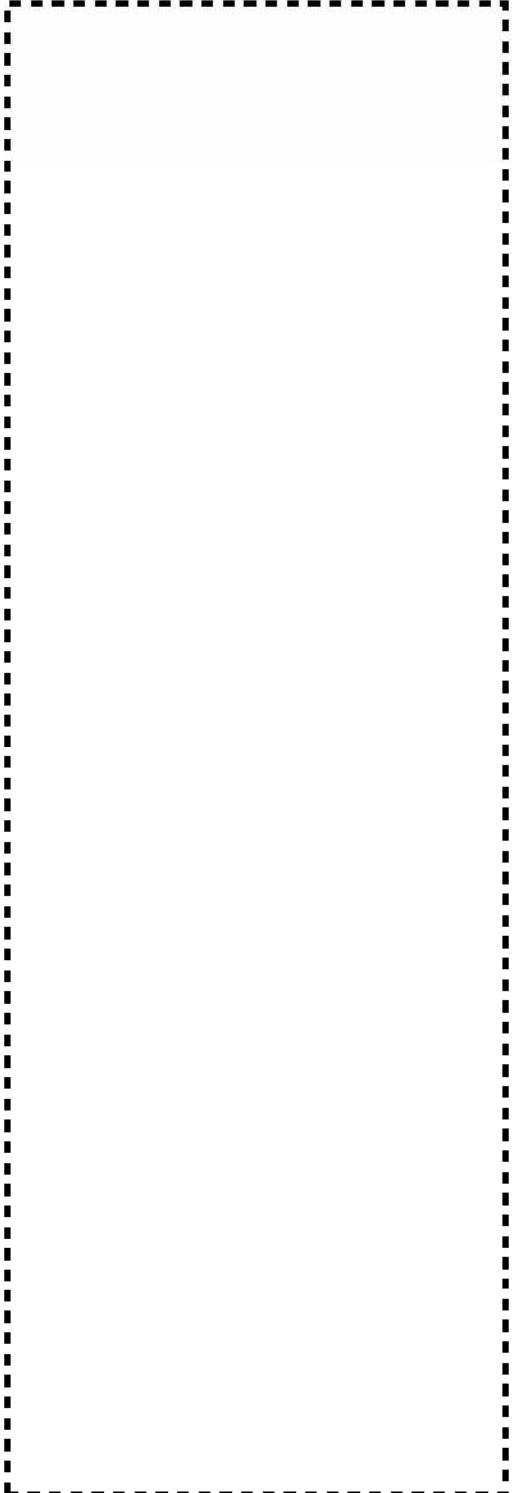
青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
□内の番号は補強タイプの番号を示す

符号は既設部材を示す(図へ—2—1—1—9)

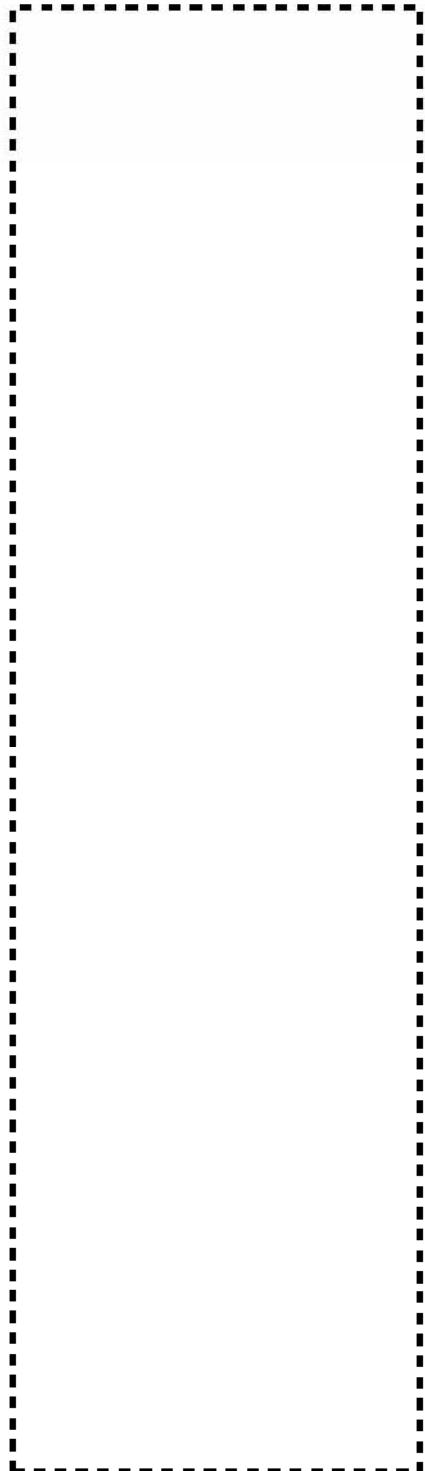
既設部材リスト2参照

図へ—2—1—1—1 第1加工棟 C通り、D通り軸組図

(単位 mm)



E通り 軸組図



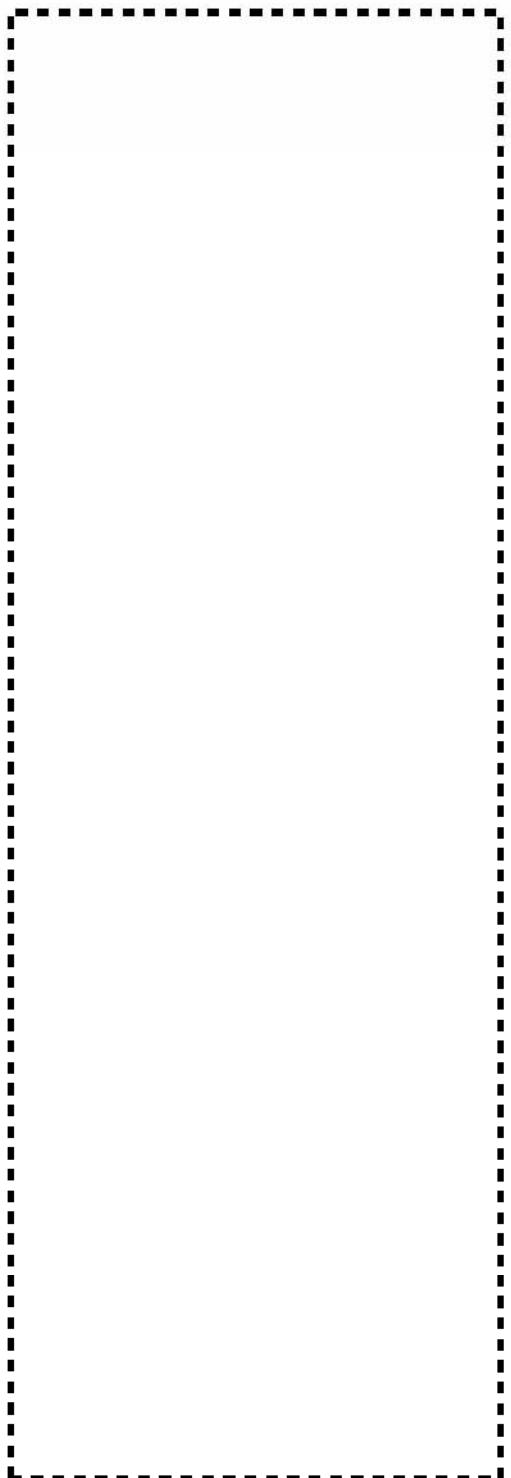
凡例

F通り 軸組図

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
□内の番号は補強タイプの番号を示す
符号は既設部材を示す(図へー2ー1ー1ー9
既設部材リスト2参照)

図へー2ー1ー1ー2 第1加工棟 E通り、F通り軸組図

(単位 mm)



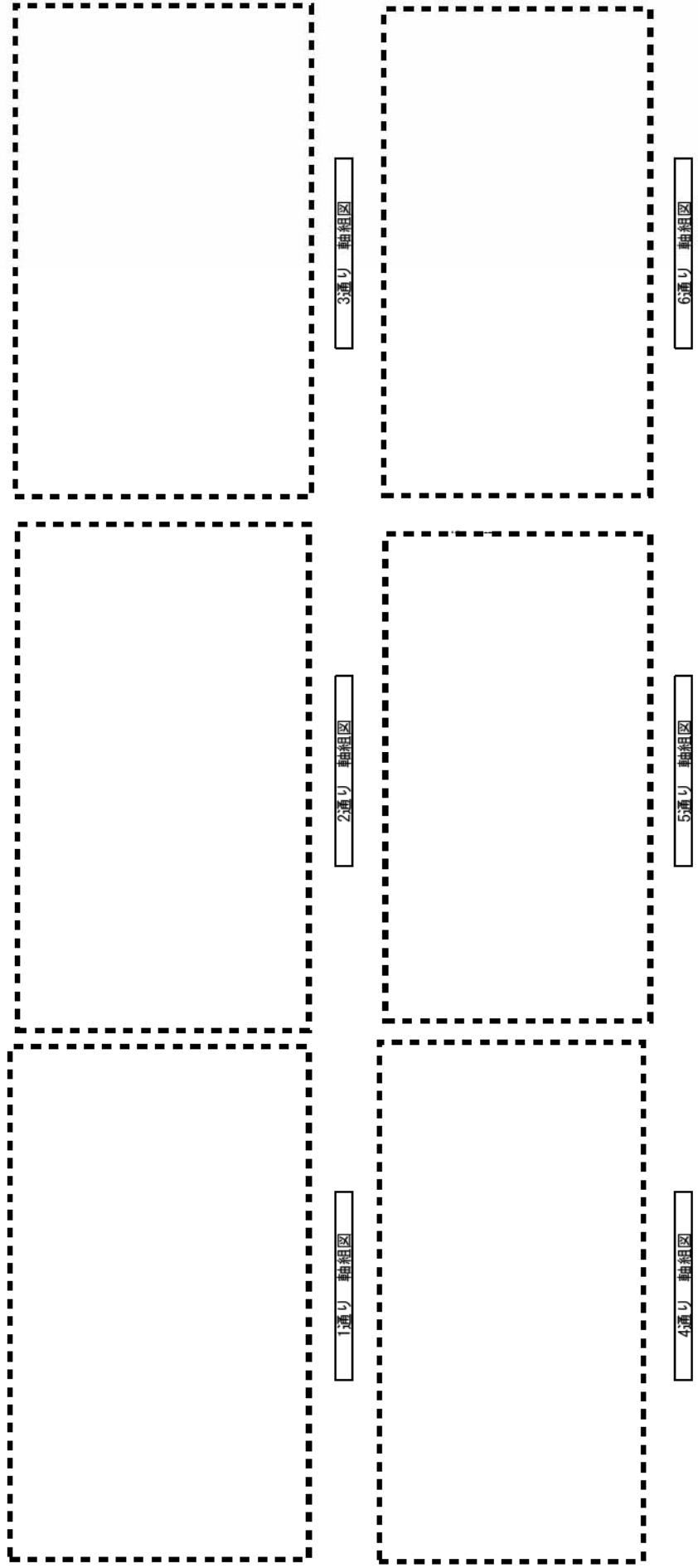
□ G通り 軸組図

凡例

符号は既設部材を示す(図へー2ー1ー1ー1
既設部材リスト2参照)

図へー2ー1ー1ー3 第1加工棟 G通り軸組図

(単位 mm)

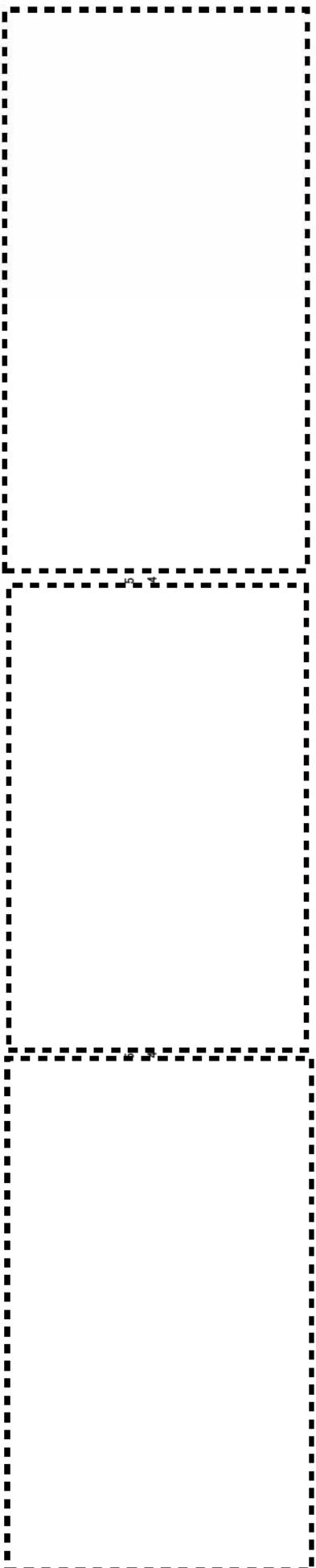


凡例

符号は既設部材を示す(図へ-2-1-1-19
既設部材リスト2参照)

図へ-2-1-1-14 第1加工棟 1通り-6通り軸組図

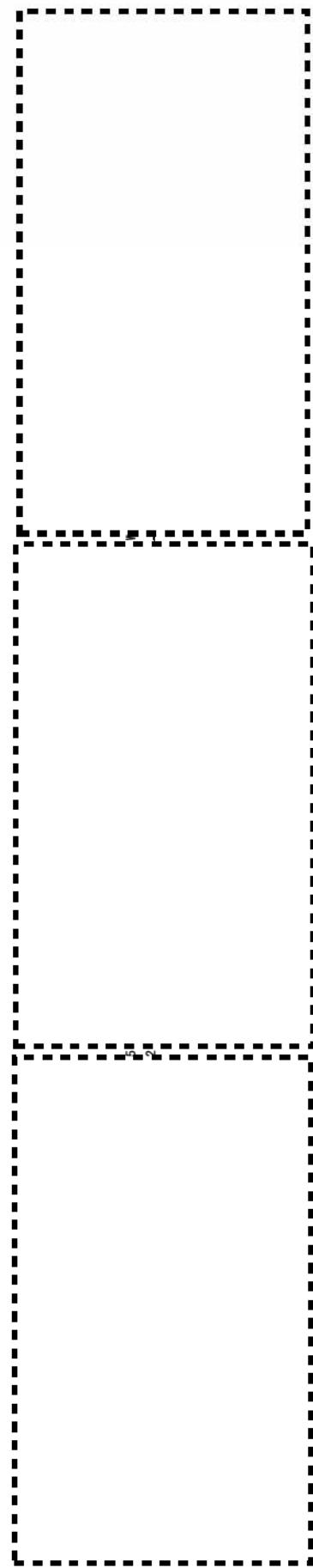
(単位 mm)



9通り 軸組図

8通り 軸組図

10通り 軸組図



12通り 軸組図

13通り 軸組図

14通り 軸組図

凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す

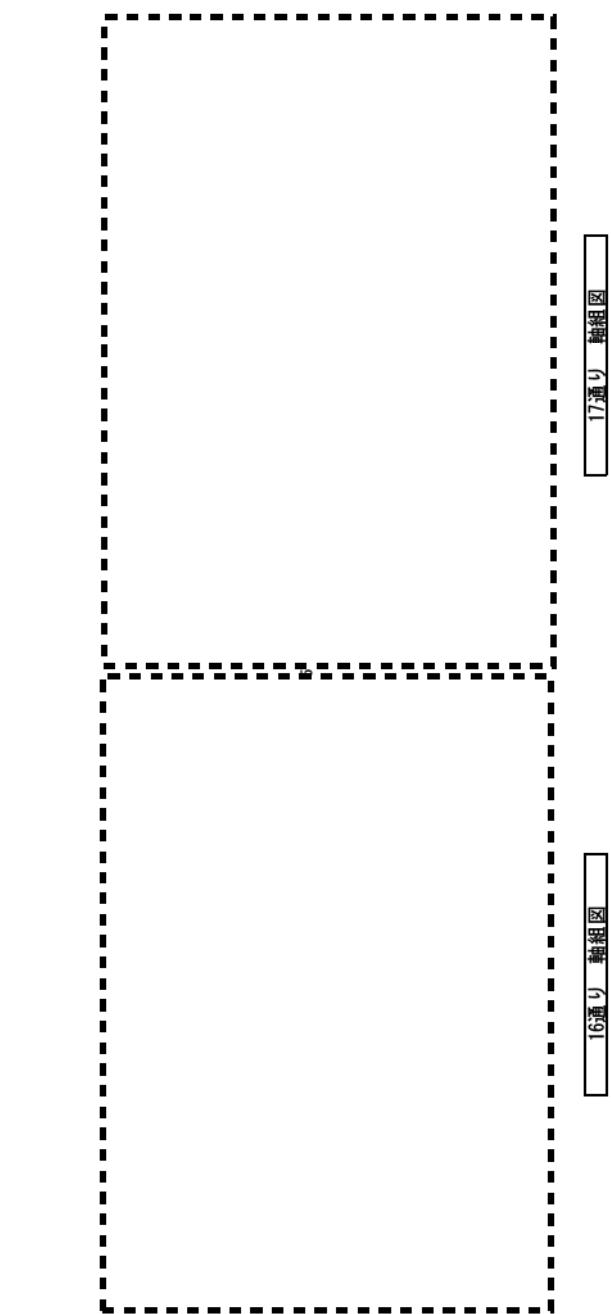
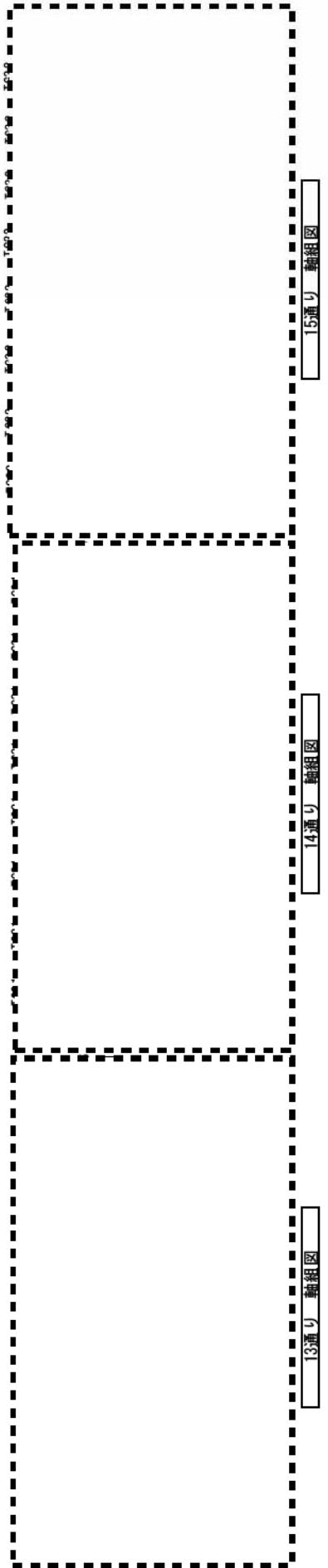
□内の番号は補強タイプの番号を示す

符号は既設部材を示す(図へー2ー1ー19

既設部材リスト2参照)

図へー2ー1ー15 第1加工棟 7通りー1 2通り軸組図

(単位 mm)



凡例

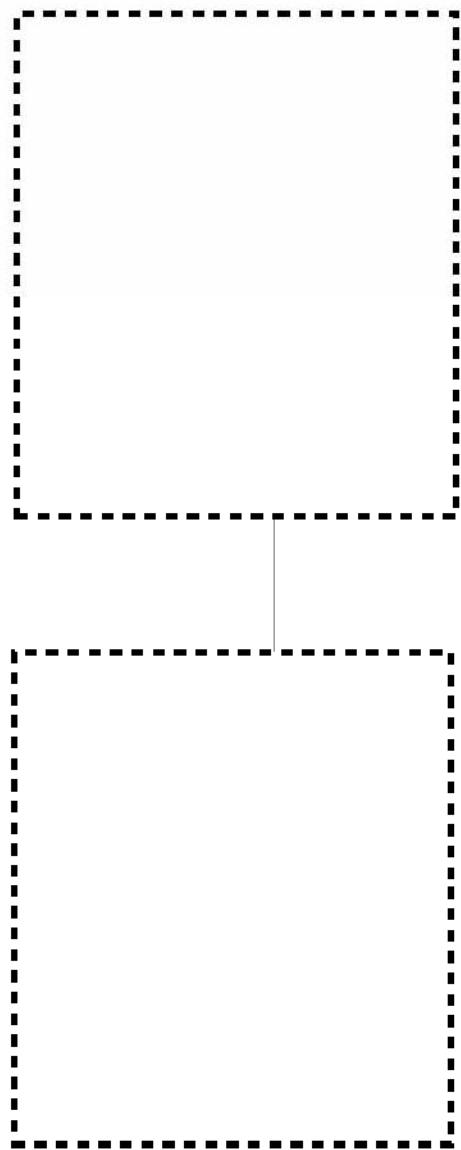
青線は、追加・補強部材など改変部分を示す

□内の番号は補強タイプの番号を示す

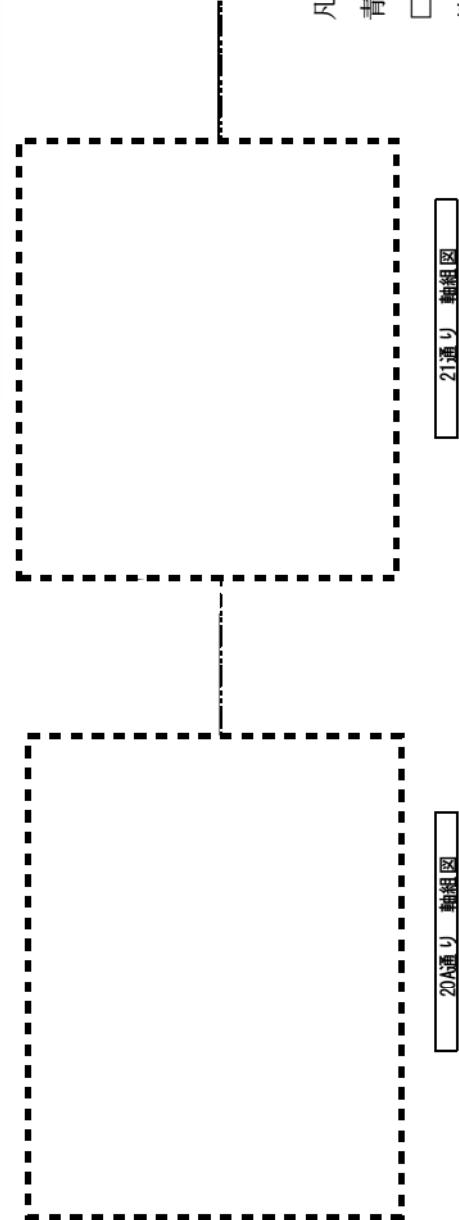
符号は既設部材を示す（図へ－2－1－1－9
既設部材リスト2参照）

図へ－2－1－1－6 第1加工棟 13通り－17通り軸組図

（単位 mm）



18通り 軸組図



21通り 軸組図

凡例
青線は、追加・補強部材など改造部材を示す
□内の番号は補強タイプの番号を示す
符号は既設部材を示す(図へー2ー1ー1
既設部材リスト2参照)

図へー2ー1ー1 7 第1加工棟 18通りー2 1通り 軸組図

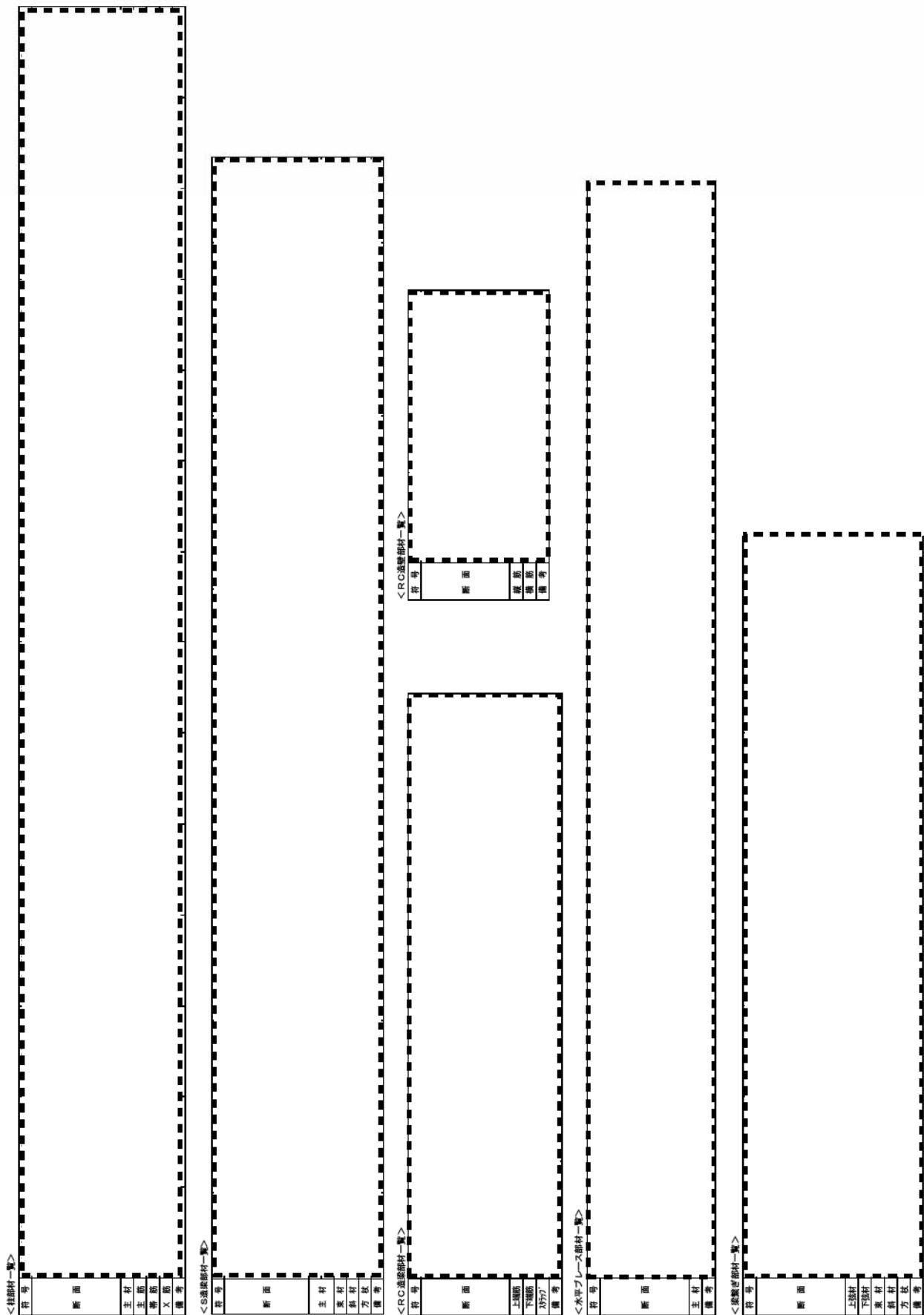
(単位 mm)

<杭・基礎一覧>

| 符号 | 断面 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |

<地中梁一覧>

| 符号 | 断面 | 上端筋 | 下端筋 | スラブ | 腹筋 | 備考 |
|----|----|-----|-----|-----|----|----|
| | | | | | | |





凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す

特記ない限り部材の材質は

(単位 mm)

図へ－2－1－20 第1加工棟 補強タイプ1 詳細図



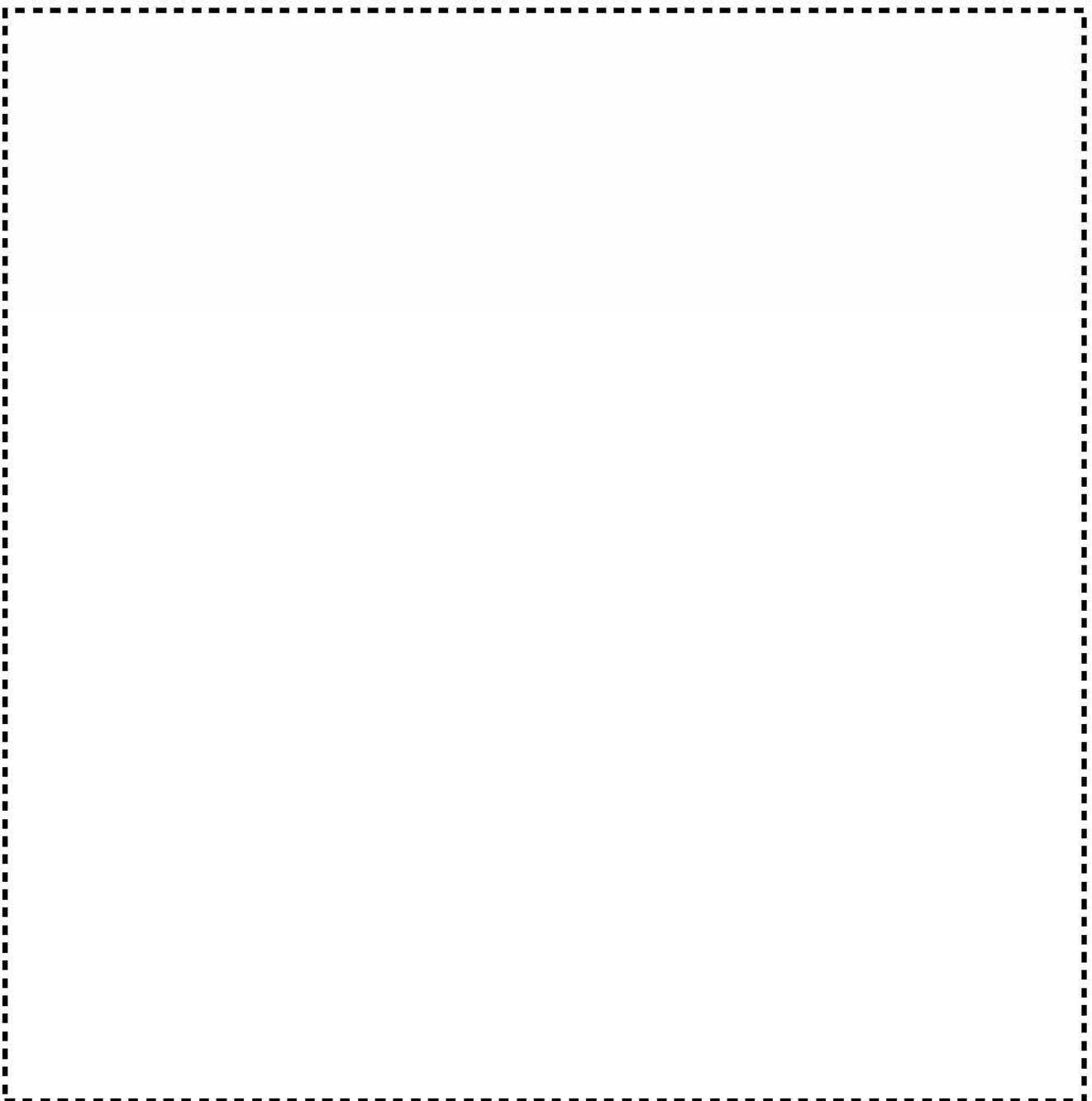
凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は



(単位 mm)

図へ-2-1-21 第1加工棟 補強タイプ2詳細図



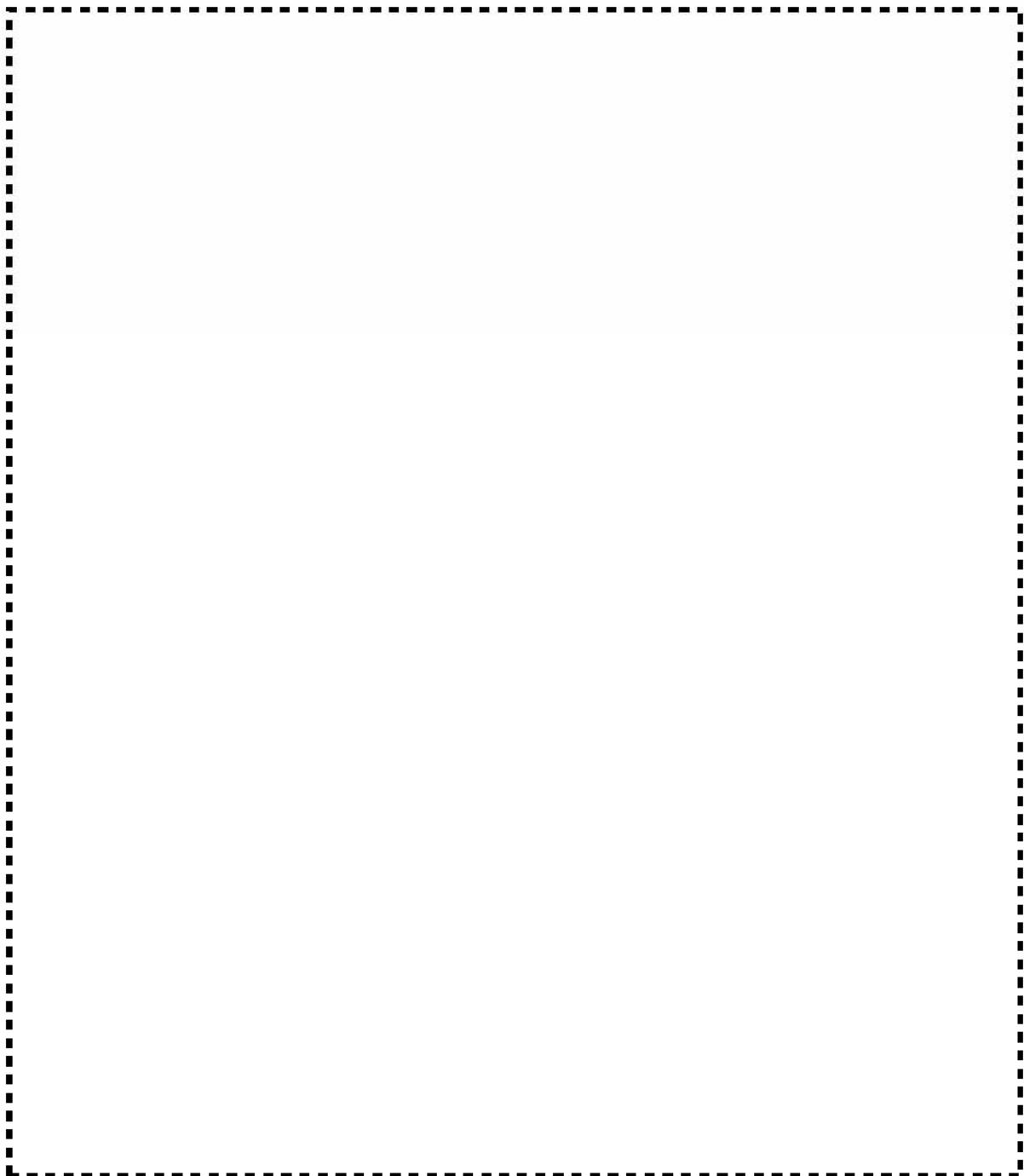
凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は



(単位 mm)

図H-2-1-22 第1加工棟 補強タイプ2A・2B詳細図

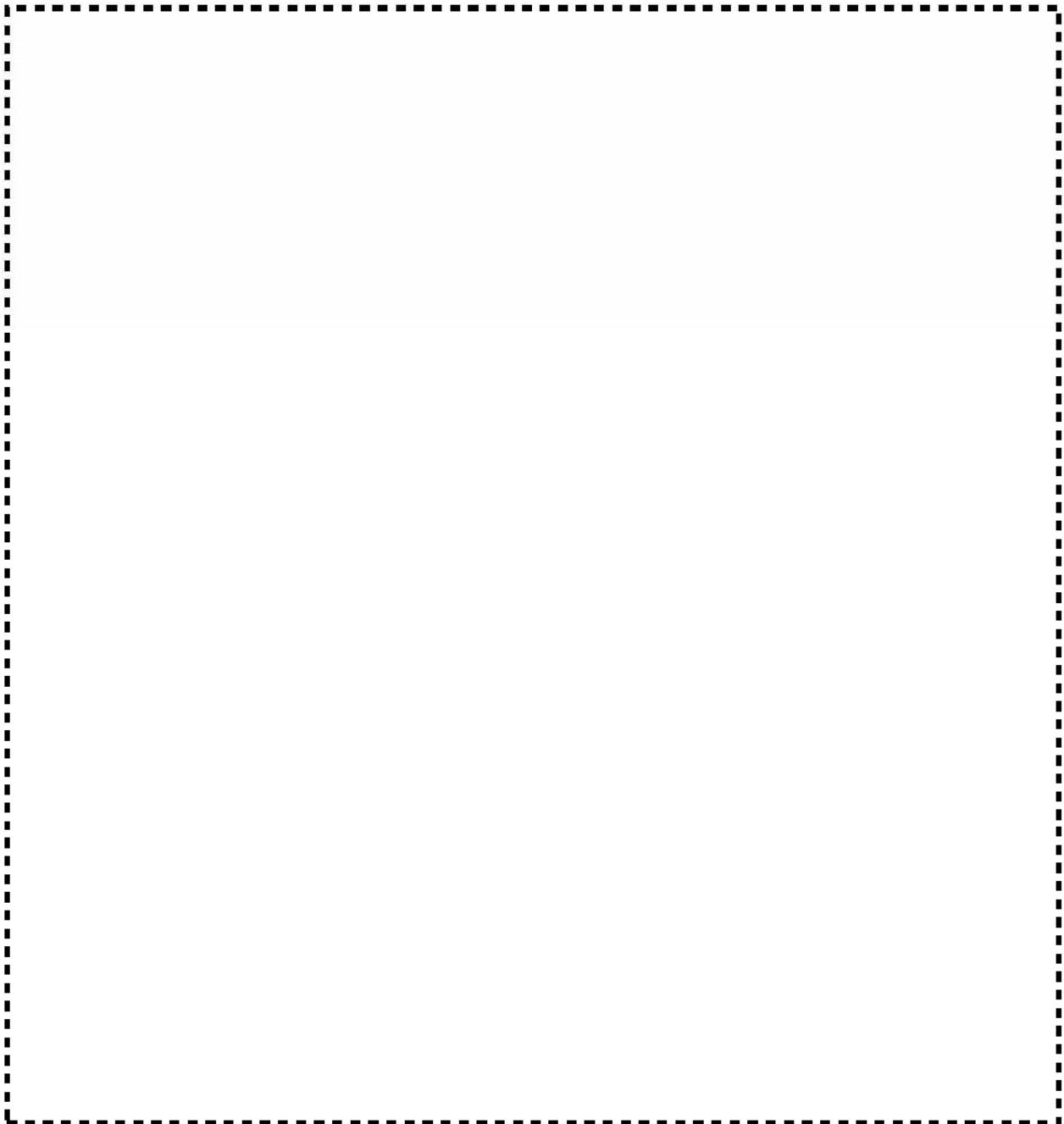


凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は

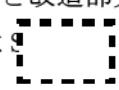
(単位 mm)

図へ－2－1－23 第1加工棟 補強タイプ3詳細図



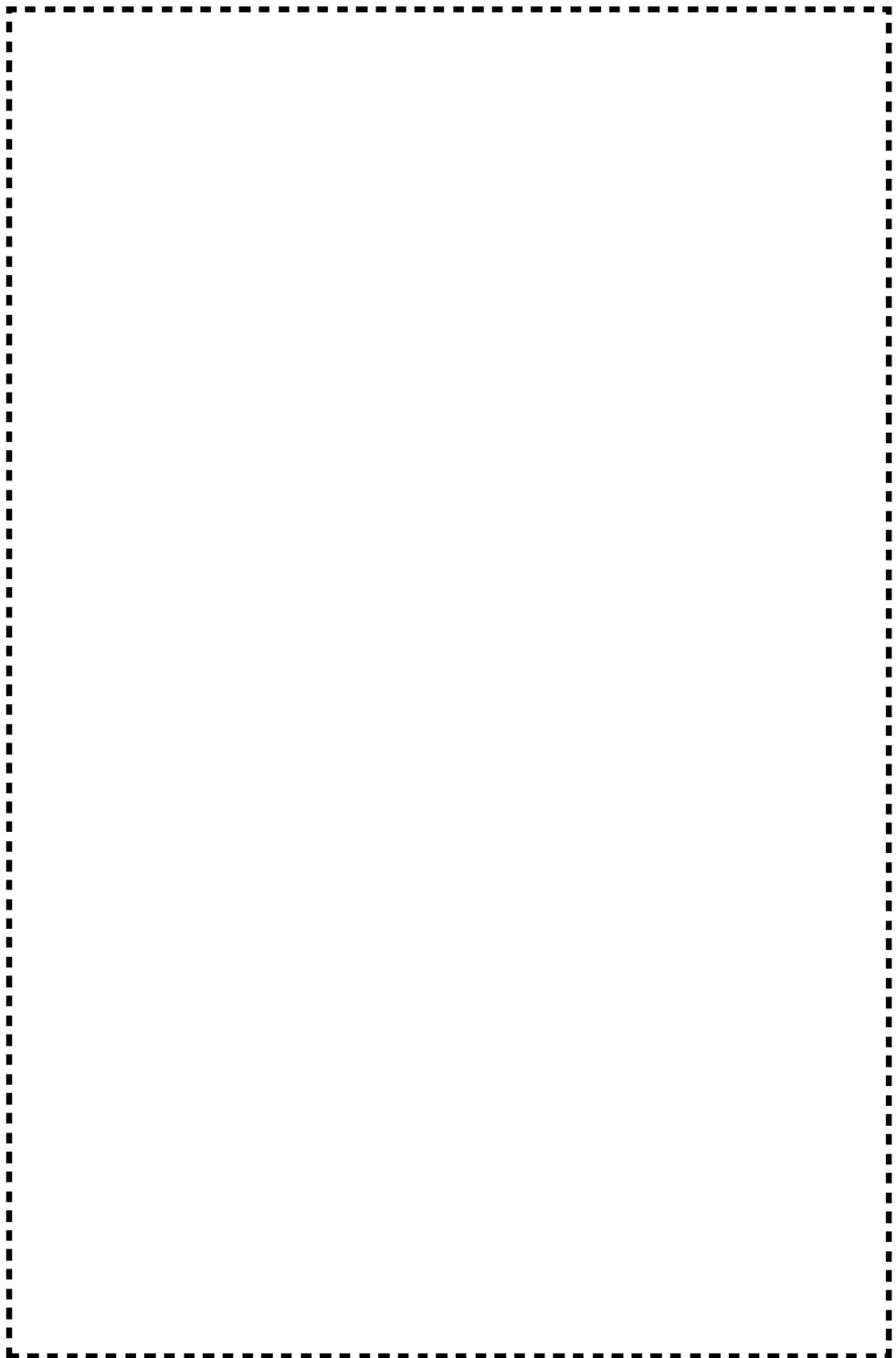
凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は



(単位 mm)

図へ－2－1－24 第1加工棟 補強タイプ4 詳細図

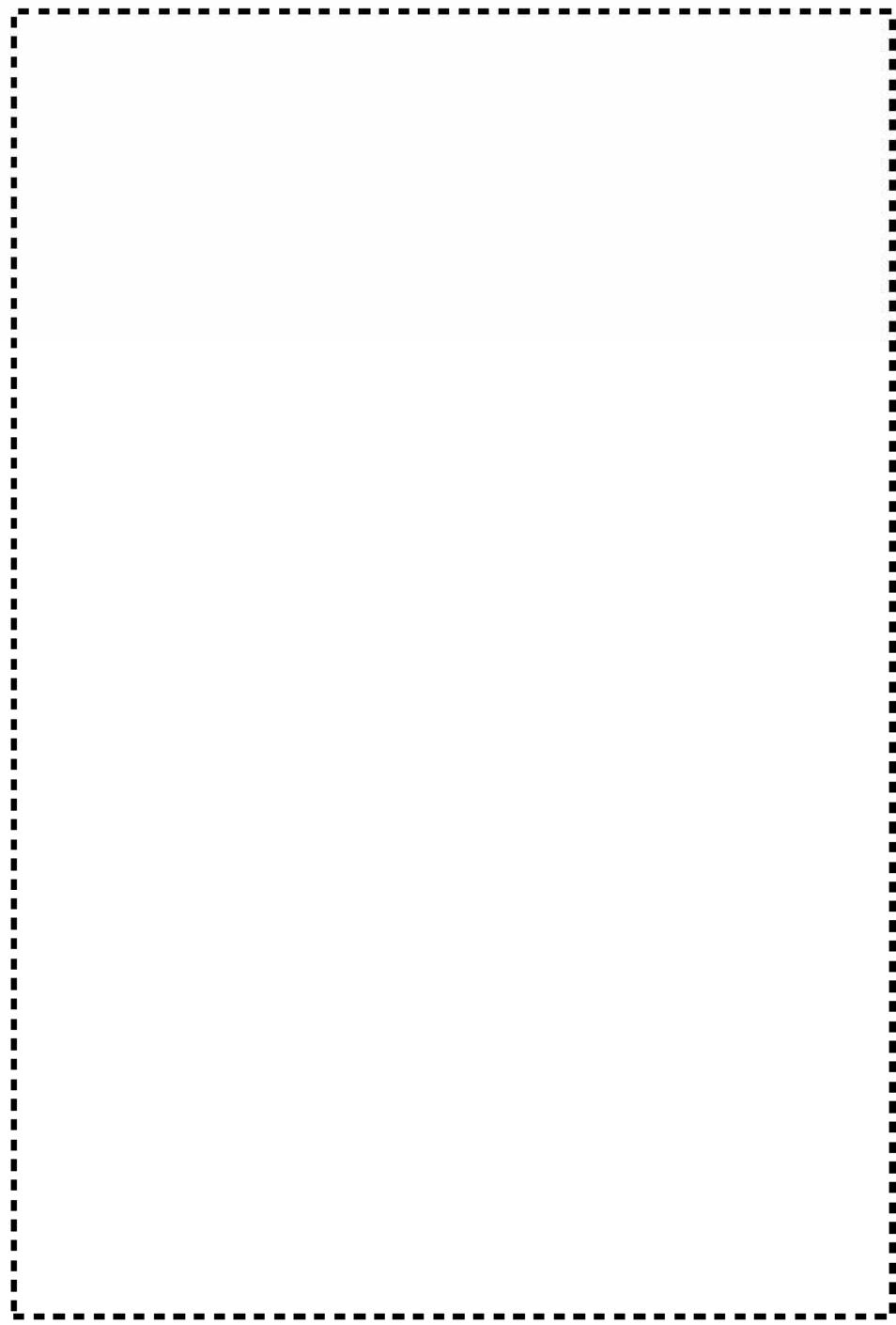


凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は 

(単位 mm)

図ヘ-2-1-25 第1加工棟 補強タイプ5詳細図



凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は



(単位 mm)

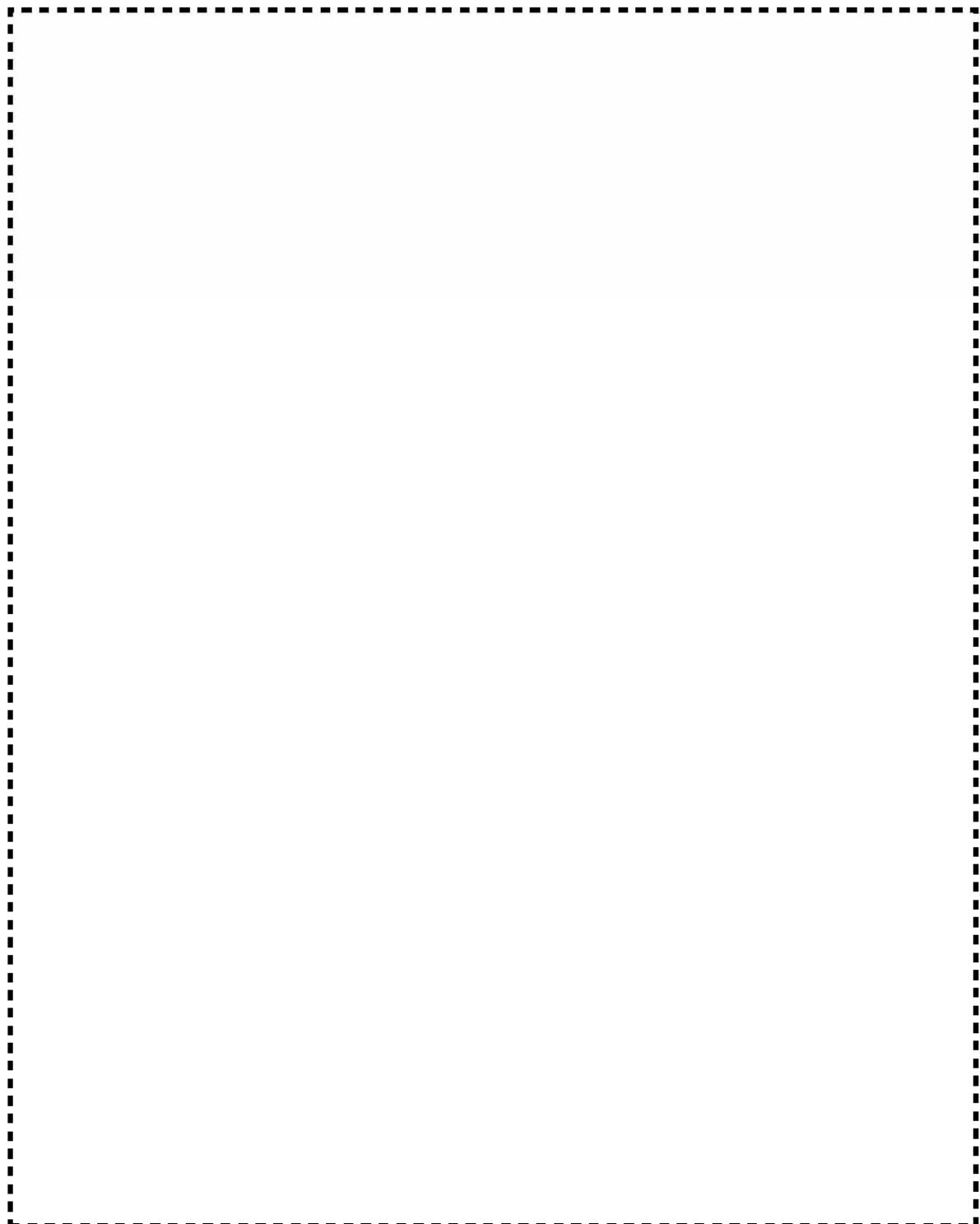
図へ－2－1－26 第1加工棟 補強タイプ7 詳細図

(単位 mm)

図ヘ-2-1-27 第1加工棟 補強タイプ1 1 詳細図

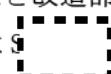
図へ-2-1-28 第1加工棟 補強タイプ11A詳細図

図～－2－1－29 第1加工棟 補強タイプ11B詳細図



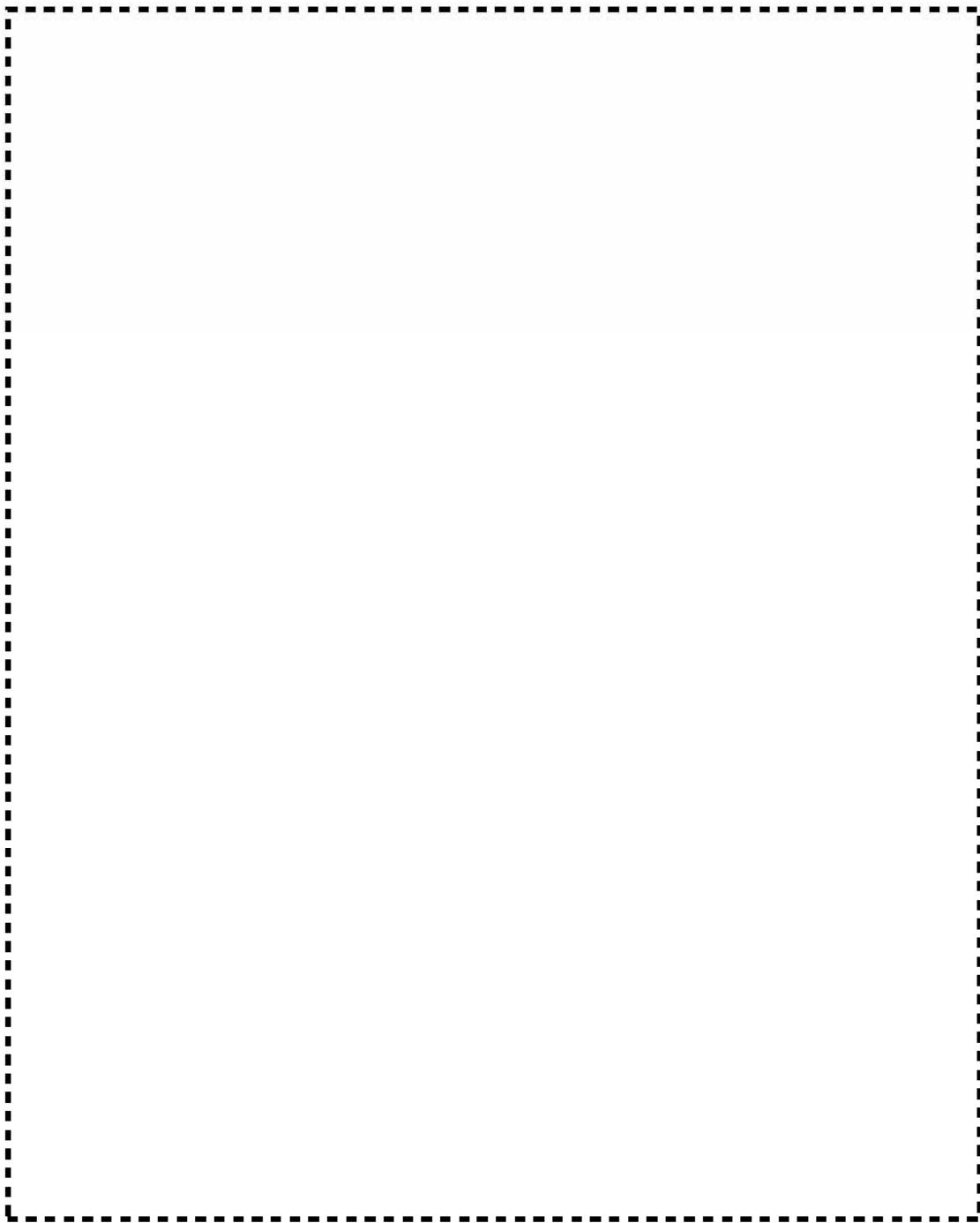
凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は

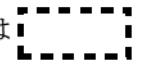


(単位 mm)

図H-2-1-30 第1加工棟 補強タイプ1 2詳細図

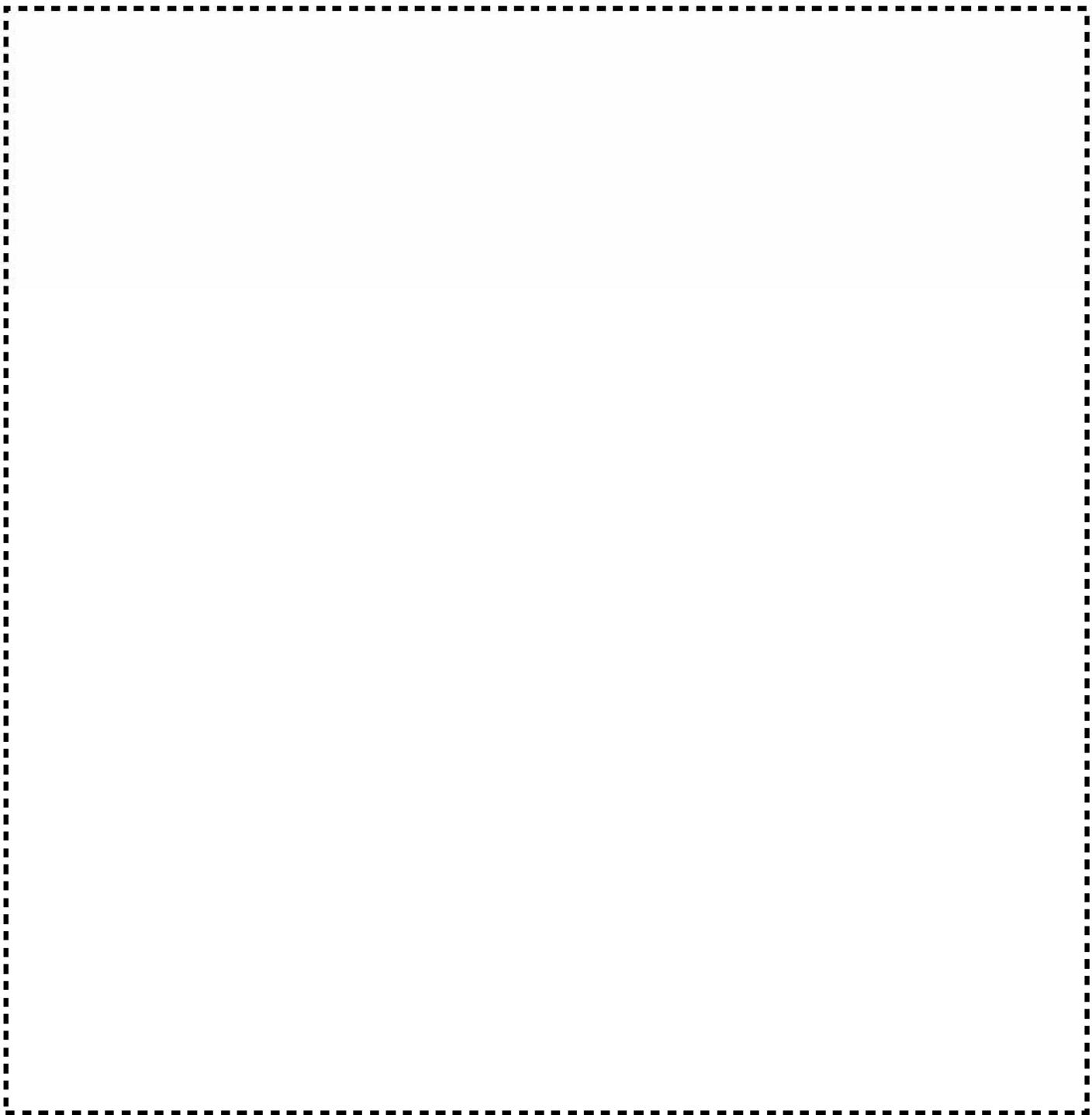


凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は 

(単位 mm)

図へ－2－1－31 第1加工棟 補強タイプ17詳細図



凡例

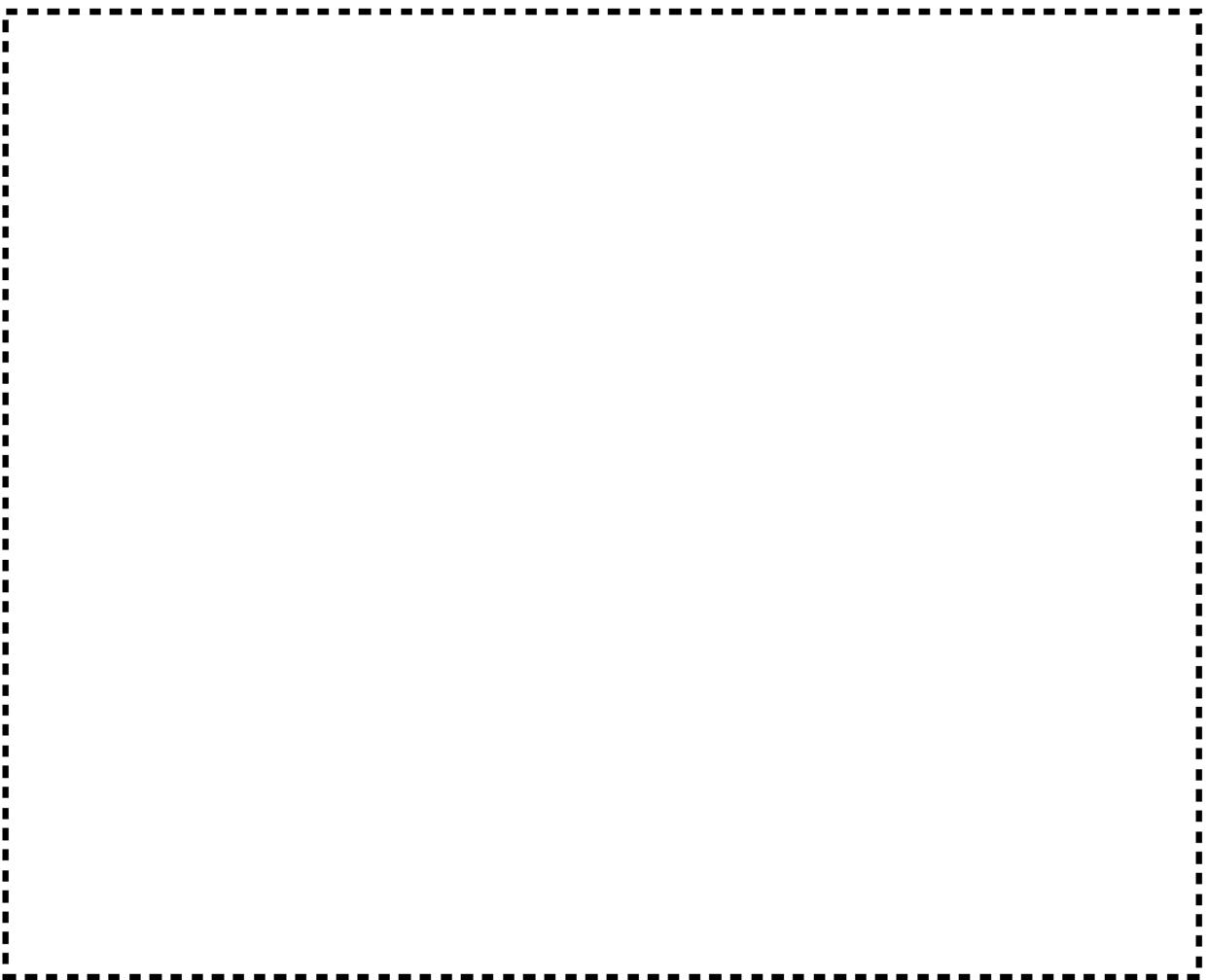
青線は、追加・補強部材など改造部分を示す

特記ない限り部材の材質は



(単位 mm)

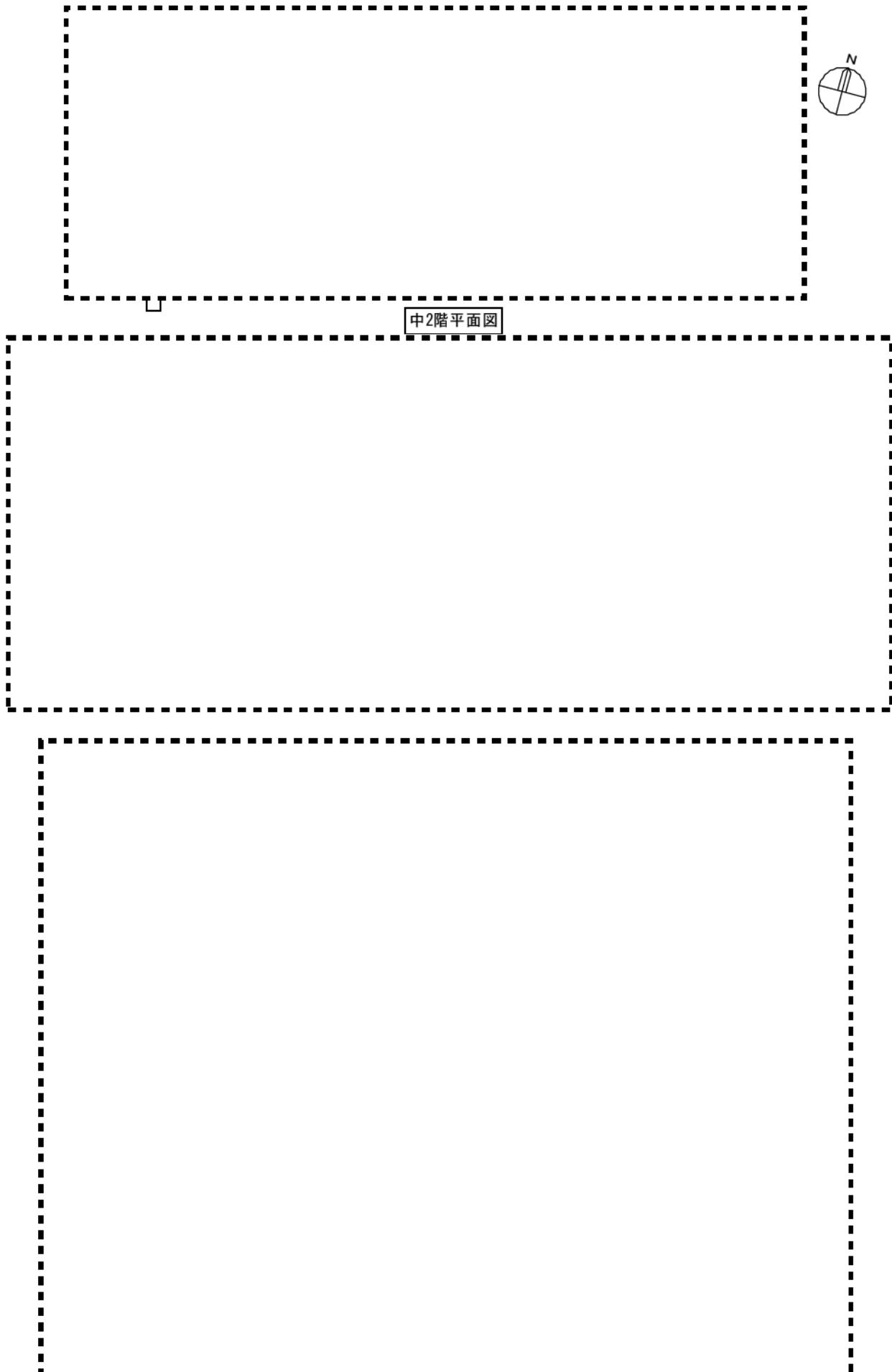
図へ－2－1－3 2 第1加工棟 補強タイプ3 1 詳細図



凡例

青線は、追加・補強部材など改造部分を示す
特記ない限り部材の材質は [] (単位 mm)

図ヘ-2-1-3 3 第1加工棟 補強タイプ3 4 詳細図



図へ-2-1-3 4 第1加工棟 改造鋼製扉 配置図、建具表

扉番号

外観
姿図

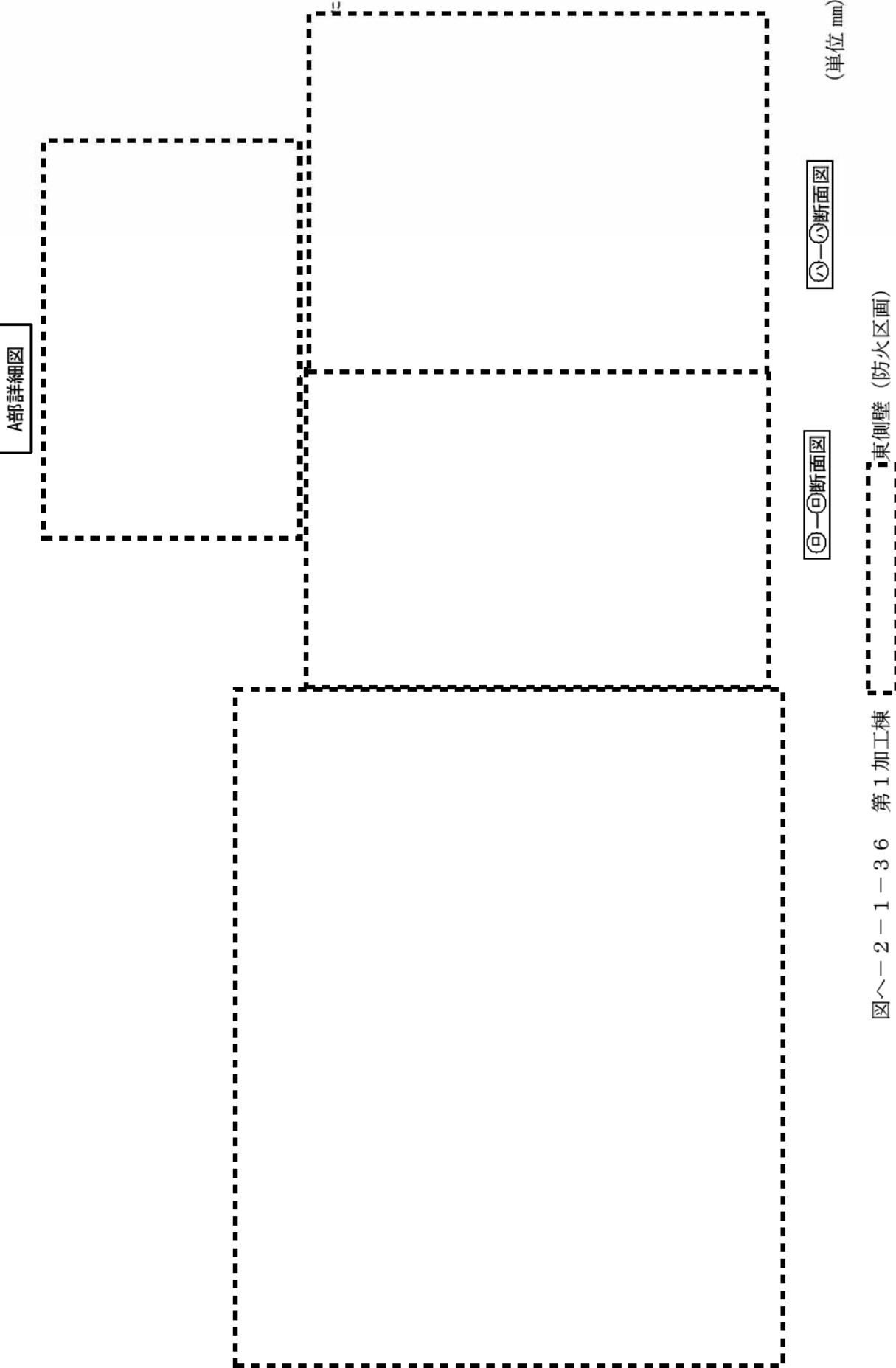
扉番号

外観
姿図

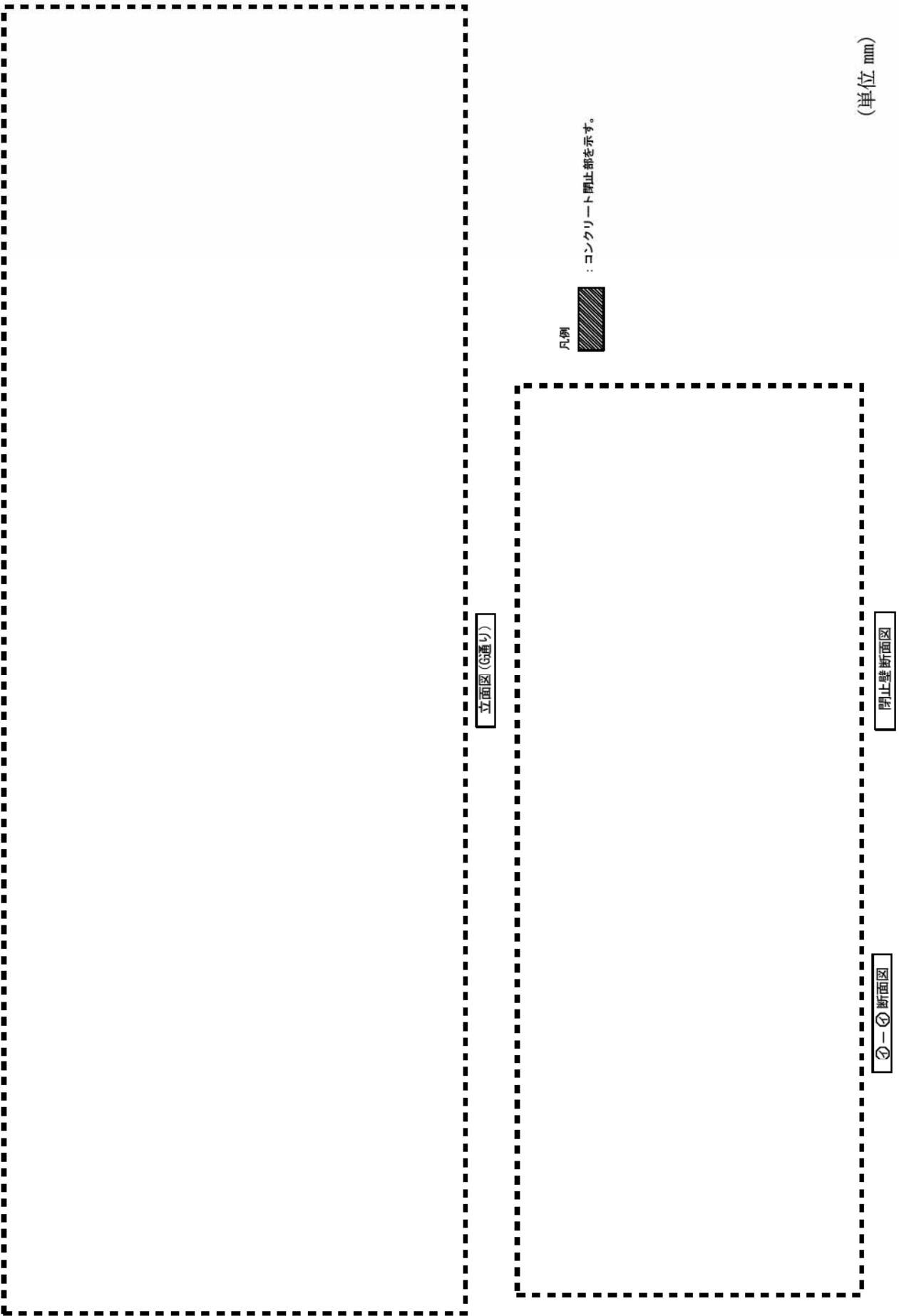
図^--2-1-35 第1加工棟 改造鋼製扉 姿図

(単位 mm)

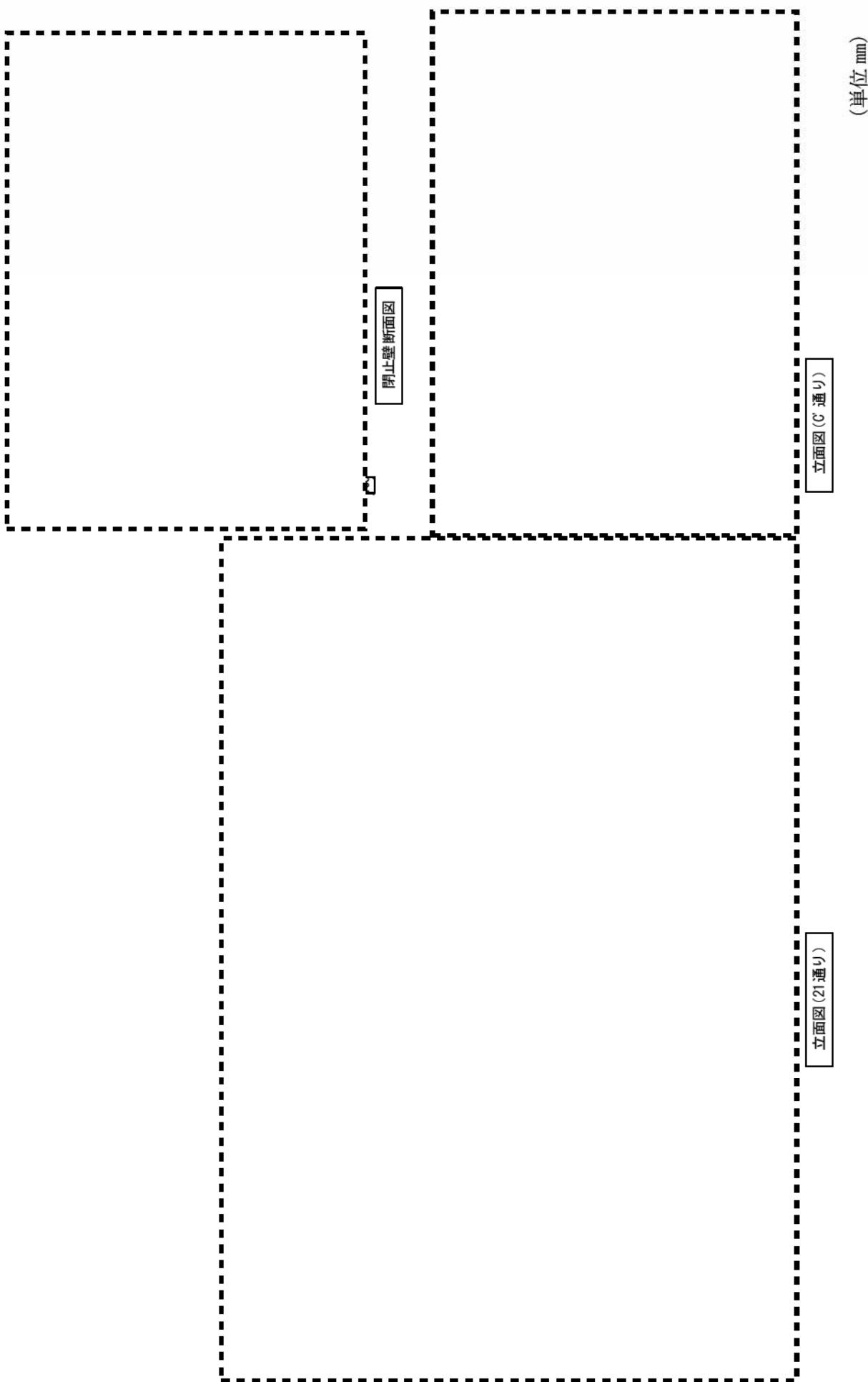
A部詳細図



図^--2-1-36 第1加工棟 東側壁 (防火区画)

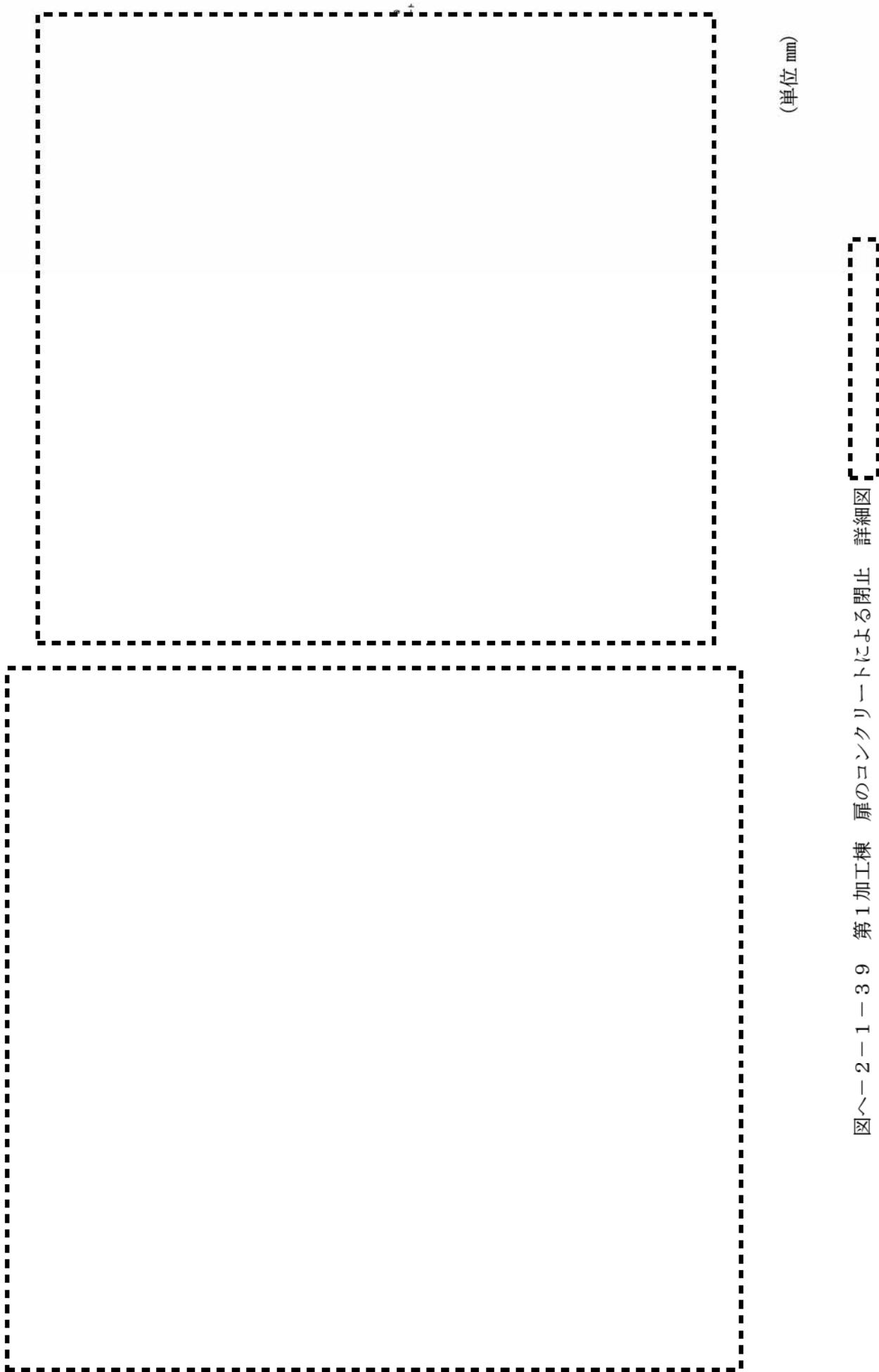


図へ－2－1－3 7 第1加工棟 案及び扉のコンクリートによる閉止1



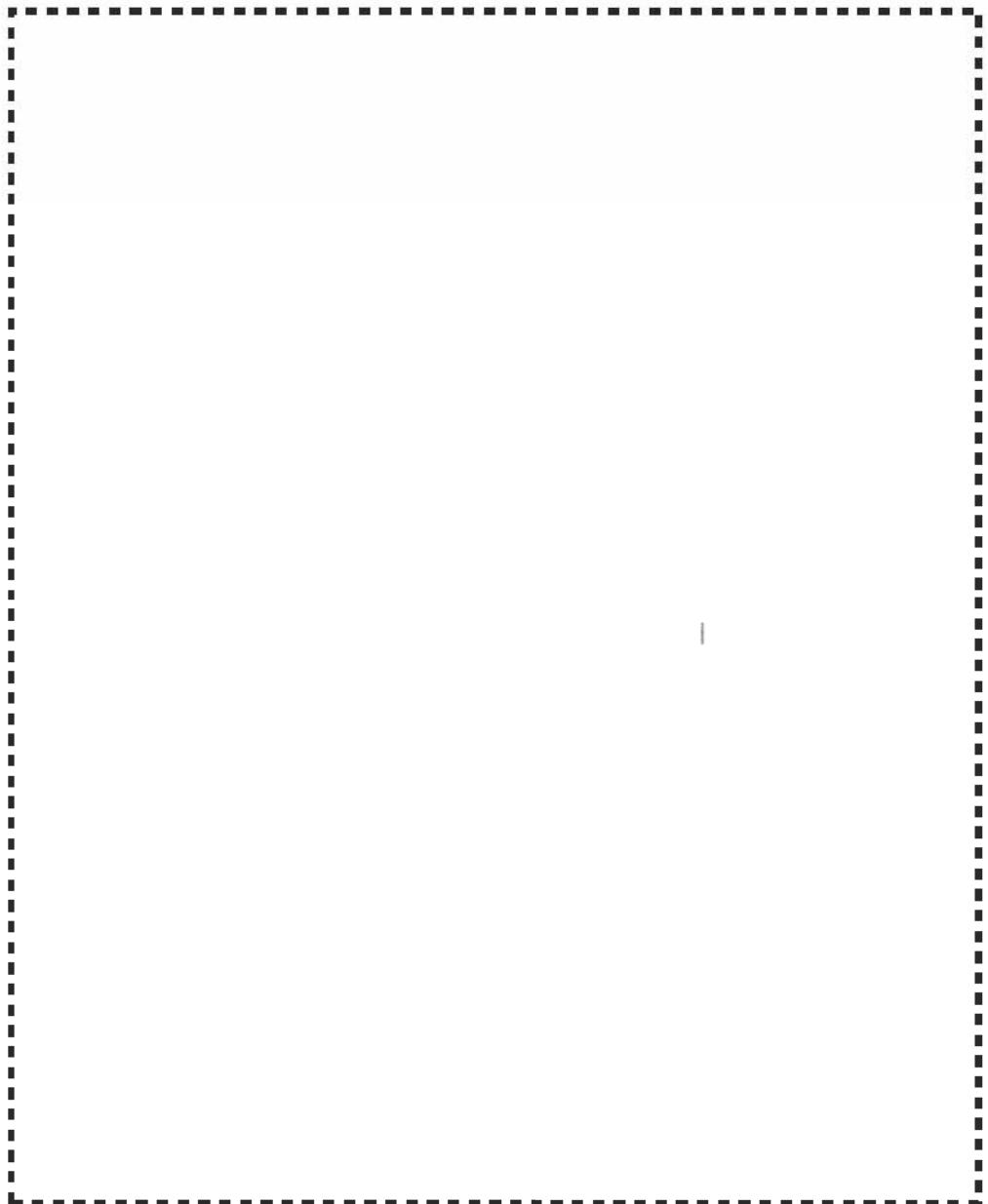
図ヘ-2-1-3 8 第1加工棟 緊及び扉のコンクリートによる閉止2

(単位 mm)

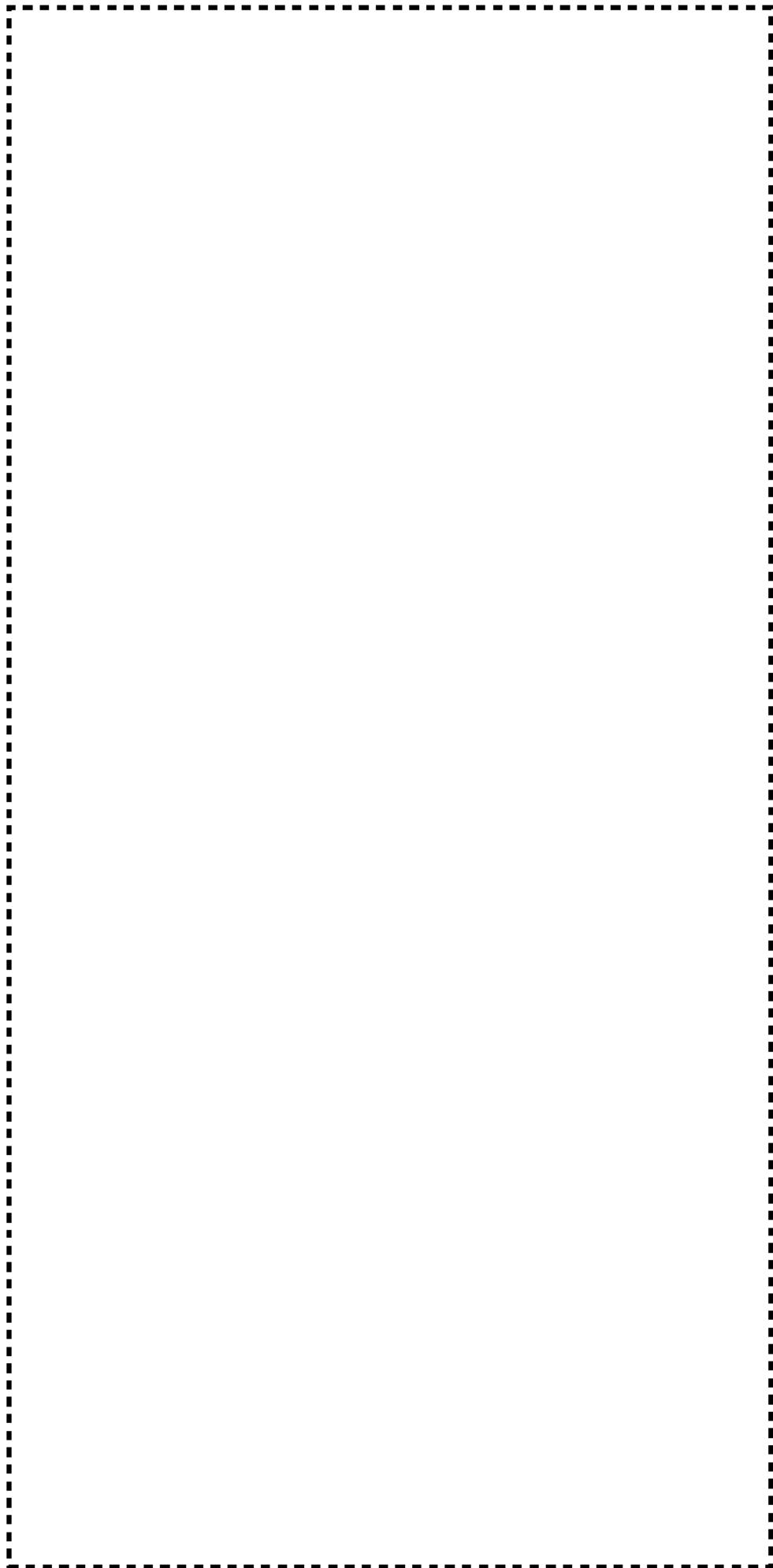


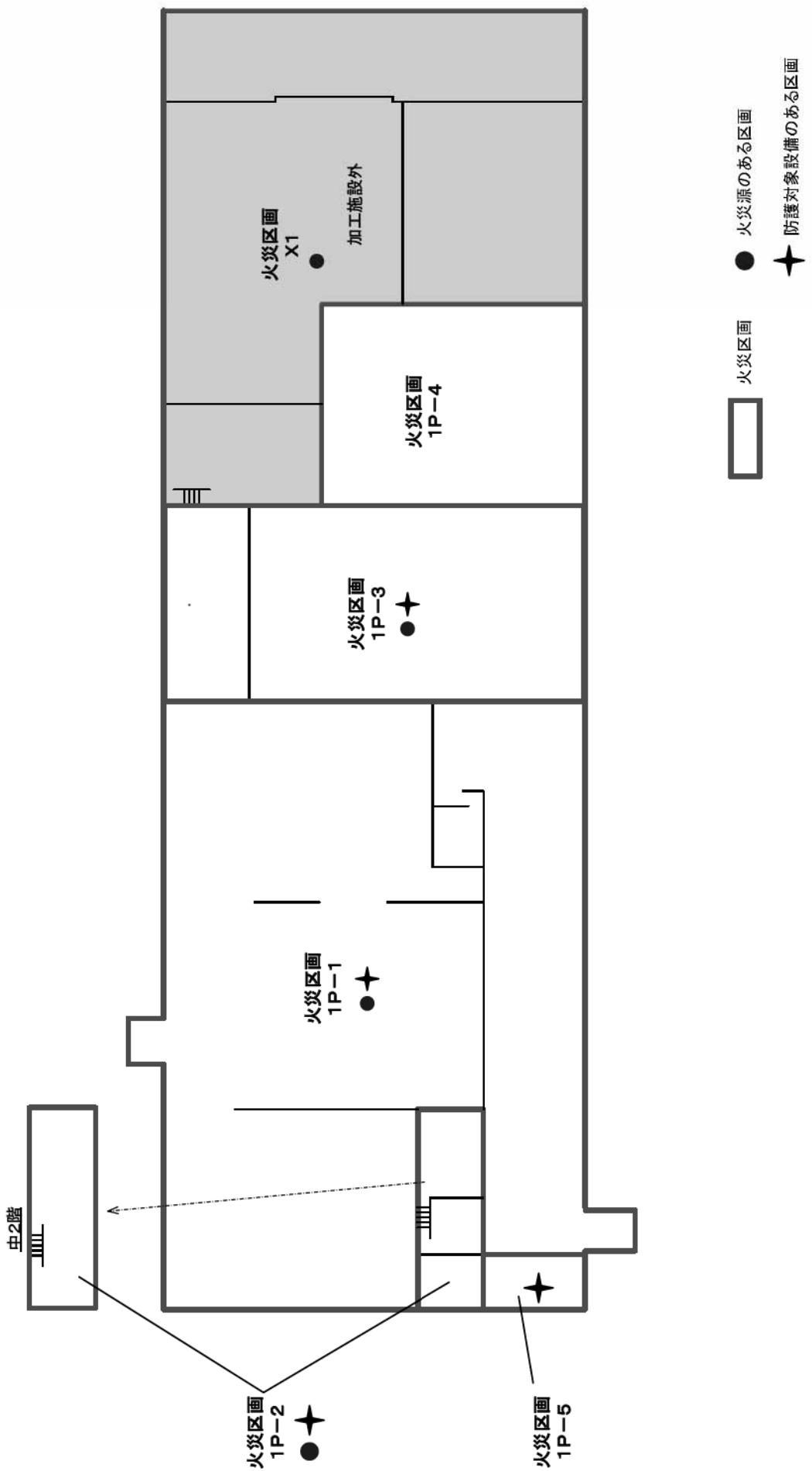
(単位 mm)

図ヘ-2-1-40 第1加工棟 [屋根の梯子]

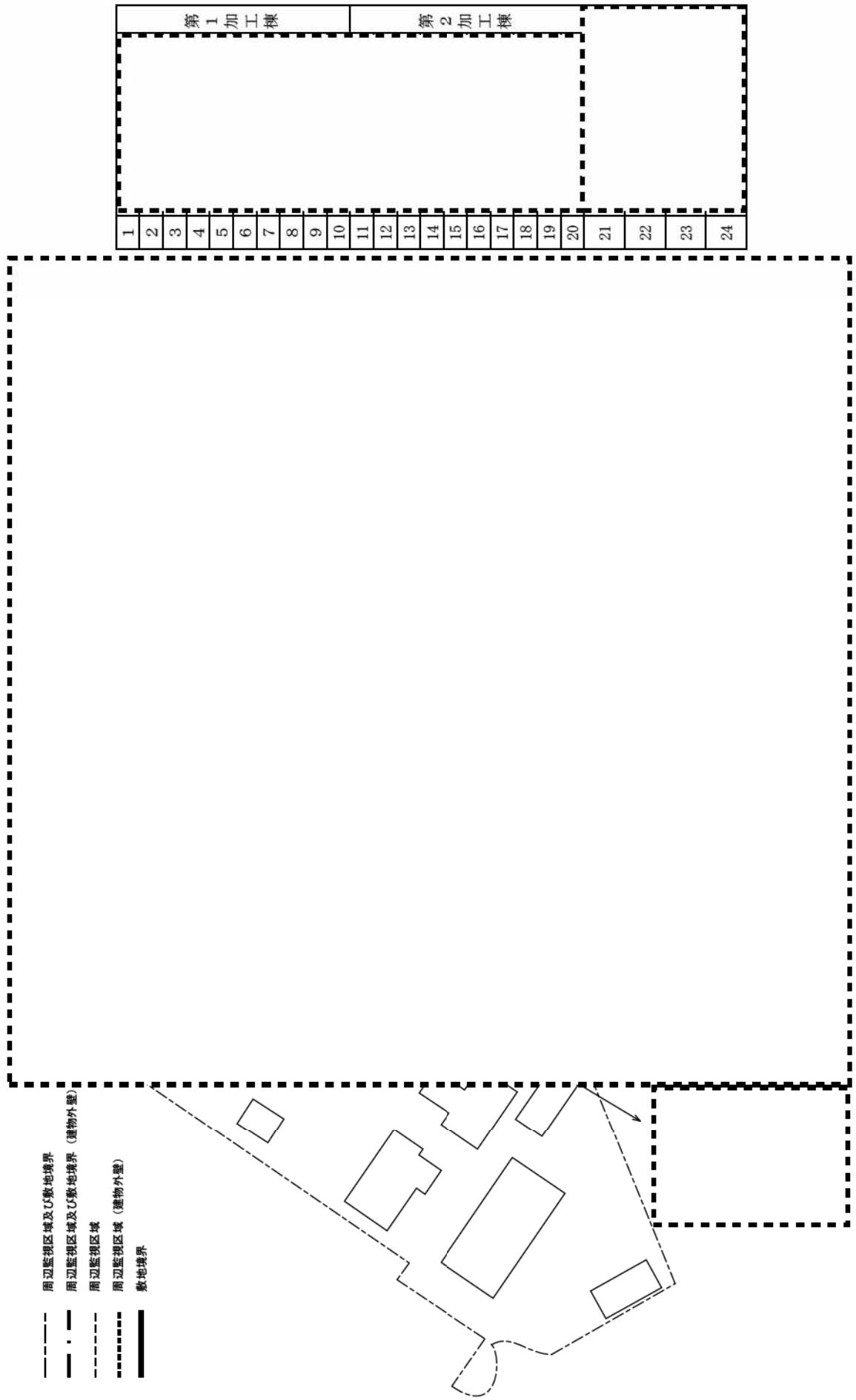


図へ－2－1－4 1 第1加工棟 屋根のアクセスルート

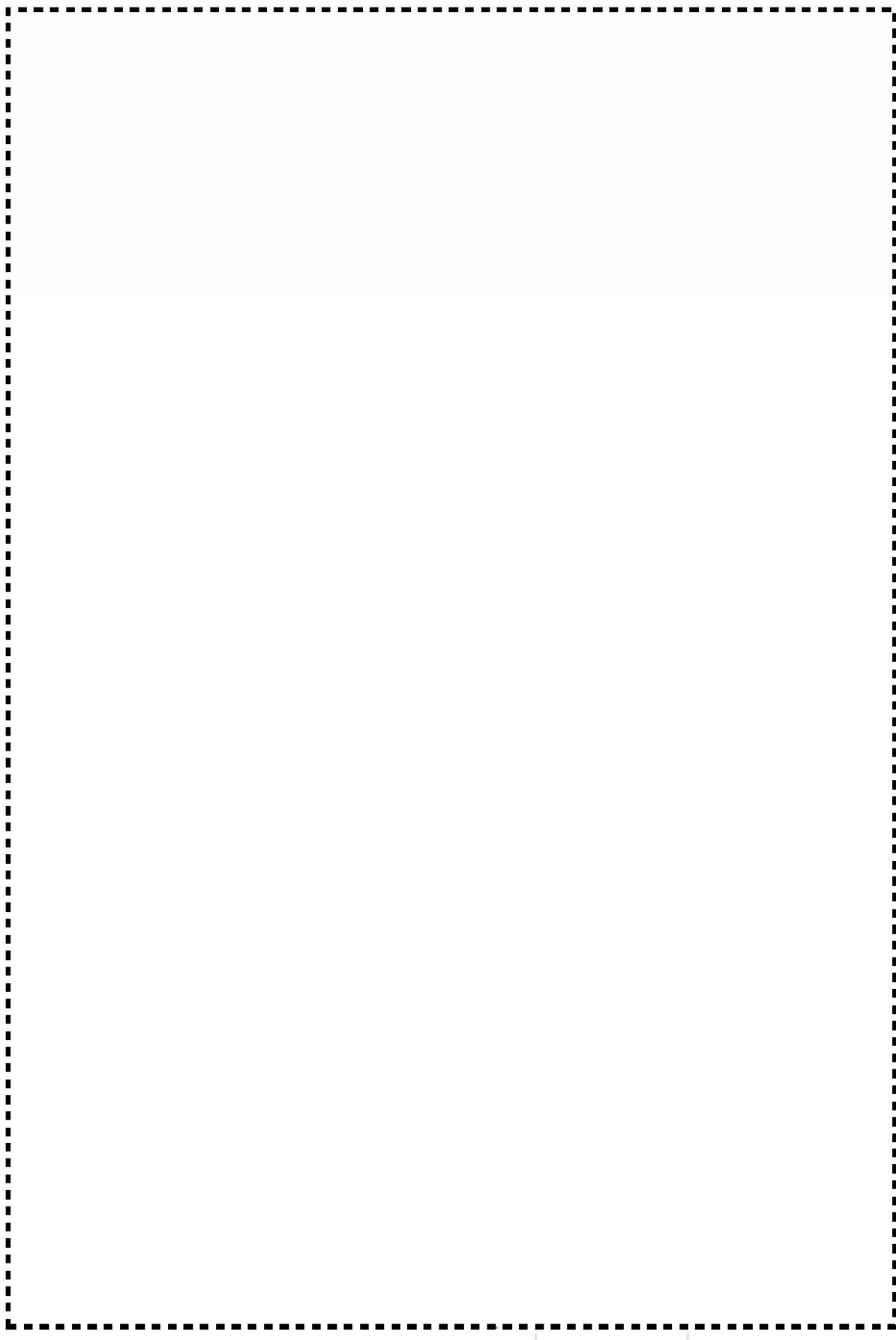




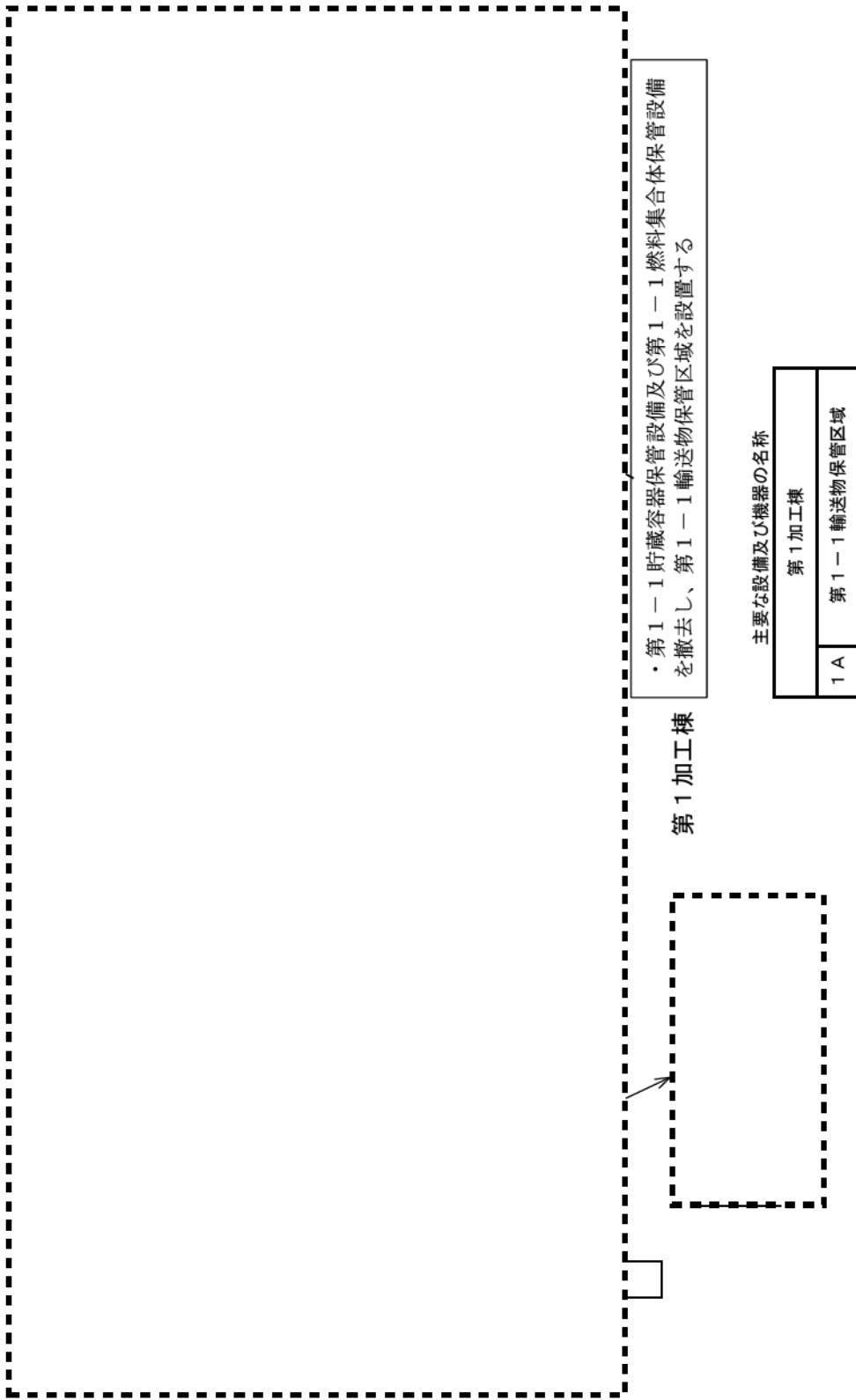
図ヘ-2-1-4 2 第1加工棟 火災区画



図ヘ-2-1-43 直接ガンマ線の評価で考慮した壁厚等



図へ－3－2－1 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型



図へー5-1-1 第1-1輸送物保管区域の配置

6. 試験及び検査の方法

変更に係る建物・構築物の試験及び検査の項目を第へー1表に、検査の方法を第へー2表に示す。なお、建物の既設部分の試験及び検査の項目を第へー3表に示す。

また、変更に係る設備・機器の試験及び検査の項目を第へー4表に、検査の方法を第へー5表に示す。

第へー1表 建物・構築物に係る試験及び検査の項目

| 施設区分 | 設置場所 | 建物・構築物 名称 | 変更内容 | 試験及び検査の項目 | | | | |
|----------------|-------|--------------|------|-----------|----|----|----|----|
| | | | | 外観 | 配置 | 員数 | 据付 | 材料 |
| 核燃料物質 の貯蔵施設 | 第1加工棟 | 第1加工棟 | 改造 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

第へ－2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（1／5）

(注1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(注2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注3) 横査の判定基準などによる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準にによる許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2／5）

| 試験、検査の項目 | 検査の方法 ^{(注1)(注2)} | | 判定基準 |
|--|---|--|------------------------------------|
| 杭・基礎の追加 (図へー1 全体工事フローレー参照) (図へー2 個別工事フロー (3／8) 参照) | 外観 杭の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改 造) | 杭の種類及び径を測定又は関係書類等により確認す る。(改造) | 杭に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| 検査4－1 | 材料 杭の種類及び径を測定又は関係書類等により確認す る。(改造) | 杭の種類及び径が申請書のとおりであること。 | 杭の種類及び径が申請書のとおりであること。 |
| 検査4－2 | 配置 杭の配置を目視、測長又は関係書類等により確認す る。(改造) | 杭の配置が申請書のとおりであること。 杭が申請書とおりの支持層に達していること。 | 杭の配置が申請書のとおりであること。 |
| 検査4－3 | 外観 土留・掘削後の杭の外観を目視により確認する。(改 造) | 杭頭に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | 杭頭に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| 検査4－4 | 寸法 均しコンクリートのレベルを測定する。(改造) | — | — |
| 検査4－5 | 外観 鉄筋の外観を目視により確認する。(改造) | 鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | 鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| 検査4－6 | 寸法 型枠の内寸(コンクリート寸法)を測定又は関係書類等 により確認する。(改造) | 鉄筋の材質及び呼び径が申請書のとおりであるこ と。 鉄筋の呼び径、配筋ピッチが申請書のとおりであるこ と。(注3) | 鉄筋の材質及び呼び径が申請書のとおりであるこ と。 |
| 検査4－7 | 外観 脱型後のコンクリート表面を目視により確認する。 (改 造) | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であるこ と。 コンクリートの圧縮強度が申請書のとおりであるこ と。(注3) | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であるこ と。 |
| 検査4－8 | 外観 基礎の配置を目視、測長又は関係書類等により確認す る。(改造) | 脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形が ないこと。 | 脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形が ないこと。 |
| 検査4－9 | 外観 床面の外観を目視により確認する。(改造)(既設) | 基礎の形状、寸法が申請書のとおりであること。 (注3) | 基礎の形状、寸法が申請書のとおりであること。 (注3) |

(注1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改変を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(注2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3／5）

| 試験、検査の項目 | 検査の方法 ^{(注)1)(注)2)} | 判定基準 |
|---|---|---|
| 建物の天井ボードの撤去及び天井ボードに設置している設備の撤去 (図へー1 全体工事フローパー参照) (図へー2 個別工事フロー (4／8) 参照) | 検査5－1 外観 天井ボードが撤去されていることを目視により確認する。(撤去) | 天井ボードが撤去されていること。 |
| 外部扉、シャッタの改造 (図へー1 全体工事フローパー参照) (図へー2 個別工事フロー (5／8) 参照) | 検査6－1 材料 外部扉の外観を目視により確認する。(改造) 外部扉の強度部材の材質、形状を目視、測長又は関係書類により確認する。(改造) | 外部扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 (注3) |
| 検査6－2 配置 | 寸法 (改造) 外観 設置後の外部扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造) | 外部扉の形状及び寸法が申請書のとおりであること。 設置後の外部扉に使用上有害な傷及び変形がないこと。 (注3) |
| 窓、扉の撤去及び閉止 (図へー1 全体工事フローパー参照) (図へー2 個別工事フロー (6／8) 参照) | 検査7－1 材料 外観 鉄筋の外観を目視により確認する。(改造) 鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。(改 造) | 扉の形状及び寸法が申請書のとおりであること。 設置後の外部扉が申請書のとおりであること。 (注3) |
| 検査7－2 | 寸法 外観 鉄筋の外観を目視により確認する。(改造) 鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造) | 鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 鉄筋の材質、呼び径が申請書のとおりであること。 (注3) |
| 検査7－3 | 寸法 型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造) | 型枠の内寸(コンクリート寸法)が申請書のとおりであること。 (注3) |
| 検査7－4 | 材料 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造) | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であること。 |
| 検査7－5 | 外観 脱型後のコンクリート表面を目視により確認する。(改造) | コンクリートの密度が申請書以上であること。 |
| 検査7－6 | 外観 閉止部の外観を目視により確認する。(改造) | 脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。 閉止部に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |

(注1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(注2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4／5）

| 試験、検査の項目 | 検査の方法 ^{(注1)(注2)} | 判定基準 |
|--|--|---|
| 防火区画の新設及び改造 (図へー1 全体工事フローレー参照) (図へー2 個別工事フロー (7／8) 参照) | | |
| 検査 8－1 材料 | 耐火壁を構成する被覆材、下地材及び副構成材料が建築基準法の告示による材料または国土交通大臣の認定を受けた材料であること。 | 耐火壁を構成する被覆材、下地材及び副構成材料の規格を関係書類等により確認する。(改造) |
| 検査 8－2 材料 寸法 | 防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を確認する。(改造) | 防火シャッタが建築基準法に定める特定防火設備である。防火シャッタの形狀及び寸法が申請書のとおりであること。 |
| 外観 | 防火シャッタの形狀及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造) | 防火シャッタの形狀及び寸法が申請書のとおりであること。(注 3) |
| 配置 | 防火区画が適切に設定されていることを目視確認する。(改造) | 設置後の防火シャッタ及び壁面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| 検査 8－3 配置 | 防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造) | 防火区画の設定が申請書のとおりであること。(注 3) |
| 員数 | 防火シャッタの員数を目視により確認する。(改造) | 防火シャッタの員数が申請書のとおりであること。 |
| 作動 | 防火シャッタが随時作動式であることを確認する。(改造) | 煙感知器点検用の加壓器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。 |
| 検査 8－4 寸法 | 防火区画に設置する防火戸の防火性能を確認する。(改造) | 防火戸が建築基準法に定める特定防火設備であること。 |
| 外観 | 防火戸の形狀及び寸法を目視又は測長器により確認する。(改造) | 防火戸の形狀及び寸法が申請書のとおりであること。(注 3) |
| 配置 | 防火区画が適切に設定されていることを目視確認する。(改造) | 防火戸に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| 検査 8－5 配置 | 防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造) | 防火区画の設定が申請書のとおりであること。(注 3) |
| 員数 | 防火戸の員数を目視により確認する。(改造) | 防火戸の員数が申請書のとおりであること。 |
| 作動 | 防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造) | 防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。 |

(注1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(注2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録、関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（5／5）

| 試験、検査の項目 | 検査の方法 ^{(注1)(注2)} | | 判定基準 |
|--|--|--|---|
| 屋根への梯子の追加設置 (図へー1 全体工事フロー参照) (図へー2 個別工事フロー (8／8) 参照) | 検査 9－1 | 外観 梯子の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改 造) | 梯子の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| | 検査 9－2 | 外観 梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。 (改造) | 梯子が建物部材に固定されていること。 梯子及びその固定部に使用上有害な傷及び変形がな いこと。(注3) |
| | 検査 9－3 | 外観 工事復旧後の外壁を目視により確認する。(改造) | 工事復旧後の外壁に使用上有害な傷及び変形がな いこと。 |
| 配置 員数 | 梯子の配置を目視により確認する。(改造) 梯子の員数を目視により確認する。(改造) | 梯子の配置が申請書のとおりであること。 梯子の員数が申請書のとおりであること。 | |

(注1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(注2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第へー3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（1／3）（既設部分）

| 試験、検査の項目 | | 検査の方法 ^(注1) | | 判定基準 |
|---|--------|--|--|--|
| 建物 | 配置 | 建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。 建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。 | | 建物の配置が申請書のとおりであること。 建物の員数が申請書のとおりであること。 |
| 杭 | 材料 | 材料を目視により確認する。 RC杭の径を測定又は関係書類等により確認する。 | | 不燃性材料（鉄筋コンクリート杭）であること。 |
| | 寸法 | | | RC杭の径が申請書のとおりであること。 |
| | 配置 | 支持層に杭が到達していること（N値30以上を確認した層で杭を支持しているか）を関係書類等により確認する。 | | 杭が支持層に到達していること。 |
| 基礎 | 材料 | 材料を目視により確認する。 | | 不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 |
| 構面（柱・梁・プレース・壁で構成される面） | 配置 | 構面を目視により確認する。 | | 構面が申請書のとおりであること。 |
| 柱 | 材料 | 材料を目視により確認する。 鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。 | | 不燃性材料（鋼）であること。 鉄骨の材質、形状が申請書のとおりであること。 |
| | 鉄骨 | | | |
| 鉄骨 | 材料 | 鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。 | | 鉄骨の材質、形状が申請書のとおりであること。 |
| 鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート（1-5,A-B間・1,C-A間・C7,1-12間） | 寸法 | 鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 | | 鉄筋の配筋ピッチが申請書のとおりであること。 |
| | 材料 | 材料を目視により確認する。 | | 不燃性材料（コンクリート）であること。 |
| | コンクリート | | | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であること。 |
| | 寸法 | 柱の形状、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。 | | 柱の形状、寸法が申請書のとおりであること。 |
| 梁・プレース | 材料 | 材料を目視により確認する。 | | 不燃性材料であること。 |
| | | | | |
| | 配置 | 梁・プレースの配置を目視又は関係書類等により確認する。 | | 梁・プレースの配置が申請書のとおりであること。 |
| 鉄筋コンクリート（1-5,A-B間・1,C-A間・C7,1-12間） | 材料 | 材料を目視により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 | | 不燃性材料（コンクリート）であること。 コンクリートの圧縮強度が申請書以上であること。 |
| | 寸法 | 柱の形状、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。 | | 柱の形状、寸法が申請書のとおりであること。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

第へー3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2／3）（既設部分）

| 試験、検査の項目 | | | | 検査の方法 ^(注1) | 判定基準 |
|----------|----------------------------|----|----|---|--|
| 壁 | 外壁 | 全般 | 材料 | 材料を目視により確認する。 | 不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。 人の不法な侵入等の防止ができる鉄筋コンクリート造であること。 |
| | 鉄筋コンクリート | 材料 | 寸法 | コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 コンクリートの密度が申請書以上であること。 鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。 | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であること。 コンクリートの密度が申請書以上であること。 鉄筋の配筋ピッチが申請書のとおりであること。 壁の厚さが申請書のとおりであること。 |
| 間仕切り壁 | 全般 | 材料 | 材料 | 材料を目視により確認する。 | 不燃性材料であること。 |
| | 鉄筋コンクリート | 寸法 | | コンクリートの密度を関係書類等により確認する。 壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。 | コンクリートの密度が申請書以上であること。 壁の厚さが遮蔽を考慮した厚さ以上であること。 |
| | 防火区画 | 材料 | | 防火区画の材料を目視又は関係書類等により確認する。 | 建築基準法に規定される防火区画であること。 |
| | | 配置 | | 防火区画が適切に設定されていることを目視により確認する。 | 防火区画の設定が申請書のとおりであること。 |
| 耐震壁 | 全般 | 材料 | 材料 | 材料を目視により確認する。 | 不燃性材料（コンクリート）であること。 |
| | 鉄筋コンクリート | 寸法 | | コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 コンクリートの密度が申請書以上であること。 鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。 | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であること。 コンクリートの密度が申請書以上であること。 鉄筋の配筋ピッチが申請書のとおりであること。 壁の厚さが申請書のとおりであること。 |
| | 防火区画 | 材料 | | 防火区画の材料を目視又は関係書類等により確認する。 | 建築基準法に規定される防火区画であること。 |
| | | 配置 | | 防火区画が適切に設定されていることを目視により確認する。 | 防火区画の設定が申請書のとおりであること。 |
| 屋根 | 鉄骨（母屋 C-100×50 ×20×3.2） | 材料 | 寸法 | 材料を目視により確認する。 鉄骨の形状、寸法およびピッチを測長器又は関係書類等により確認する。 | 不燃性材料（鋼）であること。 鉄骨の形状、寸法およびピッチが申請書のとおりであること。 |
| | カラー鉄板 | 材料 | 寸法 | 材料を目視により確認する。 | 不燃性材料（鋼）であること。 |
| 2階床 | 鉄筋コンクリート | 材料 | 寸法 | 屋根の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。 材料を目視により確認する。 コンクリートの密度を関係書類等により確認する。 床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。 | 屋根の厚さが遮蔽を考慮した厚さ以上であること。 不燃性材料であること。 コンクリートの密度が申請書以上であること。 床の厚さが遮蔽を考慮した厚さ以上であること。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

第へー3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3／3）（既設部分）

| 試験、検査の項目 | | 検査の方法 ^(注1) | | | 判定基準 |
|----------|--------|-----------------------|--------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 開口部 | 扉／シャッタ | 防火区画 | 材料 | 材料を目視により確認する。 | 不燃性材料（鋼）であること。 |
| | | | 扉／シャッタ | 扉／シャッタの材料を目視又は関係書類等により確認する。 | 扉／シャッタが建築基準法に規定される特定防火設備であること。 |
| | | 配置 | 扉／シャッタ | 扉／シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。 | 扉／シャッタの配置が申請書のとおりであること。 |
| | | 員数 | 扉／シャッタ | 扉／シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。 | 扉／シャッタの員数が申請書のとおりであること。 |
| | | 作動 | 扉 | 扉が常時閉鎖式であることを確認する。 | 扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。 |
| | | | シャッタ | シャッタが随時作動式であることを確認する。 | 煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、シャッタが自動で閉止すること。 |
| | | 防火区画以外 | 材料 | 材料を目視により確認する。 | 不燃性材料（鋼）であること。 |
| その他 | 梯子 | 外観 | 梯子 | 梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。 | 梯子が建物部材に固定されていること。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

第へー4表 設備・機器に係る試験及び検査の項目

| 施設区分 | 設置場所 | 設備・機器名称 | 機器名 | 変更内容 | 設備配置検査 | | 材料検査 | 臨界防止検査 |
|------------|------------------|---------------|---------------|---------------|--------|----|------|--------|
| | | | | | 外観 | 配置 | | |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | 第1加工棟 | 第1－1貯蔵容器保管設備 | 第1－1貯蔵容器保管区域 | 撤去 | ① | — | — | — |
| | 第1－3貯蔵棟 第2加工棟 | 粉末・ペレット貯蔵容器I型 | — | 一部撤去 変更なし※ | ① | — | ① | — |
| | 第1加工棟 | 第1－1燃料集合体保管設備 | 第1－1燃料集合体保管区域 | 撤去 | ② | — | ① | ① |
| | 第1加工棟 | 第1－1輸送物保管区域 | — | 新設 | ① | — | — | — |

※引き続き核燃料物質の貯蔵施設として使用する粉末・ペレット貯蔵容器I型を対象とする。

第へー5表 設備・機器に係る検査の方法

| 検査の項目 | | 検査の方法 ^(注1) | 判定基準 |
|--------|--------|--|--|
| 設備配置検査 | 外観 | ①外観を目視又は関係書類等により確認する。(撤去するもの) | ①設備・機器が撤去又は核燃料物質の貯蔵施設として使用しないことが明示されていること。 |
| | | ②外観を目視又は関係書類等により確認する。 | ②-1 外観が申請内容のとおりであること。 ②-2 使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| | 配置 | ①配置を目視又は関係書類等により確認する。 | ①配置が申請内容のとおりであること。 |
| | 員数 | ①員数を目視又は関係書類等により確認する。 | ①員数が申請内容のとおりであること。 |
| 材料検査 | 材料 | ①設備・機器の主要な構造材を関係書類等により確認する。 | ①設備・機器の主要な構造材が申請内容のとおりであること。 |
| 臨界防止検査 | 单一ユニット | ①幾何学的形状制限を行う設備の当該箇所の形状及び寸法等を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設) | ①当該箇所形状及び寸法が申請書のとおりであること。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

目 次

| | |
|--------------------------|------|
| ト. 放射性廃棄物の廃棄施設 | ト-1 |
| 1. 変更の概要 | ト-2 |
| 2. 準拠する主な法令、規格及び基準 | ト-2 |
| 3. 設計条件及び仕様 | ト-2 |
| 4. 工事の方法 | ト-33 |
| 5. 添付図一覧表 | ト-43 |
| 6. 試験及び検査の方法 | ト-54 |

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）（以下「加工事業変更許可」という。）に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。
また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既認可の設計及び工事の方法の認可（以下「既設工認」という。）との対応を表ト－1－1に、変更内容を表ト－1－2に示す。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 日本産業規格（JIS）
- (8) 労働安全衛生法及び関連法令
- (9) 消防法及び関連法令
- (10) 建築基準法及び関連法令
- (11) (一社) 日本建築学会規準・指針類
　　(一社) 日本建築防災協会規準・指針類
　　(一財) 日本建築センター規準、指針類
- (12) 保安規定

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ト－2－1～表ト－6－1に、配置図を図ヘ－1－1－1及び図ヘ－1－1－2に、関係図面を図ト－2－1－1～図ト－6－1－1に示す。

ここで、表ト－2－1～表ト－6－1において、{ }付き番号は、設備・機器の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類3 加工事業変更許可申請書との対応」の表2に対応している。また、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「設工認技術基準規則」という。）の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。個々の設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物そのものに機能を持たせる設計及び個々の設備・機器の機能を建物の機能に含ませる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

（例） [4. 1-F1]：設工認技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5. 4. 1-B1]：設工認技術基準規則第五条の四第1項に対する建物の設計仕様

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表ト－1－1 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応

| 加工事業変更許可における施設名称 | 本申請における 建物・構築物又は設備・機器名称 機器名 | 既設工認における 建物・構築物又は設備・機器名称 機器名 |
|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 保管廃棄設備 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第1加工棟保管廃棄設備 |
| 第2廃棄物貯蔵棟 ⁽²⁾ | 第2廃棄物貯蔵棟 — | 第2廃棄物貯蔵棟 — |
| 第2廃棄物貯蔵室 ⁽²⁾ | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 第2廃棄物貯蔵棟保管廃棄設備 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 第5廃棄物貯蔵棟 — | — |
| 保管廃棄設備 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | — |

- (1) 添付書類3に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) 本施設は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。

表ト－1－2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容

| 設置場所 | 建物・構築物又は設備・機器名称 機器名 | 員数 | 変更内容 |
|-------------------------|------------------------|----|------|
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 変更なし |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | 第2廃棄物貯蔵棟 | 1 | 撤去 |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 撤去 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 ⁽¹⁾ | 第5廃棄物貯蔵棟 | 1 | 新設 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | 1 | 新設 |

(1) 第5廃棄物貯蔵棟は新設であり、本申請とともに、建築基準法に基づく建築確認、消防法に基づく危険物屋内貯蔵所設置許可申請を経て建設する。建築確認における耐震に関する審査内容を表ト－1－3に示す。

表ト－1－3 第5廃棄物貯蔵棟 建築確認における耐震に関する審査事項

| 建物名称 | 建築確認 | 耐震に関する審査内容 | | |
|----------|------|------------|--------------------|------|
| | | 一次設計 | | 二次設計 |
| | | 長期 | 短期 (長期+一次設計地震力) | |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 申請予定 | × ※1 | | |

○：審査対象、×：審査対象外、△：一部審査対象、－：不要

※1：建築基準法第6条第1項第4号に該当する小規模な建築物であり、建築確認において耐震計算は審査されない。

表ト－2－1 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|-------------|---------------------|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 | {6155} | |
| 機器名 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第 1 加工棟 [] | |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | 別表ト－2－1－1 に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力：[] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 |
| 技 術 基 準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に 対 す る 仕 様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第 3 類としている。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| 廃棄施設 | | [14.1-F2] 第 1 加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に記載している保管廃棄能力を有している [] では、[])。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] | ドラム缶は耐震重要度分類第 1 類相当の固縛措置を講じる。 |

別表ト-2-1-1

材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

表ト－2－2 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|-------------|---------------------|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 | {6156} | |
| 機器名 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第 1 加工棟 [] | |
| 員数 | 1 | |
| 一般仕様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | 別表ト－2－2－1 に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力： 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 |
| 技術基準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に対する仕様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第 3 類としている。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | [14.1-F2] 第 1 加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に記載している保管廃棄能力を有している [] では、[])。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] | ドラム缶は耐震重要度分類第 1 類相当の固縛措置を講じる。 |
| 添付図 | | 図ト－2－1－1 |

別表ト－2－2－1

材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

表ト－2－3 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|---------------------|--|-----------------------------|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 機器名 | [6157] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第1加工棟 [] | |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | — |
| 主要な構造材 | 別表ト－2－3－1に示す。 | |
| 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] | |
| その他の構成機器 | | — |
| その他の性能 | 保管廃棄能力：[] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 | |
| 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 | |
| 技術基準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に対する仕様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| 安全機能を有する施設の地盤 | — | |
| 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第3類としている。 | |
| 津波による損傷の防止 | — | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — | |
| 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — | |
| 材料及び構造 | — | |
| 閉じ込めの機能 | — | |
| 遮蔽 | — | |
| 換気 | — | |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | |
| 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 | |
| 搬送設備 | — | |
| 警報設備等 | — | |
| 安全避難通路等 | — | |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | — | |
| 廃棄施設 | [14.1-F2] 第1加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に記載している保管廃棄能力を有している[]では、[]）。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 | |
| 放射線管理施設 | — | |
| 非常用電源設備 | — | |
| 通信連絡設備 | — | |
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] ドラム缶は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる。 | |

別表ト-2-3-1

材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

表ト－2－4 保管廃棄設備 []仕様

| | | |
|---------------------|--|-----------------------------|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 | {6158} | |
| 機器名 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第1加工棟 | |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | — |
| 主要な構造材 | 別表ト－2－4－1に示す。 | |
| 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] | |
| その他の構成機器 | | — |
| その他の性能 | 保管廃棄能力：[] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 | |
| 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 | |
| 技術基準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に対する仕様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| 安全機能を有する施設の地盤 | | — |
| 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第3類としている。 | |
| 津波による損傷の防止 | — | |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | — | |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — | |
| 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — | |
| 材料及び構造 | — | |
| 閉じ込めの機能 | — | |
| 遮蔽 | — | |
| 換気 | — | |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — | |
| 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 | |
| 搬送設備 | — | |
| 警報設備等 | — | |
| 安全避難通路等 | — | |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | — | |
| 廃棄施設 | [14.1-F2] 第1加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に記載している保管廃棄能力を有している[]では、[]）。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 | |
| 放射線管理施設 | — | |
| 非常用電源設備 | — | |
| 通信連絡設備 | — | |
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] ドラム缶は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる。 | |
| 添付図 | 図ト－2－1－1 | |

別表ト－2－4－1 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

表ト－2－5 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|-------------|---------------------|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 | {6159} | 保管廃棄設備 [] |
| 機器名 | 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第1加工棟 [] | |
| 員数 | 1 | |
| 一般仕様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | 別表ト－2－5－1に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力：[] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 |
| 技術基準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に対する仕様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第3類としている。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | [14.1-F2] 第1加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に記載している保管廃棄能力を有している[]では、[]では、[]）。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] | ドラム缶は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる。 |

別表ト-2-5-1

材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

表ト－2－6 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|------------------|---------------------------------|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 機器名 | [6160] 保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第1加工棟 [] | |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | 別表ト－2－6－1に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力：[] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 |
| 技術基準に対する仕様 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第3類としている。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | [14.1-F2] 第1加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に記載している保管廃棄能力を有している [] では、[])。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] | ドラム缶は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる。 |

別表ト-2-6-1

材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

表ト－2－7 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|-------------|---------------------|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 | {6161} | |
| 機器名 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第 1 加工棟 [] | |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | 別表ト－2－7－1 に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法 : [] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力 : [] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 |
| 技 術 基 準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に 対 す る 仕 様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第 3 類としている。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | [14.1-F2] 第 1 加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に記載している保管廃棄能力を有している [] では、[] では、[] 。 |
| | | [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] | |

| | |
|-----|-----------------------------|
| | ドラム缶は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる。 |
| 添付図 | 図ト-2-1-1 |

別表ト-2-7-1 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | 床 | 鉄筋コンクリート |
| その他 | — | — |

表ト－2－8 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|------------------|-----------------------------|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 機器名 | {6162} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第 1 加工棟 [] | |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | 別表ト－2－8－1 に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力：[] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 |
| 技術基準に対する仕様 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第 3 類としている。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | [14.1-F2] 第 1 加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に記載している保管廃棄能力を有している [] では、[])。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| | その他許可で求める仕様 | [99-F5] ドラム缶は耐震重要度分類第 1 類相当の固縛措置を講じる。 |

別表ト-2-8-1

材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

表ト－2－9 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|-------------|---------------------|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 | {6163} | |
| 機器名 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第 1 加工棟 [] | |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | 別表ト－2－9－1 に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力：[] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性固体廃棄物 |
| 技 術 基 準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に 対 す る 仕 様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第 3 類としている。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | [14.1-F2] 第 1 加工棟全体で加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に記載している保管廃棄能力を有している [] [] では、[])。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |

| | |
|-------------|--|
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] ドラム缶は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる。 |
| 添付図 | 図ト-2-1-1 |

別表ト-2-9-1

■■■■■ 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | — | — |
| その他 | 床 | 鉄筋コンクリート |

表ト－3－1 第2廃棄物貯蔵棟 仕様

| | | |
|-------------|---------------------|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | {1014} 第2廃棄物貯蔵棟 {8009-10} 火災感知設備 {8038-3} 非常用照明 {8010-8} 消火器 |
| 建物・構築物名称 | | {1014} 第2廃棄物貯蔵棟 |
| 建物・構築物の区分 | | 本体 |
| 変更内容 | | 撤去（地震・竜巻対策のため安全性の向上を図り、建物を撤去する。） |
| 設置場所 | | 第2廃棄物貯蔵棟 |
| 員数 | | 1 |
| 一般仕様 | 型式 | 補強コンクリートブロック造 |
| | 主要な構造材 | コンクリートブロック、カラー鉄板（折板葺） |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：  |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | — |
| 技術仕様 | 核燃料物質の状態 | — |
| | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | — |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | — |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| その他許可で求める仕様 | 廃棄施設 | — |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| | [99-B3] [99-F3] | 第2廃棄物貯蔵棟を撤去する。建物に設置している自動火災報知設備（感知器）、非常用照明、消火器もあわせて撤去する。 |
| 添付図 | 図ト－5－1－1 | |

表ト－4－1 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|-------------|---------------------|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） |
| | 施設名称 | 第 2 廃棄物貯蔵室 |
| 設備・機器名称 | {6165} | 保管廃棄設備 [] 廃棄物保管区域 |
| 機器名 | | |
| 変更内容 | | 撤去（地震・竜巻対策のため安全性の向上を図り、建物を撤去したことにより保管廃棄設備 [] を撤去する。） |
| 設置場所 | | 第 2 廃棄物貯蔵棟 [] |
| 員数 | 1 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | — |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：[] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力：[] |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性液体廃棄物 |
| 技 術 基 準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に 対 す る 仕 様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | — |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | — |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| | 廃棄施設 | — |
| | 放射線管理施設 | — |
| | 非常用電源設備 | — |
| | 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F3] | [] を撤去する。 |
| 添付図 | | — |

表ト－5－1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

| | | |
|----------------------------|---|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | {1006} 第5廃棄物貯蔵棟 {8034} 避難通路 {8037} 非常用照明 {8037-2} 誘導標識 {8007-5} {8007-6} 所内通信連絡設備 {8009-4} 自動火災報知設備 {8010-4} 消火器 |
| 建物・構築物名称 | 建物・構築物の区分 | {1006} 第5廃棄物貯蔵棟 |
| 建物・構築物の区分 | 本体 | |
| 変更内容 | 新設（撤去する第2廃棄物貯蔵棟の代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。）（建物の仕様を別表ト－5－1－1に示す。） | |
| 設置場所 | 第5廃棄物貯蔵棟 | |
| 員数 | 1 | |
| 一般仕様 | 型式 | 鉄筋コンクリート造 ⁽¹⁾ |
| | 主要な構造材 | 別表ト－5－1－2に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法：  |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 消防法に基づく危険物屋内貯蔵所 |
| | 核燃料物質の状態 | — |
| 技術基準に対する仕様 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| 火災等による損傷の防止 ⁽²⁾ | [4.1-F1] | 消防法、危険物の規制に関する政令に基づき、消火設備として大型消火器（50型）を設置している。大型消火器は、防火対象物の各部分から歩行距離30m以下となるように配置している。 設備の員数 ABC粉末消火器50型：2本 消火器の配置を図リ－4－1－6に示す。 |
| | [4.1-F2] | 消防法に基づき自動火災報知設備を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計としている。 設備の員数 ⁽¹⁰⁾ 熱感知器（スポット型）：3台 自動火災報知設備の配置を図リ－4－1－6に示す。 |
| 安全機能を有する施設の地盤 | [4.3-B1] | [4.3-B1] 第5廃棄物貯蔵棟は消防法・危険物の規制に関する政令に基づく危険物屋内貯蔵所とし、不燃性材料で造る設計としている。 第5廃棄物貯蔵棟に使用する材料を別表ト－5－1－2に示す。 |
| | [4.3-F2] | [4.3-F2] 第5廃棄物貯蔵棟に設置する非常用照明、自動火災報知設備の感知器は防爆型とすることで廃油への着火を防止する設計としている。また、非常用照明の回路上には配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計としている。 |
| 地震による損傷の防止 | [5.1-B1] | [5.1-B1] 第5廃棄物貯蔵棟は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 ・支持方法 N値30以上の支持層に杭で支持させる ・杭材料  ・杭配置 図ト－5－1－3 |
| | [5.2.1-B1] | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第3類（割増係数1.0）とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計としている。 ・伏図を図ト－5－1－5、部材リストを図ト－5－1－6に示す。 ・位置、構造、寸法、材料：別表ト－5－1－2 参照 [5.2.1-F1] |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>非常用設備（緊急設備、所内通信連絡設備、自動火災報知設備、避難通路及び避難通路に設ける誘導灯、非常用照明）についても耐震重要度分類を第3類とし、第5廃棄物貯蔵棟にボルトで固定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備（所内通信連絡設備） <ul style="list-style-type: none"> ○位置：図リ－4－1－6参照 ・消防設備（消火器） <ul style="list-style-type: none"> ○位置：消火器 図リ－4－1－6参照 ・自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ○位置：図リ－4－1－6参照 ・緊急設備（非常用照明、誘導灯） <ul style="list-style-type: none"> ○位置：図リ－4－1－6参照 |
| 津波による損傷の防止 | —(3) |
| | <p>(竜巻) [5.4.1-B2]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に示すように設計竜巻（F1、最大風速49m/s）による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計としている。また設計竜巻に伴う飛来物による貫通損傷が生じない設計としている。外部扉についても、設計竜巻の竜巻荷重に耐える設計としている。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の外部扉の仕様を図ト－5－1－1及び図ト－5－1－7に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部扉の新設 <ul style="list-style-type: none"> ○構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> ・外部扉の新設 外部扉を図ト－5－1－1の平面図に示す。また、新設鋼製扉姿図を図ト－5－1－7に示す。 ○位置 <ul style="list-style-type: none"> 外部扉新設の位置を平面図 図ト－5－1－1に示す。 ○材料 <ul style="list-style-type: none"> 主な材料を別表ト－5－1－1に示す。 <p>(落雷) —(4)</p> <p>(極低温) —(5)</p> <p>(火山活動) [5.4.1-B3]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の屋根を湿潤密度 1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える構造としている。</p> <p>(積雪) [5.4.1-B4]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の屋根を大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐えられる構造としている。</p> <p>(生物学的事象) —(6)</p> <p>(森林火災、外部火災) [5.4.1-B5] [5.4.2-B2]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟本体は、想定する火災源に対する離隔距離が、危険距離以上となることを確認している。また、想定する爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上となることを確認している。第5廃棄物貯蔵棟の配置を図ト－5－1－8に示す。</p> <p>(電磁的障害) —(7)</p> <p>(交通事故) —(8)</p> <p>(航空機落下) —(9)</p> |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | [5.5-B1] 建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計としている。 |
| 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | [5.6-B1] |
| 加工施設内における溢水による損 | |

| | |
|------------------------|--|
| 傷の防止 | 建物内は溢水源がない設計としている。 |
| 材料及び構造 | — |
| 閉じ込めの機能 | — |
| 遮蔽 | [8. 1-B1] 加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等としている ⁽¹¹⁾ （図へ－2－1－4 3）。 (第 5 廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能としての仕様) 壁厚さ 図へ－2－1－4 3 に示した壁厚さ コンクリートの気乾単位容積質量 [] 以上 |
| 換気 | — |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| 安全機能を有する施設 | [11. 1-B1] [11. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11. 2-B1] [11. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| 搬送設備 | — |
| 警報設備等 | [13. 1-F3] 消防法に基づき、自動火災報知設備を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計としている。自動火災報知設備の配置を図リ－4－1－6 に示す。（[4. 1-F2] 参照） |
| 安全避難通路等 | [13. 2. 1-F1] 避難通路には、建築基準法に基づき非常用照明を、消防法に基づき誘導標識を設けている。 設備の員数 非常用照明：3 台 誘導標識：1 枚 また、非常用照明はバッテリを内蔵し非常用電源設備に接続している。避難通路、非常用照明、誘導標識の配置を図リ－4－1－6 に示す。 |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| 廃棄施設 | — |
| 放射線管理施設 | — |
| 非常用電源設備 ⁽²⁾ | [16. 2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備（所内通信連絡設備のうち放送設備、自動火災報知設備、非常用照明）はバッテリを内蔵している。 [16. 2-F2] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備（所内通信連絡設備のうち放送設備、自動火災報知設備、非常用照明）は非常用電源設備との接続を維持している。 |
| 通信連絡設備 ⁽²⁾ | [17. 1-F1] 所内の通信連絡のため、第 5 廃棄物貯蔵棟に所内通信連絡設備として、放送設備、所内携帯電話機（PHS アンテナ）を設置している。 設備の員数 放送設備（スピーカ）：1 台 所内携帯電話機（PHS アンテナ）：1 台 所内通信連絡設備の配置を図リ－4－1－6 に示す。 |
| その他許可で求める仕様 | — |
| 添付図 | 図ト－5－1－1～図ト－5－1－8、図へ－2－1－4 3、図リ－4－1－6 |

(1) 第 5 廃棄物貯蔵棟の屋根は、加工事業変更許可申請書に示していた金属屋根に代えて、消防法（危険物の規制に関する政令）に基づく危険物特定屋内貯蔵所とすることで、より堅固な鉄筋コンクリート製とする。

- (2) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表ト－5－1－3に示す。
- (3) 本加工施設の敷地は海拔約48mにあり、基準津波の最大週上高さ海拔6mと比べて十分高く、週上波は到達しないことを確認している。
- (4) 建築基準法第33条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また消防法に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (5) 水配管がないため、極低温(凍結)の影響を受けるおそれはない。
- (6) 給排気(給気用フィルタ)がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (7) インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (8) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。
- (9) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回／施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (10) 受信機は、第3廃棄物貯蔵棟に設置している。次回以降の設工認申請で適合性を説明する。
- (11) 第5廃棄物貯蔵棟に関しては、遮蔽評価においてその屋根厚さを考慮していない。

別表ト－5－1－1 第5廃棄物貯蔵棟の構造

| 項目 | 主要部材 | 断面等()内は使用材料 | 員数 | 対応図 |
|----------------|----------------------------|--------------|----|---|
| 杭 | | | | 図ト－5－1－3 (杭図) |
| 基礎、床 | | | | 図ト－5－1－4 (基礎図) |
| 壁 | | | | |
| 柱 | | | | 図ト－5－1－5、 図ト－5－1－6 (床伏図・屋根伏図、 部材リスト) |
| はり | | | | |
| 屋根 | 鉄筋コンクリート アスファルト 露出防水 | | | 図ト－5－1－1、 図ト－5－1－2 (平面図、立面図・断面図) |
| 鋼製の外部扉 SD-1 | | | | 図ト－5－1－1 図ト－5－1－7 (平面図、新設鋼製 扉下地骨組姿図) |

別表ト－5－1－2 第5廃棄物貯蔵棟 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | 柱 | 鉄筋コンクリート |
| | はり | 鉄筋コンクリート |
| | 耐震壁 | 鉄筋コンクリート |
| | 基礎 | 鉄筋コンクリート |
| | 杭 | 鋼 |
| | 床 | 鉄筋コンクリート |
| | 屋根 | 鉄筋コンクリート |
| その他 | 扉 | 鋼 |

別表ト－5－1－3 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

| 項目 | 技術基準に基づく仕様 | 適合性を確認するための施設 |
|-------------|---|--|
| 火災等による損傷の防止 | [4. 1-F2] 第5廃棄物貯蔵棟に設置する火災感知設備の警報盤を第3廃棄物貯蔵棟に設置している。 | 自動火災報知設備 (受信機) (第3廃棄物貯蔵棟に設置) (注) |
| 非常用電源設備 | [16. 1-F1] 加工施設内に非常用電源設備を設けている。 | 非常用電源設備 |
| 通信連絡設備 | [17. 1-F1] 加工施設内に所内通信連絡設備を備えている。 | 所内通信連絡設備 (電話交換機) |
| | [17. 2-F1] 加工施設内に可搬式の所外通信連絡設備を備えている。 | 所外通信連絡設備 |

(注) 第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備の作動検査は、第3廃棄物貯蔵棟に設置している自動火災報知設備(受信機)で確認する。

表ト－6－1 保管廃棄設備 [] 仕様

| | | |
|-------------|---------------------|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） |
| | 施設名称 | 保管廃棄設備 |
| 設備・機器名称 | {6137} | |
| 機器名 | 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 | |
| 変更内容 | 廃棄物保管区域を新設する。 | |
| 設置場所 | 第 5 廃棄物貯蔵棟 | [] |
| 員数 | 1 | |
| 一般仕様 | 型式 | — |
| | 主要な構造材 | — |
| | 寸法（単位：mm） | 概略寸法 : [] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | 保管廃棄能力 : [] 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示している。 |
| | 核燃料物質の状態 | 放射性液体廃棄物 |
| 技術基準 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| に対する仕様 | 火災等による損傷の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | — |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第 3 類としている。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |
| | 遮蔽 | — |
| | 換気 | — |
| | 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| | 安全機能を有する施設 | [11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | 搬送設備 | — |
| | 警報設備等 | — |
| | 安全避難通路等 | — |
| | 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| 廃棄施設 | | [14.1-F2] 加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に記載している保管廃棄能力 [] を有している。 [14.2-F1] 保管廃棄設備は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して、保管廃棄するものを収納したドラム缶、金属容器を指定した区域外に置いて保管廃棄することのないよう、床面にペイントで区域を明示している。 |
| 放射線管理施設 | | — |
| 非常用電源設備 | | — |
| 通信連絡設備 | | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-F5] | ドラム缶は耐震重要度分類第 1 類相当の固縛措置を講じる。 |

別表ト-6-1-1

材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | 床 | 鉄筋コンクリート |
| その他 | — | — |

4. 工事の方法

本申請における施設の以下に示す新設工事及び撤去工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
 - ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
 - ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
 - ・発生した廃棄物の仕掛けについて、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛けの保管場所にて金属製容器に収納する。
 - ・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約11170本）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
 - ・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。
 - ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落防止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
 - ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼動させることで負圧及び換気機能を維持する。なお、本申請に係る工事で、第1種管理区域内で行う工事はない。

- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。なお、本申請に係る工事で、核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事はない。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生などの処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

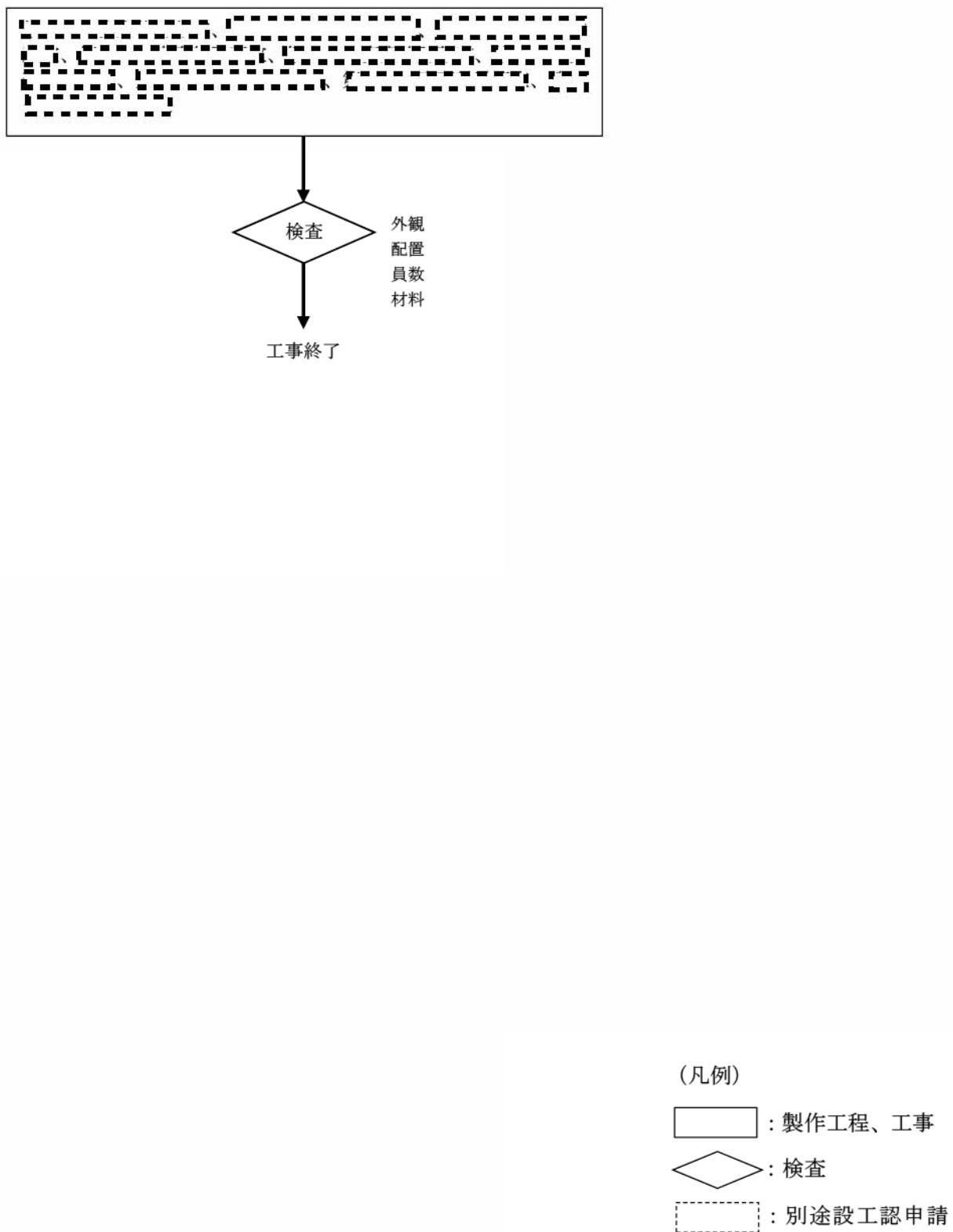
d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

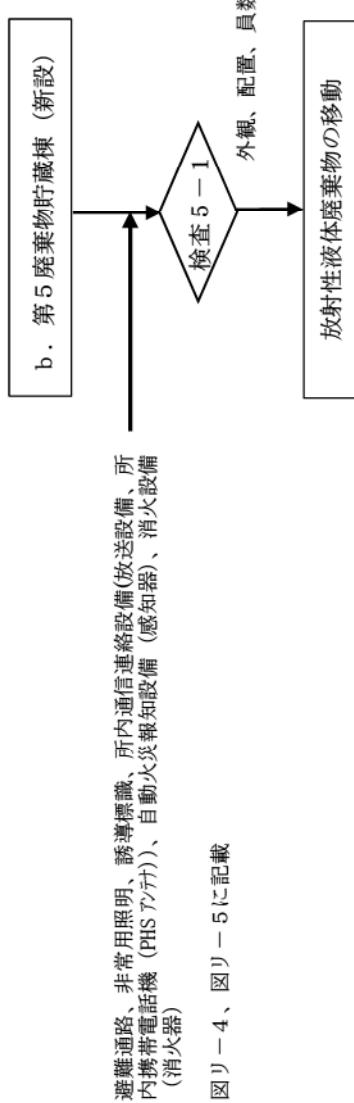
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。

a. 第1加工棟 廃棄物保管区域



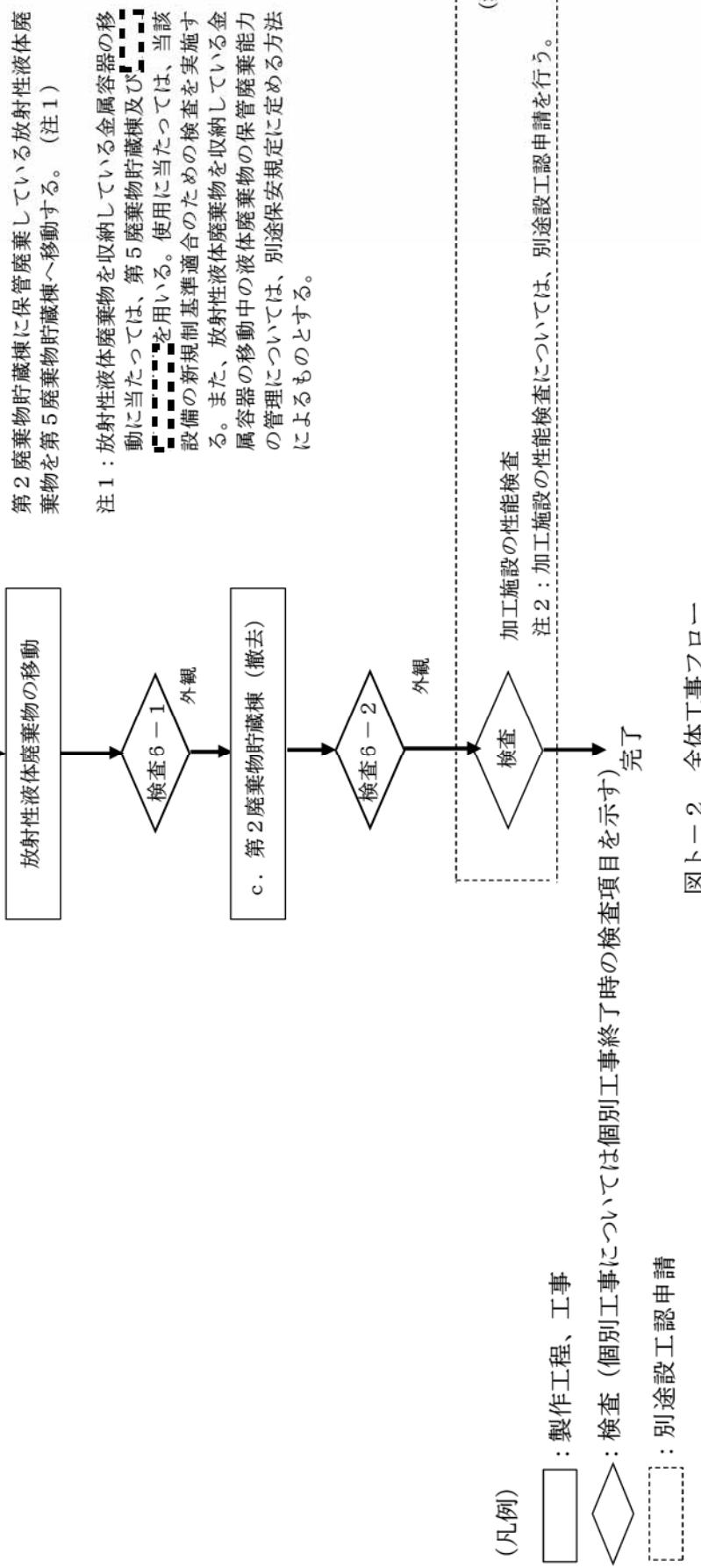
図ト-1 工事フロー

b. 第5廃棄物貯蔵棟及び c. 第2廃棄物貯蔵棟 全体フロー



避難通路、非常用照明、誘導標識、所内通信連絡設備(放送設備、所内携帯電話機(PHSアンテナ))、自動火災報知設備(感知器)、消火設備(消火器)

図リ-4、図リ-5に記載



(凡例)

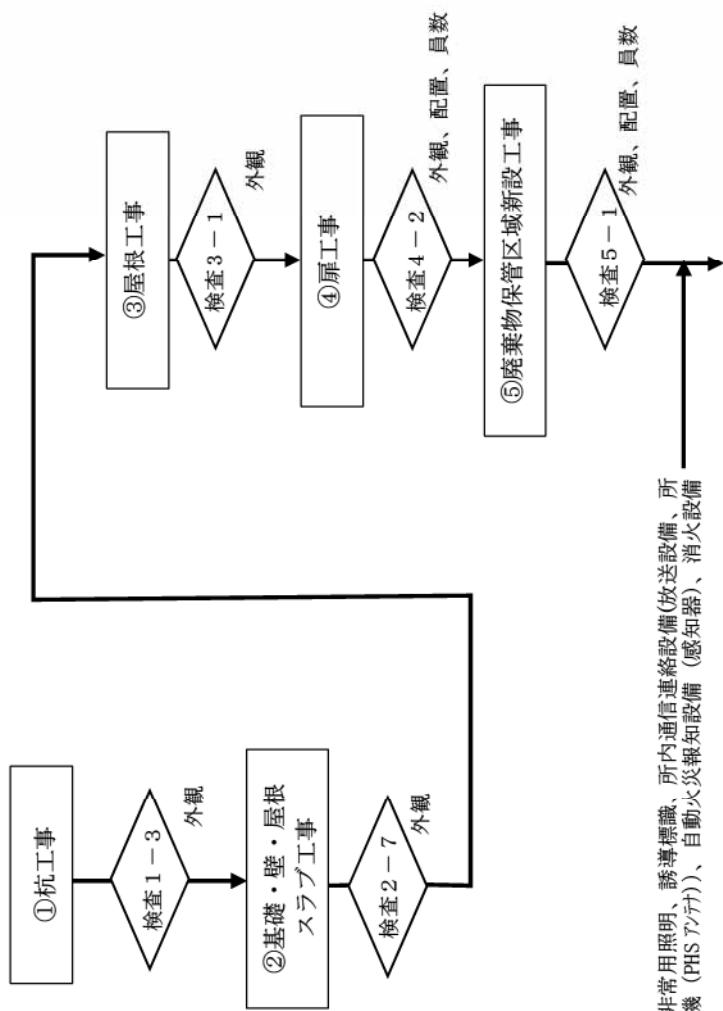
：製作工程、工事

△：検査（個別工事）

：別途設工認申請

図ト-2 全体工事フロー

b. 第5廃棄物貯蔵棟（新設）



図リ-4、図リ-5に記載

(凡例)

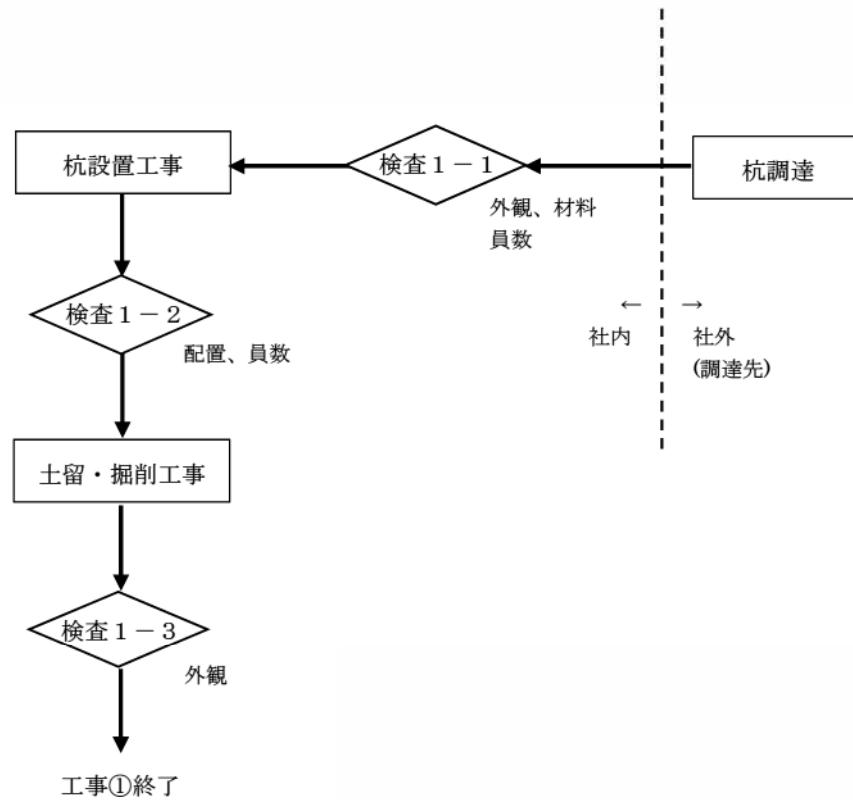
[] : 製作工程、工事

{ } : 檢査（個別工事については個別工事終了時の検査項目を示す）

[] : 別途設工認申請

図ト-3 全体工事フロー

① 桁工事



(凡例)

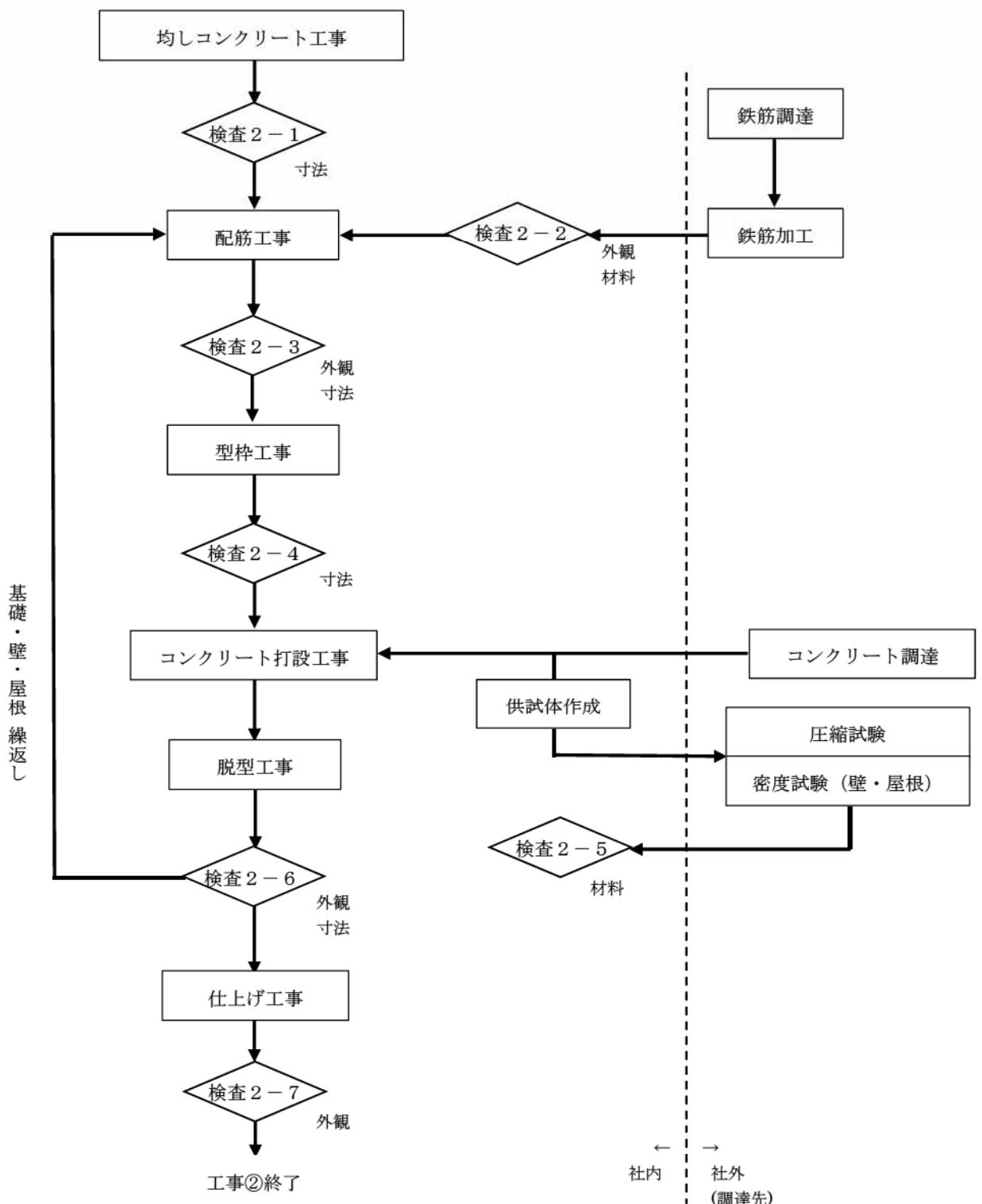
[] : 製作工程、工事

◇ : 検査

[] : 別途設工認申請

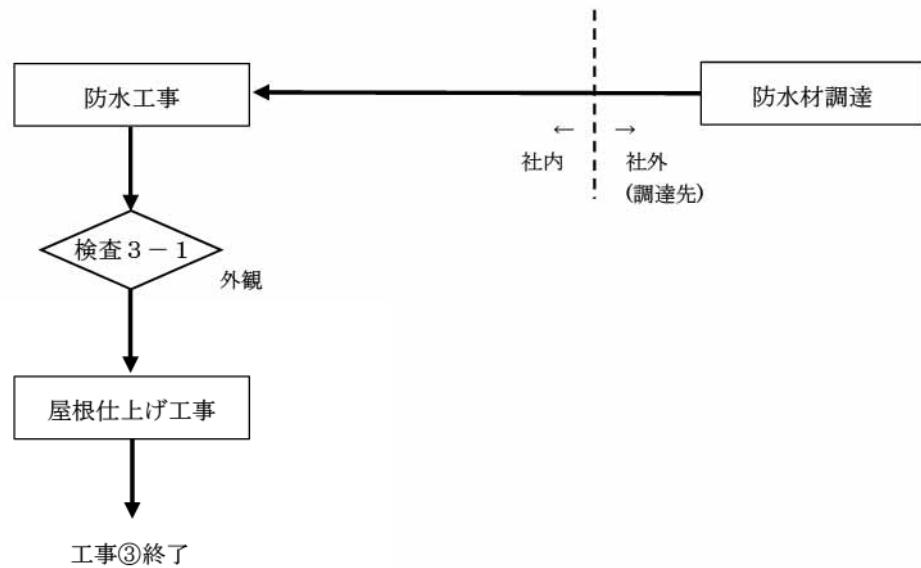
図ト-4 個別工事フロー (1/4)

② 基礎・壁・屋根スラブ工事

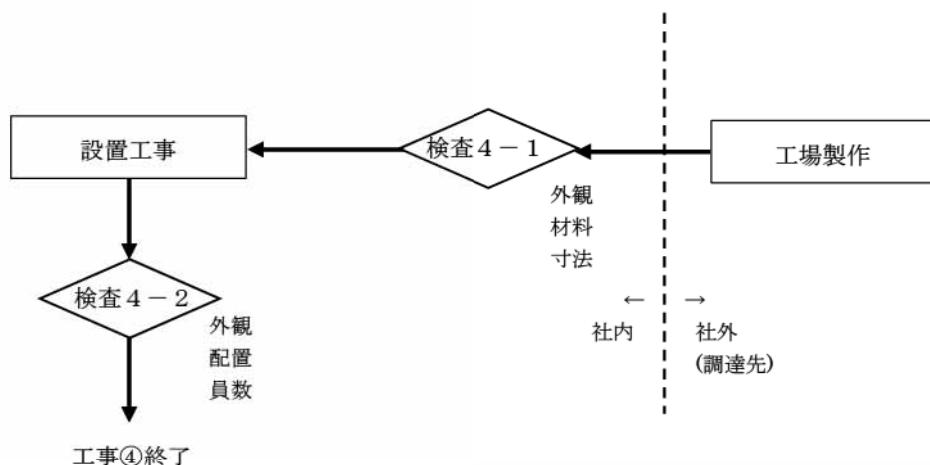


図ト-4 個別工事フロー（2／4）

③ 屋根工事

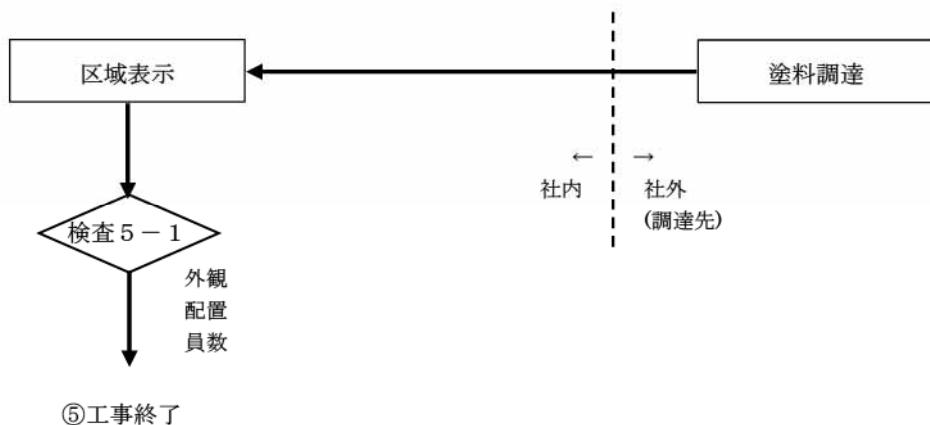


④ 扉工事

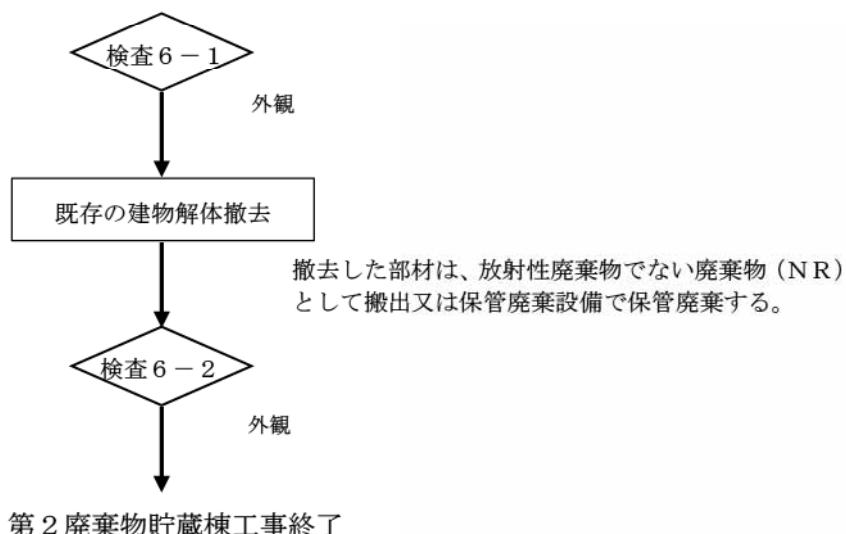


図ト-4 個別工事フロー (3 / 4)

⑤廃棄物保管区域新設工事



c. 第2廃棄物貯蔵棟（撤去）



注：第2廃棄物貯蔵棟の撤去に伴い、第2廃棄物貯蔵棟に設置していた火災感知設備　自動火災報知設備
(感知器)、緊急設備　非常用照明、消火設備　消火器をあわせて撤去する。

図ト-4 個別工事フロー (4/4)

(3) 試験検査

試験・検査は(2)に示した工事手順に従い、変更に係る建物・構築物は第ト－1表に示す項目について第ト－2表に示す検査を実施する。また、変更に係る設備・機器は第ト－3表に示す項目について第ト－4表に示す検査を実施する。

(4) 品質保証計画

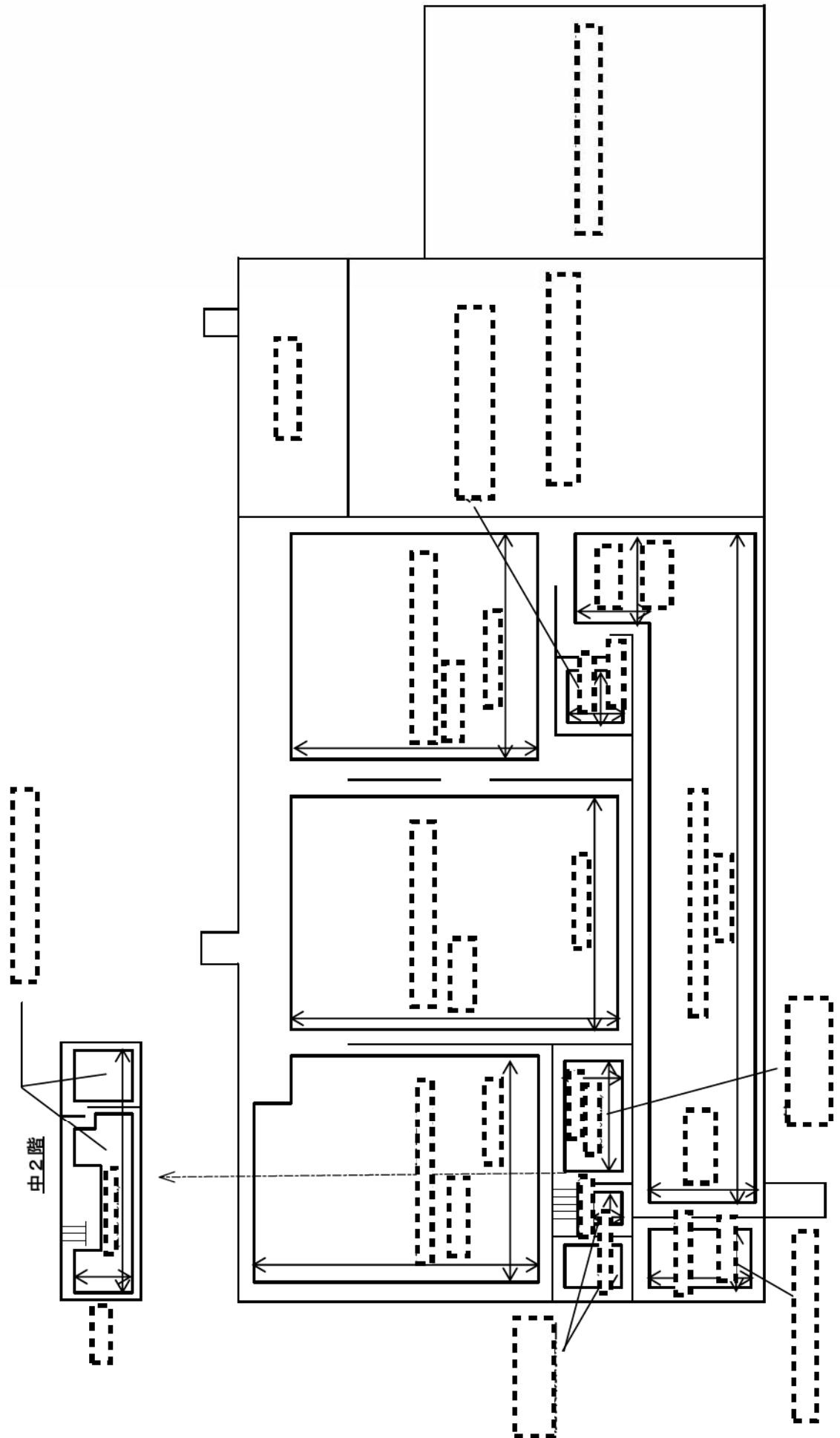
本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、別添Ⅱに示す「保安品質保証計画書」に従って行う。

(5) 工事中の加工施設の継続使用の理由

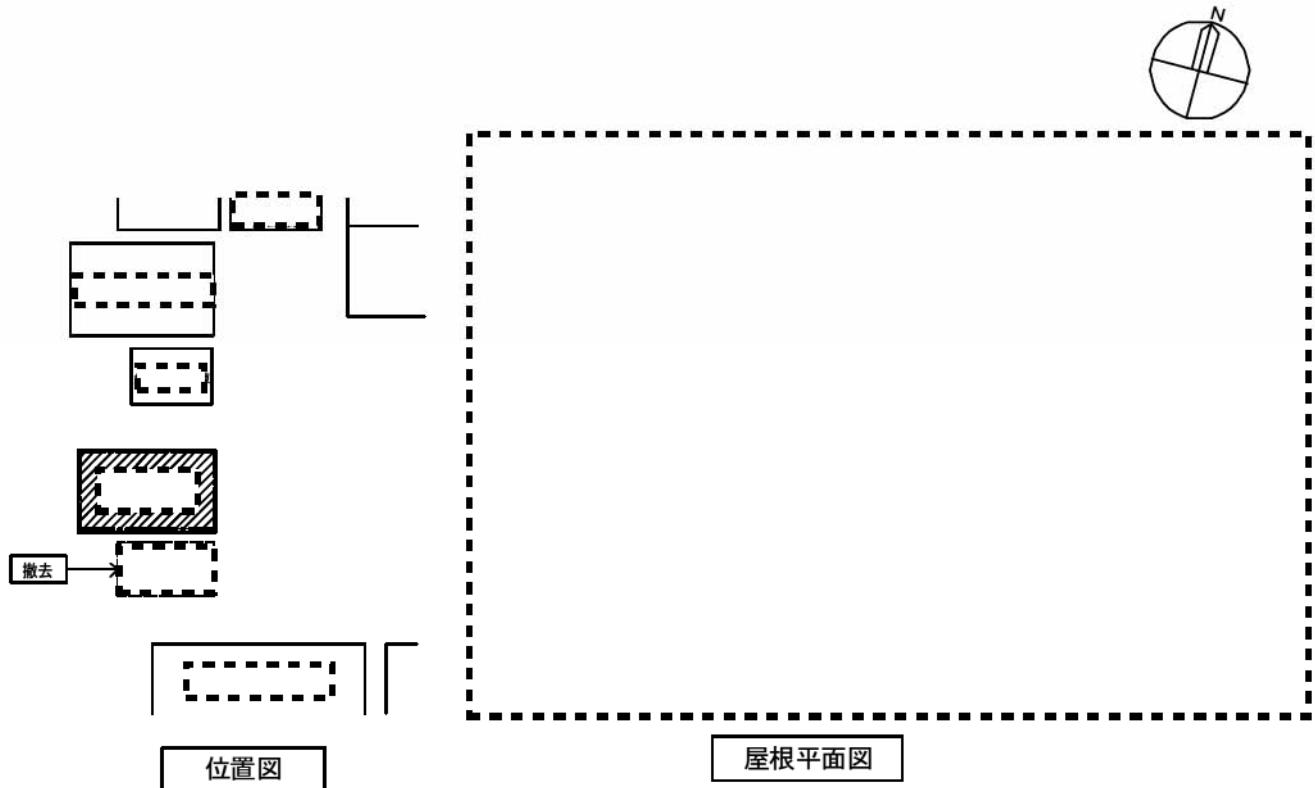
廃棄物保管区域及び第5廃棄物貯蔵棟は、廃棄物の保管廃棄のための施設であり、加工施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後も継続して使用する。また、廃棄物保管区域及び第5廃棄物貯蔵棟は、建物又は設備・機器単体の検査で適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間、建物又は設備・機器単体の検査で適合性を確認した状態を維持する。また、この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

5. 添付図一覧表

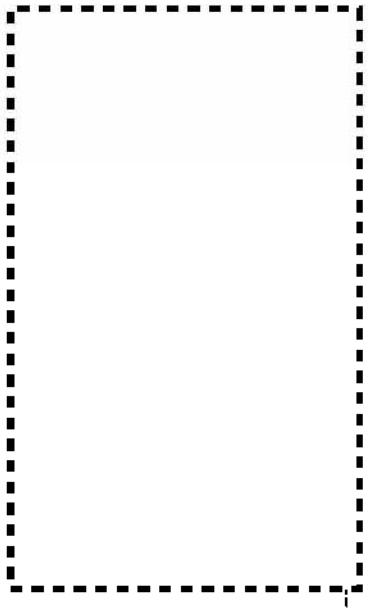
| 番号 | 名称 |
|----------|-------------------|
| 図ト-2-1-1 | 第1加工棟 保管廃棄設備配置図 |
| 図ト-5-1-1 | 第5廃棄物貯蔵棟 平面図 |
| 図ト-5-1-2 | 第5廃棄物貯蔵棟 立面図・断面図 |
| 図ト-5-1-3 | 第5廃棄物貯蔵棟 杭図 |
| 図ト-5-1-4 | 第5廃棄物貯蔵棟 基礎図 |
| 図ト-5-1-5 | 第5廃棄物貯蔵棟 床伏図・屋根伏図 |
| 図ト-5-1-6 | 第5廃棄物貯蔵棟 部材リスト |
| 図ト-5-1-7 | 第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図 |
| 図ト-5-1-8 | 第5廃棄物貯蔵棟 配置図 |
| 図ト-6-1-1 | 第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域図 |



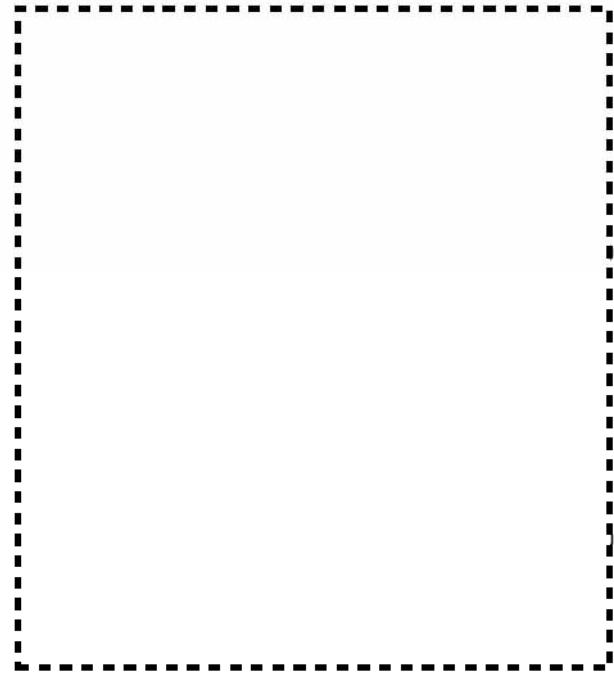
図ト-2-1-1 第1加工棟 保管廃棄設備配置図



図ト-5-1-1 第5廃棄物貯蔵棟 平面図

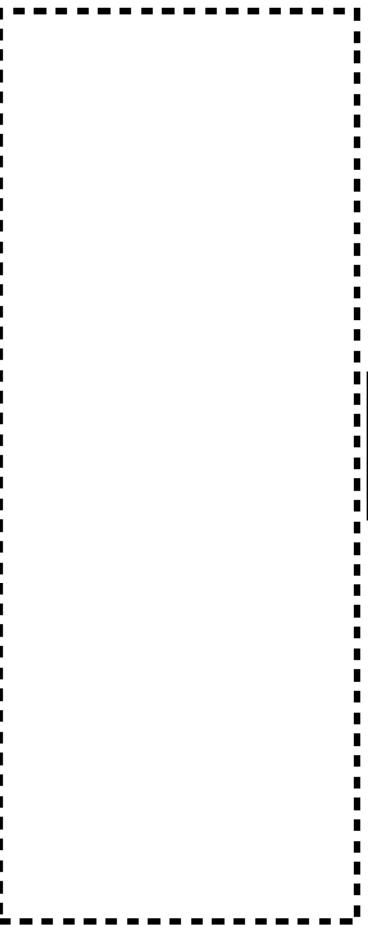


東立面図

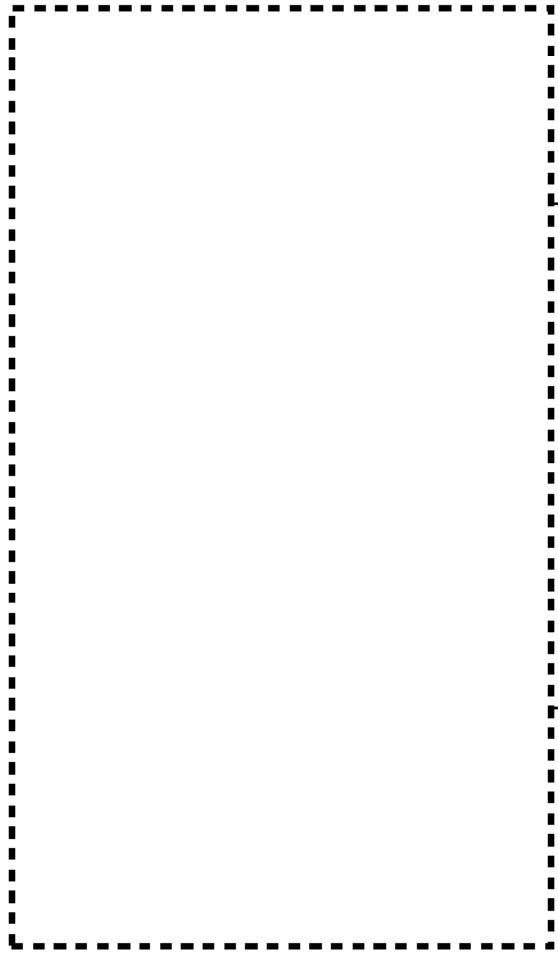


西立面図

(単位 mm)



南立面図

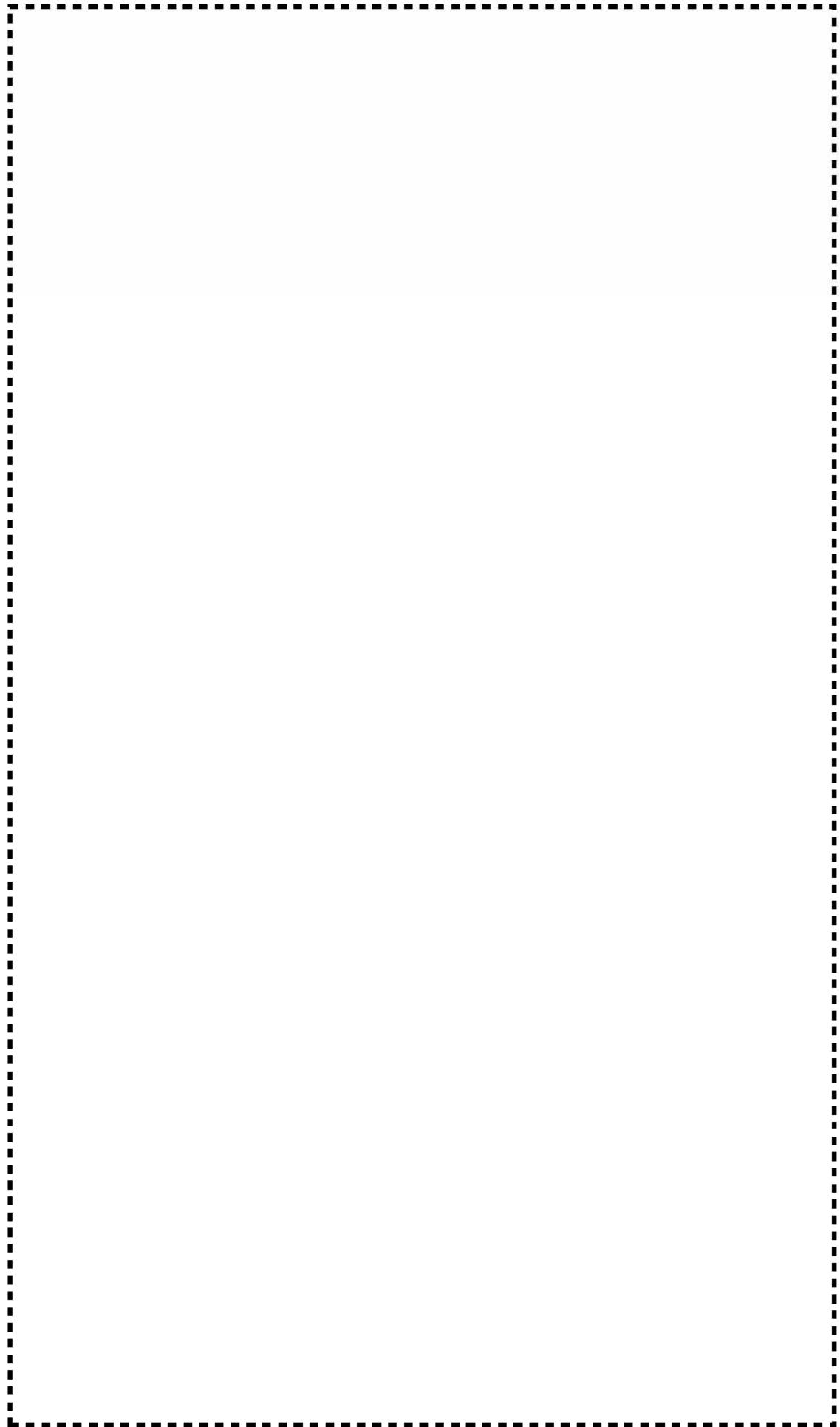


長手断面図

① ②

図卜-5-1-2 第5廃棄物貯蔵棟 立面図・断面図

図下-5-1-3 第5廃棄物貯蔵棟 桁図



図下-5-1-4 第5廃棄物貯蔵棟 基礎図



床伏図



屋根伏図

(単位 mm)

図ト-5-1-5 第5廃棄物貯蔵棟 床伏図・屋根伏図

| 柱断面表 | |
|-------|--|
| 符 号 | |
| 断 面 | |
| 主 筋 | |
| 带 筋 | |
| 補 助 筋 | |
| 備 考 | |

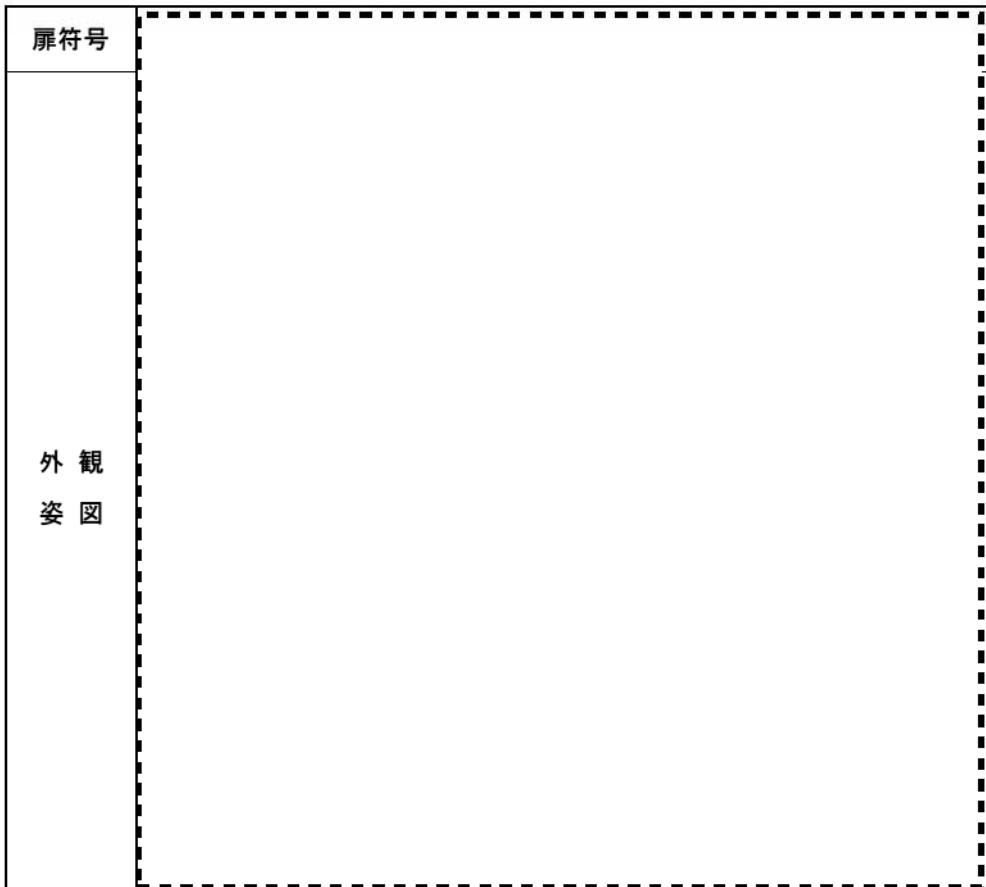
| 梁断面表 | |
|---------|--|
| 符 号 | |
| 位 置 | |
| 断 面 | |
| 上 端 筋 | |
| 下 端 筋 | |
| あ ば ら 筋 | |
| 腹 筋 | |
| 備 考 | |

| 床配筋表 | | | | | |
|------|-----|-----|--------------|---------------|-----|
| 符 号 | 厚 さ | 位 置 | 短 边 方 向 (主筋) | 長 边 方 向 (配力筋) | 備 考 |
| | | | 全 域 | 全 域 | |

| 壁配筋表 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 符 号 | 壁 厚 | 位 置 | 配 筋 | 開口補強筋 | 備 考 |
| | | | | | |

(単位 mm)

図ト－5－1－6 第5廃棄物貯蔵棟 部材リスト



※寸法は扉の製作寸法を示す。

図ト－5－1－7 第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図

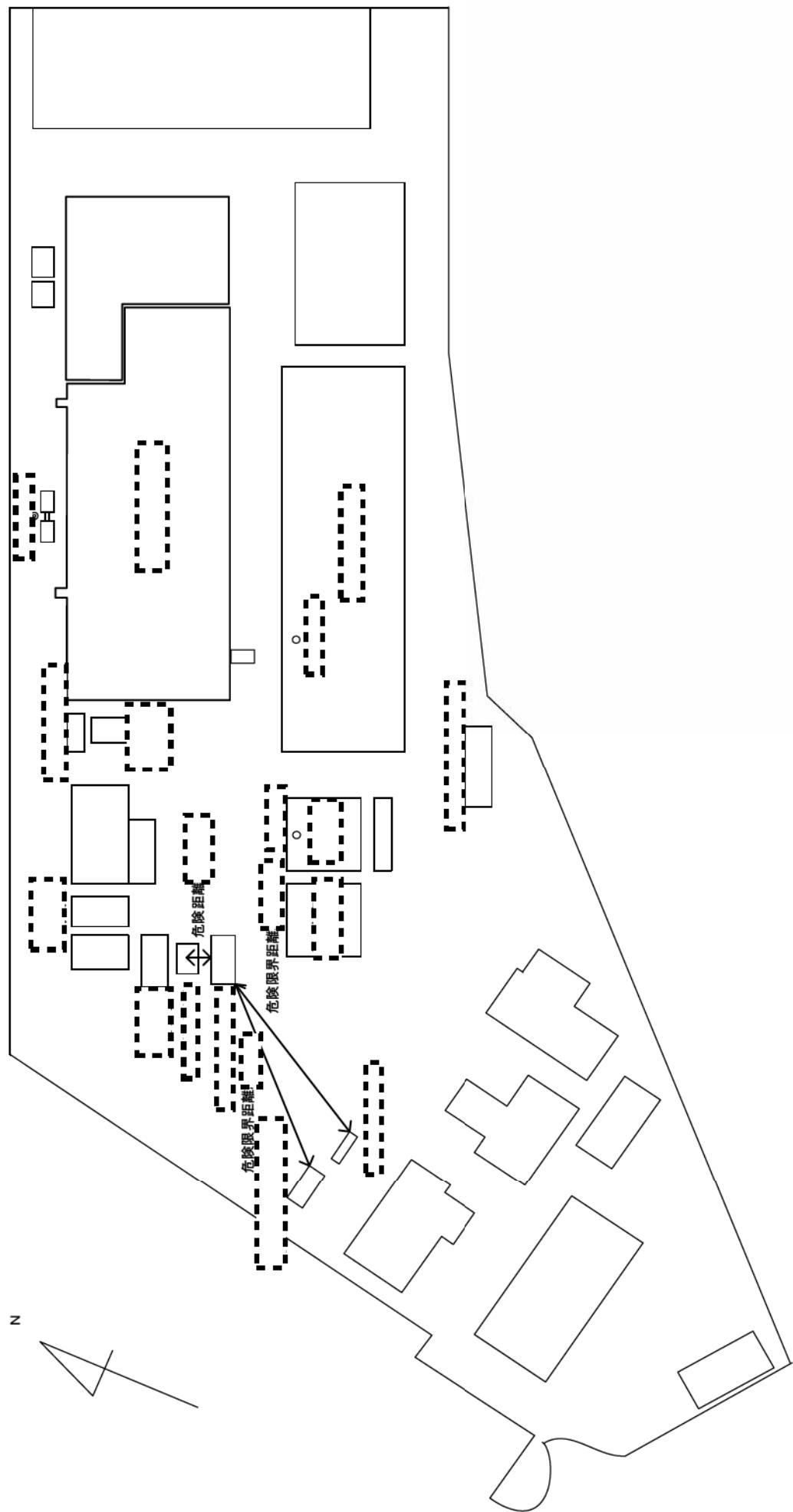


図 ト-5-1-8 第5廃棄物貯蔵棟 配置図



第5廃棄物貯蔵棟

(単位 mm)

図ト-6-1-1 第5廃棄物貯蔵室 廃棄物保管区域図

6. 試験及び検査の方法

変更に係る建物・構築物の試験及び検査の項目を第ト－1表に、検査の方法を第ト－2表に示す。

また、変更に係る設備・機器の試験及び検査の項目を第ト－3表に、検査の方法を第ト－4表に示す。

第ト一1表 建物・構築物に係る試験及び検査の項目

| 施設区分 | 設置場所 | 建物・構築物名称 | 変更内容 | 試験及び検査の項目 | | |
|-------------|----------|----------|------|-----------|----|----|
| | | | | 外観 | 配置 | 具数 |
| 放射性廃棄物の廃棄施設 | 第2廃棄物貯蔵棟 | 第2廃棄物貯蔵棟 | 撤去 | ○ | — | — |
| 放射性廃棄物の廃棄施設 | 第5廃棄物貯蔵棟 | 第5廃棄物貯蔵棟 | 新設 | ○ | ○ | ○ |

第ト－2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（1／2）

| 試験、検査の項目 | 検査の方法(注1) | | | 判定基準 |
|--|-------------------|---|---|--|
| 第5廃棄物貯蔵棟（新設） 杭工事 (図ト－3 全体工事フロー参照) (図ト－4 個別工事フロー (1／4) 参照) | 検査1－1 材料 員数 | 外観 杭の種類、径を測長又は関係書類等により確認する。 杭の員数を目視により確認する。 | 杭の外観を目視又は関係書類等により確認する。 杭の員数を目視により確認する。 | 杭に使用上有害な傷及び変形がないこと。 杭の種類、径が申請書のとおりであること。 杭が必要本数あること。 |
| 検査1－2 配置 | 配置 | 杭が支持層に到達していることを関係書類等により確認する。 | 杭の配置が申請書のとおりであること。(注2) | 杭が設計どおりの支持層に到達していること。 |
| 検査1－3 外観 | 員数 | 杭の員数を目視により確認する。 | 申請書とおりの本数であること。 | |
| 検査2－1 寸法 | 外観 | 土留・掘削後の杭頭の外観を目視により確認する。 均しコンクリートのレベルを測定する。 | 杭頭に使用上有害な傷及び変形がないこと。 — | |
| 検査2－2 材料 | 外観 | 鉄筋の外観を目視により確認する。 | 鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | |
| 検査2－3 寸法 | 外観 | 鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。 | 鉄筋の材質及び呼び径が申請書のとおりであること。 | |
| 検査2－4 寸法 | 外観 | 鉄筋の外観を目視により確認する。 | 鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | |
| 検査2－5 材料 | 寸法 | 鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。 | 配筋の呼び径及び配筋ピッチが申請書のとおりであること。(注2) | |
| 検査2－6 寸法 | 外観 | 型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。 | 型枠の内寸(コンクリート寸法)が申請書のとおりであること。(注2) | |
| 検査2－7 外観 | 外観 | コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であること。 | |
| | | コンクリートの密度を関係書類等により確認する。 | コンクリートの密度が申請書以上であること。 | |
| | | 脱型後のコンクリートの外観を目視により確認する。 | コンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | |
| | | 基礎スラブ、屋根スラブの厚みを、測長又は関係書類等により確認する。 | 基礎スラブ、屋根スラブの厚みが申請書のとおりであること。(注2) | |
| | | 躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視により確認する。 | 仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による許容差とする。

(注2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による。

第ト－2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2／2）

| 試験、検査の項目 | 検査の方法 ^(注1) | | 判定基準 |
|--|------------------------------|--|---|
| 第5廃棄物貯蔵棟（新設） 屋根工事 (図ト－3 全体工事フロー参照) (図ト－4 個別工事フロー (3／4) 参照) | 検査 3－1 外観 | 施工後のアスファルト防水層の外観を目視により確認する。 | 施工後のアスファルト防水層に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| 第5廃棄物貯蔵棟（新設） 扉工事 (図ト－3 全体工事フロー参照) (図ト－4 個別工事フロー (3／4) 参照) | 検査 4－1 外観 材料 寸法 | 扉の外観を目視により確認する。 扉の強度部材の材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。 扉の形状及び寸法を目視又は測長器により確認する。 | 扉に使用上有害な傷及び変形がないこと。 扉の強度部材の材質、形状が申請書とのおりであること。 扉の形状及び寸法が申請書のとおりであること。(注2) |
| 第5廃棄物貯蔵棟（新設） 廃棄物保管区域新設工事 (図ト－2 全体工事フロー参照) (図ト－4 個別工事フロー (4／4) 参照) | 検査 4－2 外観 配置 員数 | 設置後の扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。 扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。 扉の員数を目視により確認する。 | 設置後の扉の扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 扉の配置が申請書のとおりであること。(注2) 扉の員数が申請書のとおりであること。 |
| 第5廃棄物貯蔵棟（新設） 廃棄物保管区域の配置を目視又は関係書類等により確認する。 (図ト－4 個別工事フロー (4／4) 参照) | 検査 5－1 外観 配置 員数 | 建物の外観を目視により確認する。 廃棄物保管区域の配置を目視又は関係書類等により確認する。 | 建物の外観が申請書のとおりであること。 廃棄物保管区域の配置が申請書のとおりであること。(注3) 廃棄物保管能力が申請書とおりであることを含む。(注3) |
| 第2廃棄物貯蔵棟（撤去） (図ト－2 全体工事フロー参照) (図ト－4 個別工事フロー (4／4) 参照) | 検査 6－1 外観 検査 6－2 外観 | 隣接する危険物貯蔵棟の外壁間の寸法を測長器により確認する。 高压ガス貯蔵施設の外壁間の寸法を測長器により確認する。 | 隣接する危険物貯蔵棟との外壁間が危険距離以上であること。(注4) 高压ガス貯蔵施設(液化アンモニアタンク、ボンベ置場(1))との外壁間が危険限界距離以上であること。(注4) |
| | | 廃棄物保管区域の員数を目視により確認する。 | 廃棄物保管区域の員数が申請書のとおりであること。(注3) |
| | | 室内に放射性液体廃棄物がないことを目視により確認する。 | 室内に放射性液体廃棄物がないこと。 |
| | | 建物撤去後の跡地を目視により確認する。 | 建物が撤去されていること。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(注3) 設備・機器に係る検査として実施する。

(注4) 既設の第1加工棟については、新設する第5廃棄物貯蔵棟で代表して離隔距離が明らかに余裕のある配置となるため、第5廃棄物貯蔵棟に比べて離隔距離を確認する。

第ト－3表 設備・機器に係る試験及び検査の項目

| 施設区分 | 設置場所 | 設備・機器名称 | 機器名 | 変更内容 | 設備配置検査 | | 材料検査 |
|-----------------|-------|---------|---------|------|--------|----|------|
| | | | | | 外観 | 配置 | |
| 放射性廃棄物の 廃棄施設 | 第1加工棟 | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| | | 保管廃棄設備 | 廃棄物保管区域 | 変更なし | ② | ① | ① |
| 第2廃棄物 貯蔵棟 | | | | | | | |
| 第5廃棄物 貯蔵棟 | | | | | | | |

第ト－4表 設備・機器に係る検査の方法

| 検査の項目 | | 検査の方法 ^(注1) | 判定基準 |
|--------|----|---|---|
| 設備配置検査 | 外観 | ①外観を目視又は関係書類等により確認する。(撤去するもの) ②外観を目視又は関係書類等により確認する。(今後も使用するもの) | ①設備・機器が撤去されていること。 ②-1 外観が申請内容のとおりであること。 ②-2 使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| | 配置 | ①配置を目視又は関係書類等により確認する。 | ①配置が申請内容のとおりであること。(廃棄物保管区域においては、保管廃棄能力が申請内容のとおりであるとの確認を含む。) |
| | 員数 | ①員数を目視又は関係書類等により確認する。 | ①員数が申請内容のとおりであること。 |
| 材料検査 | 材料 | ①主要な構造材を関係書類等により確認する。 | ①主要な構造材が申請内容のとおりであること。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

チ. 放射線管理施設

目 次

| | |
|--------------------------|------|
| チ. 放射線管理施設 | チ-1 |
| 1. 変更の概要 | チ-2 |
| 2. 準拠する主な法令、規格及び基準 | チ-2 |
| 3. 設計条件及び仕様 | チ-2 |
| 4. 工事の方法 | チ-6 |
| 5. 添付図一覧表 | チ-10 |
| 6. 試験及び検査の方法 | チ-13 |

チ. 放射線管理施設

加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）（以下「加工事業変更許可」という。）に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。
また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既認可の設計及び工事の方法の認可（以下「既設工認」という。）との対応を表チ－1－1に、変更内容を表チ－1－2に示す。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 日本産業規格（JIS）
- (8) 労働安全衛生法及び関連法令
- (9) 消防法及び関連法令
- (10) 建築基準法及び関連法令
- (11) (一社) 日本建築学会規準・指針類
　　(一社) 日本建築防災協会規準・指針類
　　(一財) 日本建築センター規準、指針類
- (12) 保安規定

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表チ－2－1に、関係図面を図チ－2－1－1及び図チ－2－1－2に示す。

ここで、表チ－2－1において、{ }付き番号は、設備・機器の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類3 加工事業変更許可申請書との対応」の表2に対応している。また、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「設工認技術基準規則」という。）の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。個々の設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物そのものに機能を持たせる設計及び個々の設備・機器の機能を建物の機能に含ませる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4. 1-F1] : 設工認技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様
[5. 4. 1-B1] : 設工認技術基準規則第五条の四第1項に対する建物の設計仕様
[99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表チ－1－1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾ 及び既設工認との対応

| 加工事業変更許可における施設名称 | 本申請における 設備・機器名称 機器名 | 既設工認における 設備・機器名称 機器名 |
|------------------|---------------------------|----------------------------|
| ガンマ線エリアモニタ | ガンマ線エリアモニタ 検出器 | γ 線エリアモニタ 検出器 |

(1) 添付書類3に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表チ－1－2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容

| 設置場所 | 設備・機器名称 機器名 | 員数 | 変更内容 |
|--------------|-------------------|----|---------------------------------------|
| 第1加工棟 [] | ガンマ線エリアモニタ 検出器 | 2台 | 一部 移設 2台のうち、建物の耐震補強工事と干渉する1台を移設する。 |

表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

| | |
|-------------|---|
| 非常用電源設備 | [16.2-F1] 外部電源が喪失した場合に、非常用電源に接続し、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備えている。 [16.2-F2] 非常用電源設備に接続し、外部電源が喪失しても設備が動作可能な設計としている。 |
| 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | — |
| 添付図 | 図チ-2-1-1、図チ-2-1-2 |

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表チ-2-1-2に示す。

(2) 警報は第2加工棟に設置する放射線監視盤で発報する。

別表チ-2-1-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|---------|---------|--------------|
| アンカーボルト | アンカーボルト | 鋼 [REDACTED] |

* SS400 以上の強度を有する材料

別表チ-2-1-2 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

| 項目 | 技術基準に基づく仕様 | 適合性を確認するための施設 |
|---------|--|--------------------|
| 警報設備等 | [13.1-F2] 加工施設内に放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設けている。 | 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） |
| 放射線管理施設 | [15.1-F2] 加工施設内に放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設けている。 | 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） |

4. 工事の方法

本申請における施設の以下に示す移設工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。

①ガンマ線エリアモニタ検出器の移設：図チ－2－1－1に示すガンマ線エリアモニタ検出器の移設を行う。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・発生した廃棄物の仕掛けについて、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛けの保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換算約 11170 本）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
- ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼動させることで負圧及び換気機能を維持する。なお、本申請に係る工事で、第1種管理区域内で行う工事はない。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。なお、本申請に係る工事で、核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事はない。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に

基づき、巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。

- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生などの処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

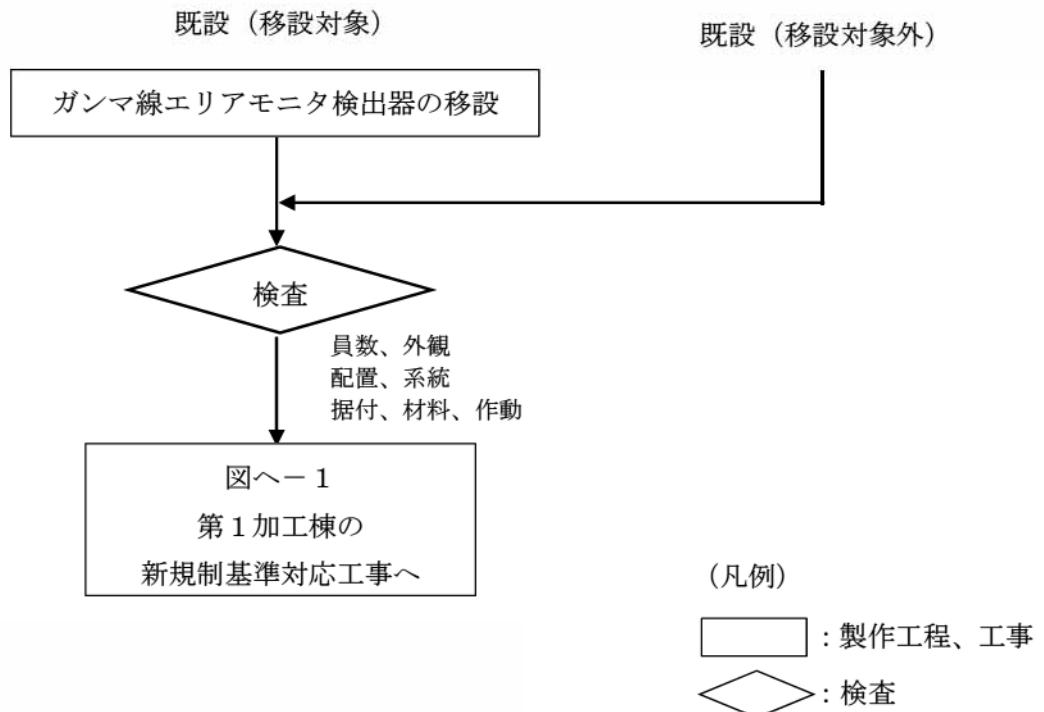
(2) 工事手順

放射線管理施設の設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。工事を行わない設備、機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等がない状態で工事を行う。本工事の対象設備は、核燃料物質等による汚染のおそれはない。また、本工事では、床の掘削、建物に開口部を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

①ガンマ線エリアモニタ検出器の移設

ガンマ線エリアモニタ検出器の移設工事に先立って、図ヘー2に示す粉末・ペレット貯蔵容器I型の第2加工棟への移動の作業を行い、[]に核燃料物質がない状態にする。なお、燃料集合体の輸送容器はすでに移動済みであり、[]に存在しない。



図チー1 工事フロー

(3) 試験検査

試験・検査は(2)に示した工事手順に従い、第チ-1表に示す項目について第チ-2表に示す検査を実施する。

(4) 品質保証計画

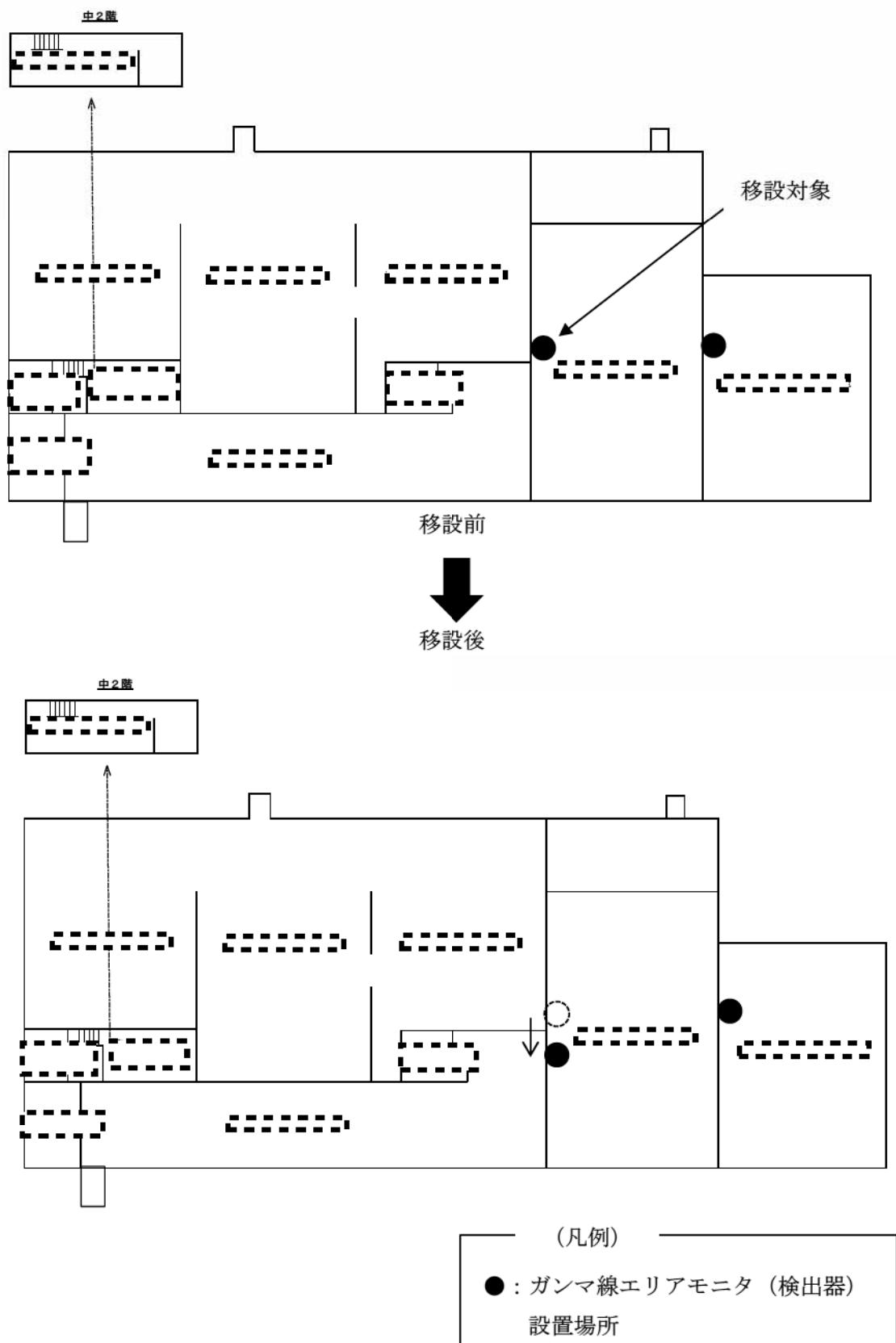
本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、別添Ⅱに示す「保安品質保証計画書」に従って行う。

(5) 工事中の加工施設の継続使用の理由

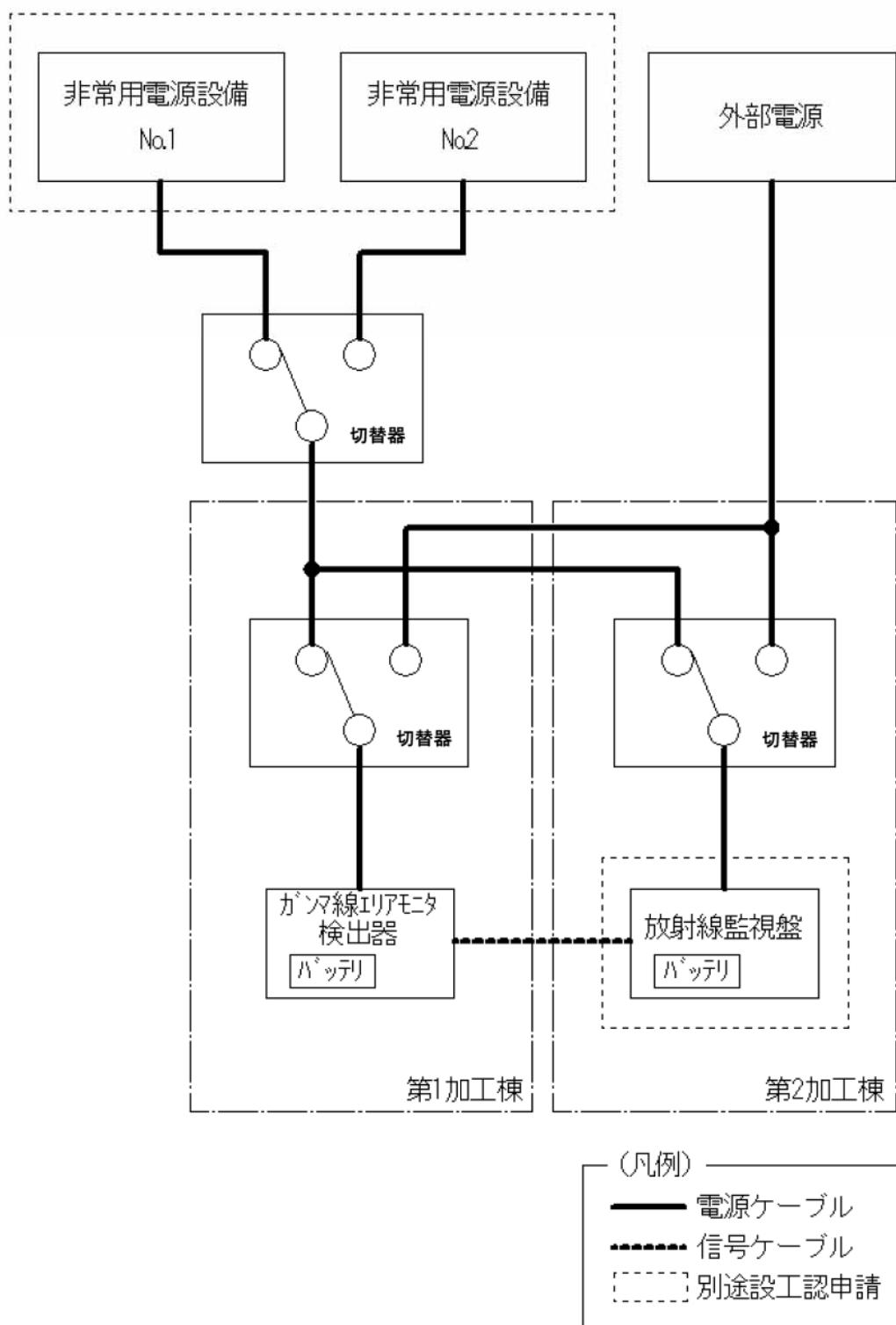
ガンマ線エリアモニタ検出器は、加工施設における放射線の監視及び放射線管理の機能を有しており、加工施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後も継続して使用する。また、ガンマ線エリアモニタ検出器は、設備・機器単体の検査で適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間、設備・機器単体の検査で適合性を確認した状態を維持する。また、この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

5. 添付図一覧表

| 番号 | 設備・機器名称及び機器名 |
|----------|-------------------------|
| 図チ-2-1-1 | ガンマ線エリアモニタ検出器配置図（第1加工棟） |
| 図チ-2-1-2 | ガンマ線エリアモニタ（第1加工棟）系統図 |



図チ-2-1-1 ガンマ線エリアモニタ検出器配置図（第1加工棟）



図チ-2-1-2 ガンマ線エリアモニタ（第1加工棟）系統図

6. 試験及び検査の方法

変更に係る設備・機器の試験及び検査の項目を第チ－1表に、検査の方法を第チ－2表に示す。

第チー1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目

| 施設区分 | 配置場所 | 設備・機器名称 | 機器名 | 変更内容 | | 設備配置換査 | | 材料検査 | 系統検査 | 作動検査 |
|---------|-------|------------|-----|----------|----|--------|----|------|------|-----------|
| | | | | 外観 | 配置 | 員数 | 据付 | | | |
| 放射線管理施設 | 第1加工棟 | ガンマ線エリアモニタ | 検出器 | 一部 移設 | ① | ① | ① | ① | ① | ①② (注) |

(注) ガンマ線エリアモニタの作動検査は、第2加工棟に設置している放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）で確認する。放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）は次回以降の設工認で適合性を確認する。

第チ－2表 設備・機器に係る検査の方法

| 検査の項目 | 検査の方法 ^(注1) | | 判定基準 |
|--------|-----------------------|--|--|
| 設備配置検査 | 外観 | ①外観を目視又は関係書類等により確認する。 | ①使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| | 配置 | ①配置を目視又は関係書類等により確認する。 | ①配置が申請内容のとおりであること。 |
| | 員数 | ①員数を目視又は関係書類等により確認する。 | ①員数が申請内容のとおりであること。 |
| | 据付 | ①据付状況を目視又は関係書類等により確認する。 | ①建物の壁にボルトで固定されていること。 |
| 材料検査 | 材料 | ①アンカーボルトの材質を関係書類等により確認する。 | ①アンカーボルトの材質が申請書のとおりであること。 |
| 系統検査 | 系統 | ①電源系統を目視又は関係書類等により確認する。 ②回路上に配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。 | ①非常用電源と接続されていること。 バッテリを有していること。 ②回路上に配線用遮断器を設けていること。 |
| 作動検査 | 作動 | ①作動状況を目視又は関係書類等により確認する。 | ①正常に作動すること。 |
| | | ②電源を遮断し、作動状況を確認する。 | ②電源遮断後、40秒以上バッテリにより作動していること。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

り。 その他の加工施設

目 次

| | |
|--------------------------|------|
| リ. その他の加工施設 | リ-1 |
| 1. 変更の概要 | リ-2 |
| 2. 準拠する主な法令、規格及び基準 | リ-2 |
| 3. 設計条件及び仕様 | リ-2 |
| 4. 工事の方法 | リ-16 |
| 5. 添付図一覧表 | リ-28 |
| 6. 試験及び検査の方法 | リ-44 |

リ. その他の加工施設

加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）（以下「加工事業変更許可」という。）に基づき、加工施設について次の変更を行う。設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。
また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応及び既認可の設計及び工事の方法の認可（以下「既設工認」という。）との対応を表リー1-1に、変更内容を表リー1-2に示す。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 日本産業規格（JIS）
- (8) 労働安全衛生法及び関連法令
- (9) 消防法及び関連法令
- (10) 建築基準法及び関連法令
- (11) (一社)日本建築学会規準・指針類
　　(一社)日本建築防災協会規準・指針類
　　(一財)日本建築センター規準、指針類
- (12) 保安規定

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表リー2-1～表リー4-1に、配置図を図リー1-1-1に、関係図面を図リー2-1-1～図リー4-1-6に示す。

ここで、表リー2-1～表リー4-1において、{ }付き番号は、設備・機器の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類3 加工事業変更許可申請書との対応」の表2に対応している。また、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「設工認技術基準規則」という。）の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。個々の設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物そのものに機能を持たせる設計及び個々の設備・機器の機能を建物の機能に含ませる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1] : 設工認技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様
[5.4.1-B1] : 設工認技術基準規則第五条の四第1項に対する建物の設計仕様
[99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表リー 1－1 その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾ 及び既設工認との対応

| 加工事業変更許可における施設名称 | 本申請における 建物・構築物又は設備・機器名称 機器名 | 既設工認における 建物・構築物又は設備・機器名称 機器名 |
|------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 遮蔽壁 No. 1 | 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 | 遮蔽壁 No. 1 — |
| 遮蔽壁 No. 4 | 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 | 遮蔽壁 No. 4 — |
| 防護壁 No. 1 | 防護壁 | — |
| 防護壁 No. 2 | 防護壁 No. 1 ⁽²⁾ | — |
| 非常用照明、誘導灯 | 緊急設備 非常用照明 | — |
| | 緊急設備 誘導灯、誘導標識 | — |
| 避難通路 | 緊急設備 避難通路 | — |
| 所内通信連絡設備 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ、アンプ）） | — |
| | 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ）） | — |
| 自動火災報知設備 | 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） | 火災警報設備 自動火災報知設備 |
| | 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機） | 非常用通報設備 警報集中表示盤 |
| 消火器 | 消火設備 消火器 | — |
| 消火栓 | 消火設備 屋外消火栓 | — |
| | 消火設備 屋外消火栓配管 | — |

- (1) 添付書類 3 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) 加工事業変更許可申請書では防護壁No. 1、防護壁No. 2を分けて示していたが、詳細設計の結果、防護壁No. 1、防護壁No. 2は基礎を共有する一体の構築物とすることとしたため、本設工認では防護壁No. 1として申請する。

表リ－1－2 その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

| 設置場所 | 建物・構築物又は設備・機器名称 機器名 | 員数 | 変更内容 |
|----------------------|--|-----|---|
| 第1加工棟 [] | 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 | 1 基 | 変更なし |
| 第1加工棟 [] 及 び [] | 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 | 1 基 | 変更なし |
| 第1加工棟北側（周辺監視区域 内） | 防護壁 防護壁 No. 1 | 1 基 | 新設 |
| <緊急設備> | | | |
| 第1加工棟 | 緊急設備 非常用照明 | 一式 | 一部移設及び一部追加 |
| 第1加工棟 | 緊急設備 誘導灯 | 一式 | 一部 天井ボード撤去及び防火 移設 シャッタ設置に伴い、一部 及び 移設するとともに、配置最 一部 適化のため、一部追加す 追加 る。 |
| 第1加工棟 | 緊急設備 避難通路 | 一式 | 一部移設及び一部追加 |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | 緊急設備 非常用照明 | 一式 | 撤去 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 緊急設備 非常用照明 | 一式 | 新設 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 緊急設備 誘導標識 | 一式 | 新設 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 緊急設備 避難通路 | 一式 | 新設 |
| <通信連絡設備> | | | |
| 第1加工棟 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備 (スピーカ、アンプ)) | 一式 | 一部移設及び一部追加 |
| 第1加工棟 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電 話機(PHSアンテナ)) | 一式 | 一部移設及び一部追加 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備 (スピーカ)) | 一式 | 新設 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電 話機(PHSアンテナ)) | 一式 | 新設 |
| <消火設備及び火災感知設備> | | | |
| 第1加工棟 | 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) | 一式 | 一部 天井ボード撤去に伴い、一 移設 部移設するとともに、配置 及び 最適化のため、一部追加す 一部 追加 る。 |
| 第1加工棟 | 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) | 1 基 | 変更なし |
| 第1加工棟 | 消火設備 消火器 | 一式 | 変更なし |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) | 一式 | 撤去 |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | 消火設備 消火器 | 一式 | 撤去 |

| | | | |
|----------|-------------------------|-----|----------------------|
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） | 一式 | 新設 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | 消火設備 消火器 | 一式 | 新設 |
| 屋外 | 消火設備 屋外消火栓 | 1 基 | 一部移設 |
| 屋外 | 消火設備 屋外消火栓配管 | 1 | 一部仮移設 ⁽¹⁾ |

(1) 第1加工棟の撤去に伴い、屋外消火栓配管を一部仮移設する。

表リー2-1 遮蔽壁No.1 仕様

| | | |
|--|--|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 遮蔽壁No.1 |
| 建物・構築物名称 | {1008} 遮蔽壁 遮蔽壁No.1 | |
| 建物・構築物の区分 | 本体 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第1加工棟 | |
| 員数 | 1基 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態 | 自立型 別表リー2-1-2に示す。 壁高さ (遮蔽壁No.1全体) 壁厚さ (床面からの高さ) 基礎厚さ — — — — |
| 技 術 基 準 に 基 づ く 仕 様 | 核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止 安全機能を有する施設の地盤 | — [4.3-B1] 主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）を使用している。使用する材料を別表リー2-1-2に示す。 [5.1-B1] 遮蔽壁No.1は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 <u>遮蔽壁No.1</u> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持させる ・基礎構造 直接基礎 遮蔽壁No.1は、加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁No.1を十分に支持することができる地盤に設けている。 |
| | 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 材料及び構造 閉じ込めの機能 | — — — — — — — |

| | |
|----------------|--|
| 遮蔽 | [8. 1-B1] 加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さ等としている。（図ヘー 2-1-4 3） (遮蔽壁 No. 1 の遮蔽機能としての仕様) 壁厚さ [] 以上、壁長さ [] 以上 壁高さ [] 以上（床からの高さ） コンクリートの気乾単位容積質量 [] 以上 |
| 換気 | — |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| 安全機能を有する施設 | [11. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| 搬送設備 | — |
| 警報設備等 | — |
| 安全避難通路等 | — |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| 廃棄施設 | — |
| 放射線管理施設 | — |
| 非常用電源設備 | — |
| 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-B4] F3 竜巻による飛来物により貫通しないことを確認している。 |
| 添付図 | 図リ－2－1－1～図リ－2－1－2 |

(1) 第 1 加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。

別表リ－2－1－1 遮蔽壁 No. 1 の構造

| 項目 | 主要部材 | 断面等（単位：mm） | 対応図 |
|----|----------|------------|-----------------------|
| 基礎 | 鉄筋コンクリート | | 図リ－2－1－1、 図リ－2－1－2 |
| 壁 | 鉄筋コンクリート | | |

別表リ－2－1－2 遮蔽壁 No. 1 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | 壁 | 鉄筋コンクリート |
| | 基礎 | 鉄筋コンクリート |

表リー2-2 遮蔽壁No.4 仕様

| | | |
|--|---|--|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 遮蔽壁No.4 |
| 建物・構築物名称 | {1011} 遮蔽壁 遮蔽壁No.4 | |
| 建物・構築物の区分 | 本体 | |
| 変更内容 | 変更なし | |
| 設置場所 | 第1加工棟 [REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED] | |
| 員数 | 1基 | |
| 一 般 仕 様 | 型式 | 自立型 |
| | 主要な構造材 | 別表リー2-2-2に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | [REDACTED] (遮蔽壁No.4全体) 壁高さ [REDACTED] (床面からの高さ) 壁厚さ [REDACTED] 基礎厚さ [REDACTED] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | — |
| | 核燃料物質の状態 | — |
| 技 術 基 準 に 基 づ く 仕 様 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| | 火災等による損傷の防止 | [4.3-B1] 主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）を使用している。使用する材料を別表リー2-2-2に示す。 |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | [5.1-B1] 遮蔽壁No.4は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。 <u>遮蔽壁No.4</u> ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持させる ・基礎構造 直接基礎 遮蔽壁No.4は、加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁No.4を十分に支持することができる地盤に設けている。 |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第1類（割増係数1.5）とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計としている。遮蔽壁No.4の構造を別表リー2-2-1に示す。 |
| | 津波による損傷の防止 | — |
| | 外部からの衝撃による損傷の防止 | — ⁽¹⁾ |
| | 加工施設への人の不法な侵入等の防止 | — |
| | 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| | 材料及び構造 | — |
| | 閉じ込めの機能 | — |

| | |
|----------------|---|
| 遮蔽 | [8.1-B1] 加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さ等としている。（図へー2ー1ー43） (遮蔽壁No.4の遮蔽機能としての仕様) 壁厚さ [REDACTED] 以上、壁長さ [REDACTED] 以上 壁高さ [REDACTED] 以上（床からの高さ） コンクリートの気乾単位容積質量 [REDACTED] 以上 |
| 換気 | — |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — |
| 安全機能を有する施設 | [11.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| 搬送設備 | — |
| 警報設備等 | — |
| 安全避難通路等 | — |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| 廃棄施設 | — |
| 放射線管理施設 | — |
| 非常用電源設備 | — |
| 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-B4] F3竜巻による飛来物により貫通しないことを確認している。 |
| 添付図 | 図リー2ー2ー1～図リー2ー2ー2 |

(1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。

別表リー2ー2ー1 遮蔽壁No.4の構造

| 項目 | 主要部材 | 断面等（単位：mm） | 対応図 |
|----|----------|------------|-----------------------|
| 基礎 | 鉄筋コンクリート | [REDACTED] | 図リー2ー2ー1、 図リー2ー2ー2 |
| 壁 | 鉄筋コンクリート | [REDACTED] | |

別表リー2ー2ー2 遮蔽壁No.4 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----|----------|
| 構造材 | 壁 | 鉄筋コンクリート |
| | 基礎 | 鉄筋コンクリート |

表リー3-1 防護壁No.1 仕様

| | | |
|------------|---|---|
| 許可との対応 | 許可番号（日付） | 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） |
| | 施設名称 | 防護壁No.1 |
| 建物・構築物名称 | {1012} 防護壁 防護壁No.1 ⁽¹⁾ | |
| 建物・構築物の区分 | 本体 | |
| 変更内容 | 新設（竜巻対策のために第1加工棟北側に新設する。）（別表リー3-1-1に示す構造とする。） | |
| 設置場所 | 第1加工棟 北側 | |
| 員数 | 1基 | |
| 一般仕様 | 型式 | 自立型、コンクリート充填扉付き |
| | 主要な構造材 | 鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉 別表リー3-1-2に示す。 |
| | 寸法（単位：mm） | [■] (防護壁No.1全体) 西壁 [■] 東壁 [■] 扉 [■] 基礎厚さ [■] |
| | その他の構成機器 | — |
| | その他の性能 | — |
| | 核燃料物質の状態 | — |
| 技術基準に基づく仕様 | 核燃料物質の臨界防止 | — |
| | 火災等による損傷の防止 | [4.3-B1] 主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）を使用している。使用する材料を別表リー3-1-2に示す。 |
| | 安全機能を有する施設の地盤 | [5.1-B1] 防護壁No.1は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計として、支持層のN値が30以上の地盤に打ち込んだ杭により支持する設計としている。 <u>防護壁No.1</u> ・支持方法 N値30以上の支持層に杭基礎で支持させる ・杭材料 [■] ・杭配置 図リー3-1-3 防護壁No.1は、加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁No.1を十分に支持することができる地盤に設けている。 |
| | 地震による損傷の防止 | [5.2.1-B1] 耐震重要度分類を第1類（割増係数1.5）とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計としている。防護壁No.1の構造を別表リー3-1-1に示す。 |
| | 津波による損傷の防止 | — ⁽²⁾ |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>(竜巻) [5. 4. 1-B2] 防護壁 No. 1 は加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に示すように設計竜巻（F1、最大風速 49 m/s）による竜巻荷重を上回る強度を有している。また設計竜巻に伴う飛来物による貫通損傷が生じない設計としている。防護壁 No. 1 の構造を別表リー 3-1-1 に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護壁 No. 1 の壁 <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造・寸法 <ul style="list-style-type: none"> ・壁の新設 壁の仕様を図リー 3-1-4 に示す。 ○ 位置 壁の配置を図リー 3-1-1 に示す。 ○ 材料 主な材料を別表リー 3-1-1 に示す。 <p>(落雷) —⁽³⁾</p> <p>(極低温) —⁽⁴⁾</p> <p>(火山活動) —⁽⁵⁾</p> <p>(積雪) —⁽⁶⁾</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁷⁾</p> <p>(森林火災、外部火災) —⁽⁸⁾</p> <p>(電磁的障害) —⁽⁹⁾</p> <p>(交通事故) —⁽¹⁰⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽¹¹⁾</p> |
| 外部からの衝撃による損傷の防止 | [5. 5-B1] 工事実施に当たって、周辺監視区域境界のフェンス撤去中は監視人を配置して監視するか、仮設鉄板等で閉鎖し、加工施設への人の不法な侵入を防止する措置を講じる。 |
| 加工施設内における溢水による損傷の防止 | — |
| 材料及び構造 | — |
| 閉じ込めの機能 | — |
| 遮蔽 | <p>[8. 1-B1] 加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さ等としている。（図へー 2-1-4 3）</p> <p>（防護壁 No. 1 の遮蔽機能としての仕様）</p> <p>壁厚さ [] 以上、西側壁長さ [] 以上、東側壁長さ [] 以上 壁高さ [] 以上（設計地盤面からの高さ） コンクリートの気乾単位容積質量 : [] 以上</p> |
| 換気 | — |
| 核燃料物質等による汚染の防止 | — |

| | |
|-------------|---|
| 安全機能を有する施設 | [11.1-B1] 通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。 |
| | — |
| 搬送設備 | — |
| 警報設備等) | — |
| 安全避難通路等 | — |
| 核燃料物質の貯蔵施設 | — |
| 廃棄施設 | — |
| 放射線管理施設) | — |
| 非常用電源設備 | — |
| 通信連絡設備 | — |
| その他許可で求める仕様 | [99-B4] F3 竜巻の風荷重及び飛来物の衝撃荷重に対しても耐える構造としている。 |
| 添付図 | 図リ－3－1－1～図リ－3－1－5 |

- (1) 事業変更許可申請書に示していた防護壁 No. 1、防護壁 No. 2 は基礎を共有する構築物とすることとしたため、合わせて防護壁 No. 1 として申請する。
- (2) 本加工施設の敷地は海拔約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ海拔 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 防護壁 No. 1 は、高さ 20 m を超えていない。また、指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 No. 1 に屋根はないため、火山活動（降下火碎物）の影響を受けるおそれはない。
- (6) 防護壁 No. 1 に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。
- (7) 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、森林火災、外部火災の影響を受けるおそれはない。
- (9) 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (10) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。
- (11) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} (回／施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。

別表リ－3－1－1 防護壁 No.1 の構造

| 項目 | 主要部材 | 断面等 (単位 : mm) | 対応図 |
|-----------|----------|---------------|-----------------------|
| 杭 | コンクリート | | |
| 基礎 | 鉄筋コンクリート | | 図リ－3－1－1～図 リ－3－1－5 |
| 壁 | 鉄筋コンクリート | | |
| コンクリート充填扉 | 鋼、コンクリート | | |

表リ－3－1－2 防護壁No.1 材料一覧

| 部位 | 部位名 | 材料 |
|-----|-----------|----------|
| 構造材 | 壁 | 鉄筋コンクリート |
| | 基礎 | 鉄筋コンクリート |
| | 杭 | 鋼、コンクリート |
| | コンクリート充填扉 | 鋼、コンクリート |

表リ－4－1 非常用設備

| 設置場所 | 設備・機器名称 機器名 | 汎用部品 | 技術基準に対する仕様 | 員数 |
|----------|--|--|-------------|----|
| 第1加工棟 | {8038} 緊急設備 非常用照明 | 器具本体、ランプ、 バッテリ、配線 | 安全避難通路等 | 一式 |
| 第1加工棟 | {8038-2} 緊急設備 誘導灯 | 器具本体、ランプ、 バッテリ、配線 | 安全避難通路等 | 一式 |
| 第1加工棟 | {8035} 緊急設備 避難通路 | 避難通路表示 | 安全避難通路等 | 一式 |
| 第1加工棟 | {8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備 (スピーカ、アンプ)) | 器具本体(スピーカ、 音量調整器、アンプ、 バッテリ、マイク)、配 線 | 通信連絡設備等 | 一式 |
| 第1加工棟 | {8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯 電話機(PHSアンテナ)) | 器具本体(PHSアンテ ナ)、配線 | 通信連絡設備等 | 一式 |
| 第1加工棟 | {8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) | 器具本体、配線 | 火災等による損傷の防止 | 一式 |
| 第1加工棟 | {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) | 受信機本体、バッテリ、 配線 | 火災等による損傷の防止 | 一式 |
| 第1加工棟 | {8010-5} 消火設備 消火器 | 消火器 | 火災等による損傷の防止 | 一式 |
| 屋外 | {8012-2} 消火設備 屋外消火栓 | 屋外消火栓 | 火災等による損傷の防止 | 一式 |
| 屋外 | {8012-5} 消火設備 屋外消火栓 | 屋外消火栓配管 ⁽¹⁾ | 火災等による損傷の防止 | 一式 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | {8037} 緊急設備 非常用照明 | 器具本体、ランプ、 バッテリ、配線 | 安全避難通路等 | 一式 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | {8037-2} 緊急設備 誘導標識 | 誘導標識 | 安全避難通路等 | 一式 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | {8034} 緊急設備 避難通路 | 避難通路表示 | 安全避難通路等 | 一式 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | {8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備 (スピーカ)) | 器具本体(スピーカ、 音量調整器)、配線 | 通信連絡設備等 | 一式 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | {8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電 話機(PHSアンテナ)) | 器具本体(PHSアンテ ナ)、配線 | 通信連絡設備等 | 一式 |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) | 器具本体、配線 | 火災等による損傷の防止 | 一式 |

| | | | | |
|----------|--------------------------------------|-----|---------------------|----|
| 第5廃棄物貯蔵棟 | {8010-4} 消火設備 消火器 | 消火器 | 火災等による損傷の防止 | 一式 |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | {8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器） | — | (第2廃棄物貯蔵棟とともに撤去する。) | 一式 |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | {8010-8} 緊急設備 非常用照明 | — | (第2廃棄物貯蔵棟とともに撤去する。) | 一式 |
| 第2廃棄物貯蔵棟 | {8010-8} 消火設備 消火器 | — | (第2廃棄物貯蔵棟とともに撤去する。) | 一式 |

(1) 第1加工棟の[]を撤去する工事を実施するに当たって、干渉する既設の屋外消火栓配管の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、屋外消火栓配管を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置を講じる。仮移設した屋外消火栓配管は、第5次申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。

非常用設備のうち、可搬式のもの以外で建物に固定するものは、耐震重要度分類第3類とする。

汎用の設備・機器である非常用照明、誘導灯、誘導標識、避難通路、所内通信連絡設備（放送設備、PHSアンテナ）、自動火災報知設備（感知器、受信機）及び消火器について、使用前検査で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前検査申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新・交換に関する手順を別途定め、実施する。

4. 工事の方法

本申請における施設の以下に示す新設工事及び移設工事は、保安規定に基づき（工事）作業計画を策定するとともに以下に示す方法によって実施する。

a. 第1加工棟

- ①遮蔽壁 No. 1：図リー-1に示す手順で、第1加工棟 [] 内に設置されている既存遮蔽壁の新規制基準への適合性確認を行う。
- ②遮蔽壁 No. 4：図リー-1に示す手順で、第1加工棟 [] [] 内に設置されている既存遮蔽壁の新規制基準への適合性確認を行う。
- ③防護壁 No. 1：図リー-2及び図リー-3に示す手順で、第1加工棟 [] 北面の大型扉を竜巻飛来物から防護するために屋外に防護壁を新設する。
- ④緊急設備：図リー-4に示す手順で、第1加工棟に緊急設備（避難通路）を設置する。
- ⑤緊急設備、所内通信連絡設備、火災感知設備、消火設備：図リー-5に示す手順で、第1加工棟に緊急設備（非常用照明、誘導灯）、通信連絡設備（所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ、アンプ）、所内携帯電話機（PHSアンテナ））、火災感知設備（自動火災報知設備（感知器、受信機））、消火設備（消火器）を設置する。
- ⑥消火設備：図リー-6に示す手順で、第1加工棟屋外の消火設備（屋外消火栓）を一部移設し、消火設備（屋外消火栓配管）を一部仮移設する。

b. 第5廃棄物貯蔵棟

- ①緊急設備：図リー-4に示す手順で、第5廃棄物貯蔵棟に緊急設備（避難通路）を設置する。
- ②緊急設備、所内通信連絡設備、火災感知設備、消火設備：図リー-5に示す手順で、第5廃棄物貯蔵棟に、緊急設備（非常用照明、誘導標識）、所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、所内携帯電話機（PHSアンテナ））、火災感知設備（自動火災報知設備（感知器）、消火設備（消火器））を設置する。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・本工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・本工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・発生した廃棄物の仕掛けについて、管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛けの保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たって発生する廃棄物は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力（200 L ドラム缶換

算約 11170 本) は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

- ・本工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸引を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
- ・第 1 種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼動させることで負圧及び換気機能を維持する。なお、本申請に係る工事で、第 1 種管理区域内で行う工事はない。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。なお、本申請に係る工事で、核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事はない。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・本工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、保安規定に基づき、巡視・点検、施設定期自主検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・本工事は管理区域にて実施するため、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生などの処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

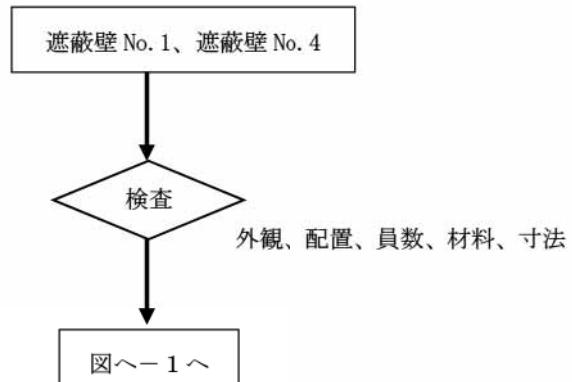
- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先

- に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。

a. 第1加工棟 ①遮蔽壁 No. 1、②遮蔽壁 No. 4



(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

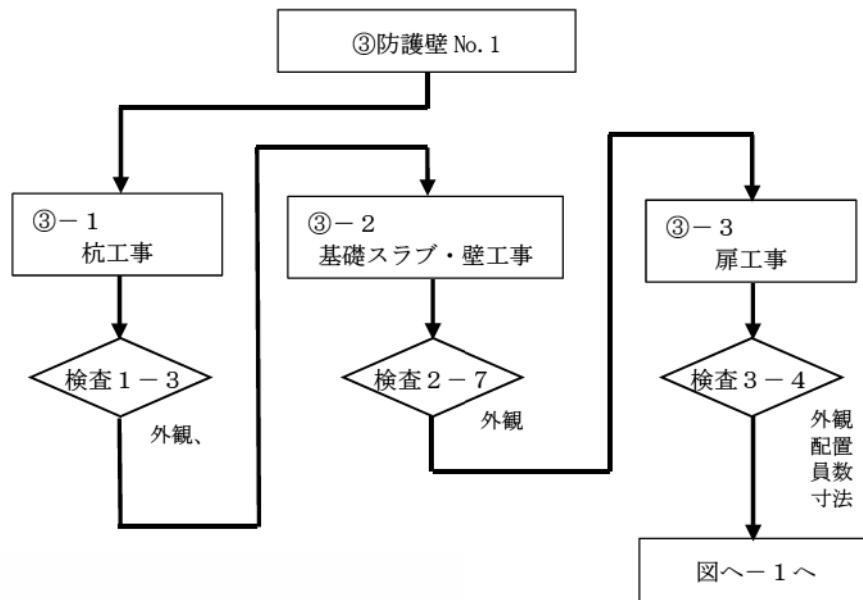
図リ－1 工事フロー

③防護壁 No. 1

事前工事（図リ－6）

- ・屋外消火栓の移設

本工事



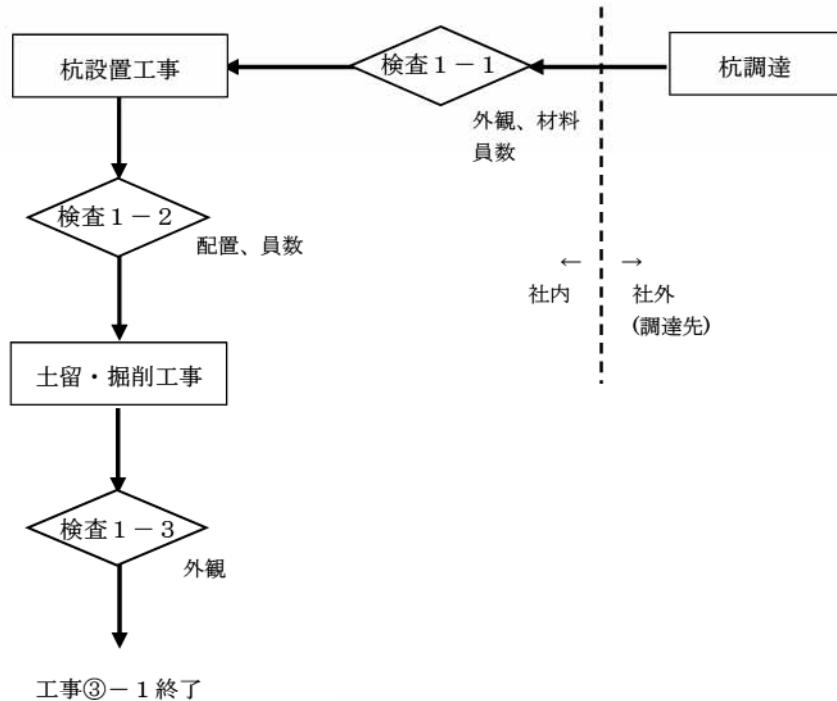
(凡例)

[] : 製作工程、工事

◇ : 検査（個別工事については個別工事終了時の検査項目を示す）

図リ－2 全体工事フロー

③-1 杭工事



注：杭工事中は、本加工施設の周辺監視区域境界フェンスを一部撤去するため、周辺監視区域境界に常時監視人を配置し、夜間・休日等監視人を配置しない場合は仮設鉄板等で閉鎖し、加工施設への人の不法な侵入を防止する。

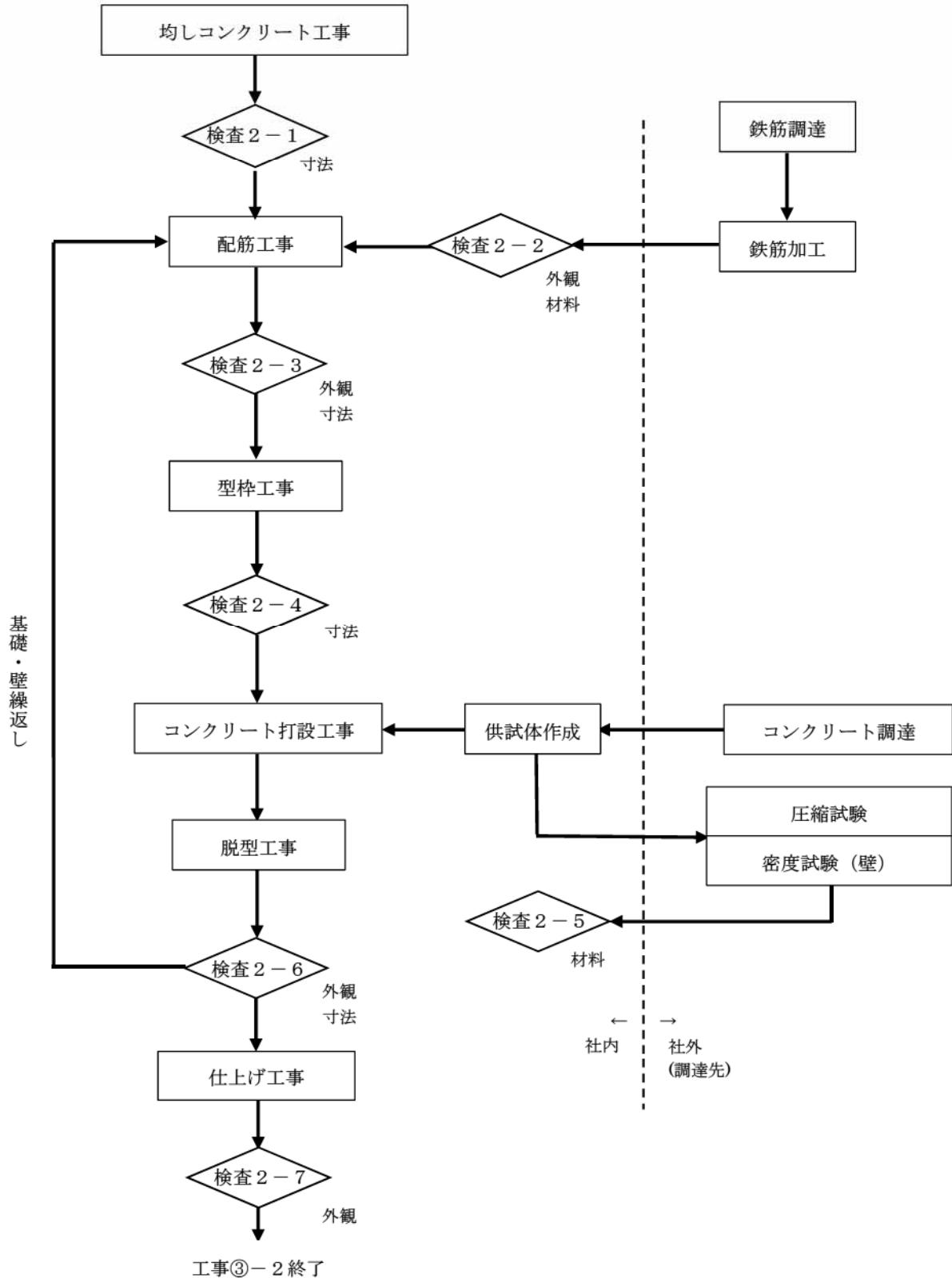
(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

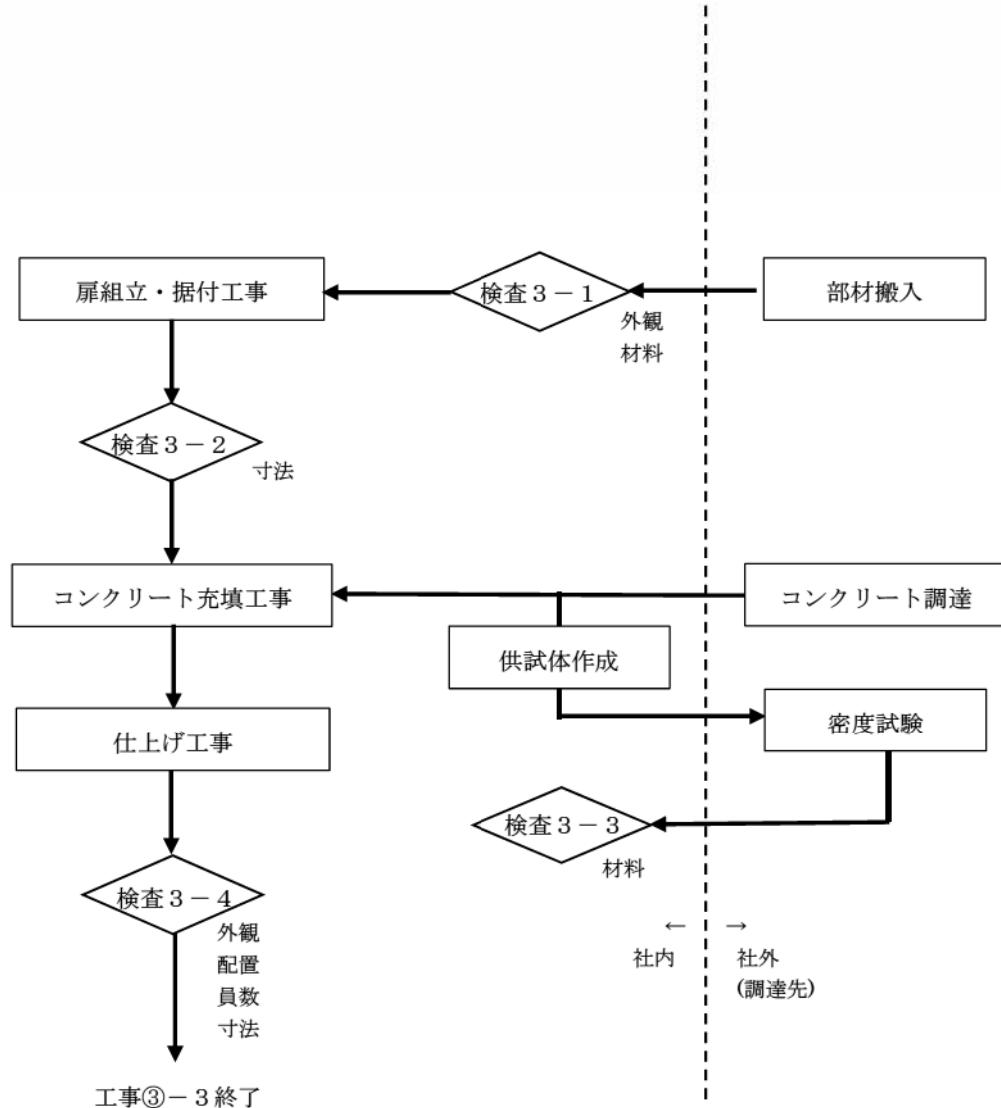
図リ-3 個別工事フロー (1/3)

③-2 基礎スラブ・壁工事



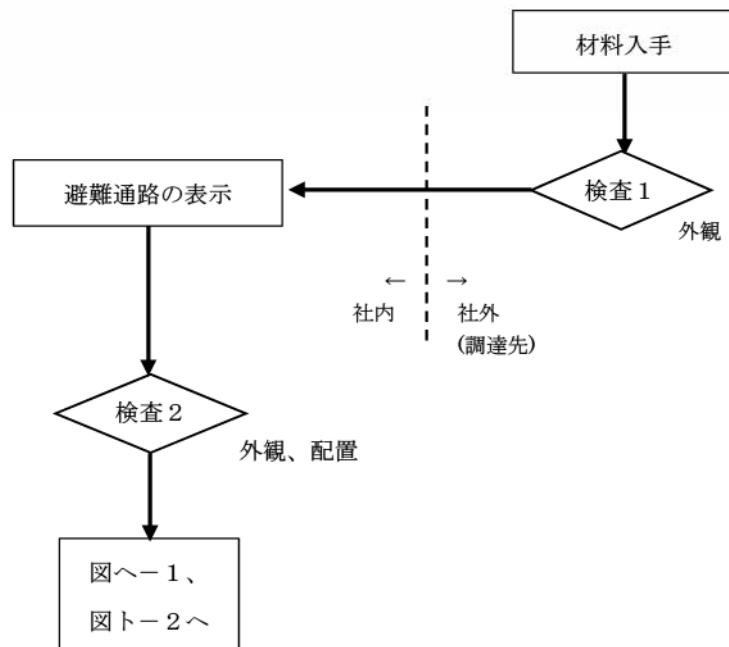
図リ-3 個別工事フロー（2／3）

③-3 扉工事



図リ-3 個別工事フロー (3/3)

- a. 第1加工棟 ④緊急設備（避難通路）
 b. 第5廃棄物貯蔵棟 ①緊急設備（避難通路）

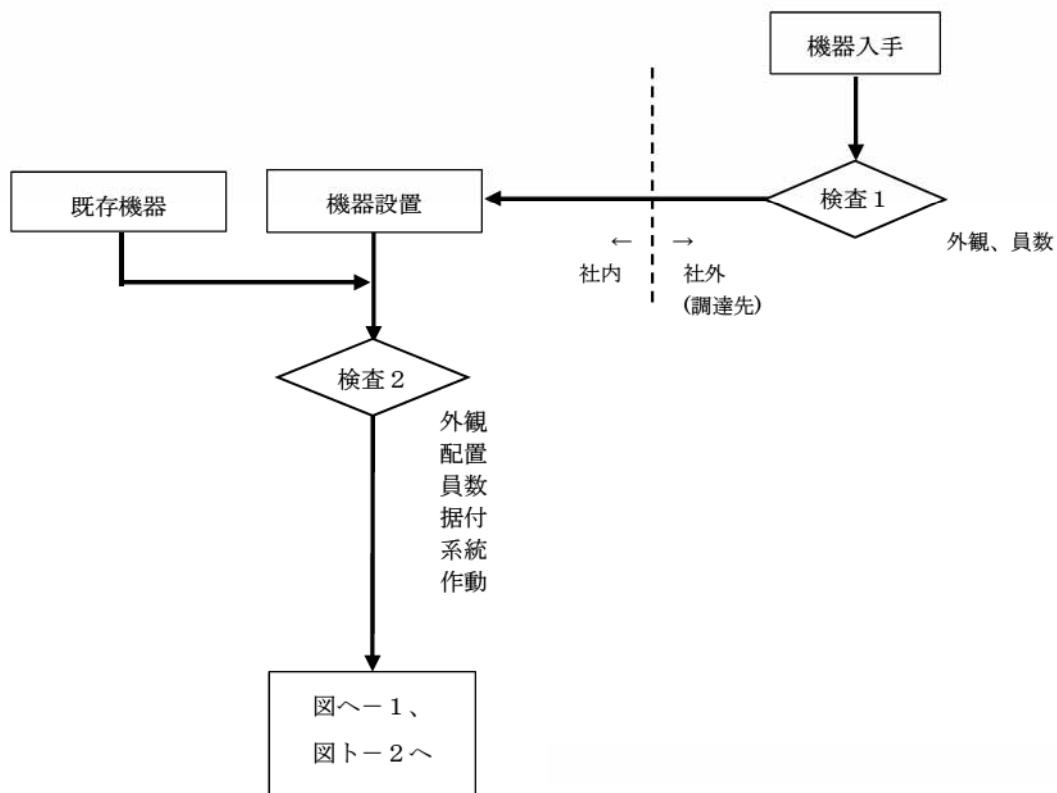


(凡例)

[] : 製作工程、工事
 { } : 検査

図リ－4 工事フロー

- a. 第1加工棟 ⑤緊急設備、所内通信連絡設備、火災感知設備、消火設備（注）
 b. 第5廃棄物貯蔵棟 ②緊急設備、所内通信連絡設備、火災感知設備、消火設備（注）



注：対象設備

第1加工棟：緊急設備（非常用照明、誘導灯）、通信連絡設備（所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ、アンプ））、所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備（自動火災報知設備（感知器、受信機））、消火設備（消火器）

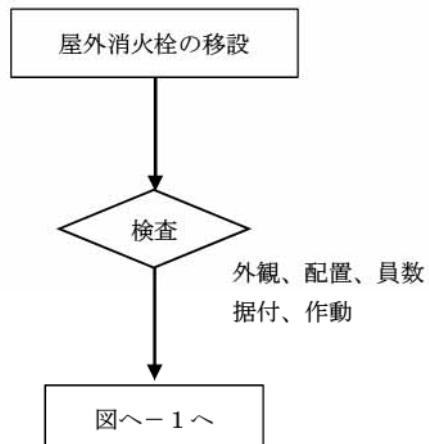
第5廃棄物貯蔵棟：緊急設備（非常用照明、誘導標識）、通信連絡設備（所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）、所内携帯電話機（PHS アンテナ））、火災感知設備（自動火災報知設備（感知器））、消火設備（消火器）

(凡例)

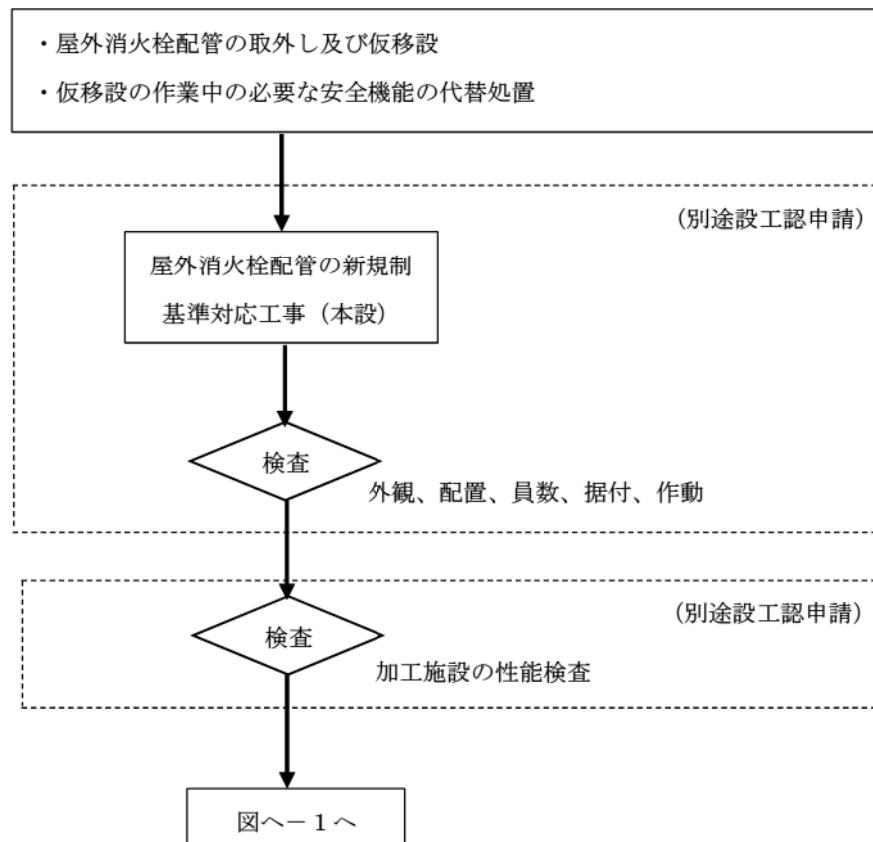
[] : 製作工程、工事
 { } : 検査

図リ－5 工事フロー

a. 第1加工棟 ⑥-1 消火設備（屋外消火栓の一部移設）



a. 第1加工棟 ⑥-2 消火設備（屋外消火栓配管の一部仮移設）



(凡例)

[] : 製作工程、工事

{ } : 検査

[] : 別途設工認申請

図リ－6 工事フロー

(3) 試験検査

試験・検査は(2)に示した工事手順に従い、変更に係る建物・構築物は第リー1表に示す項目について第リー2表に示す検査を実施する。また、変更に係る設備・機器は第リー3表に示す項目について第リー4表に示す検査を実施する。

(4) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、別添Ⅱに示す「保安品質保証計画書」に従って行う。

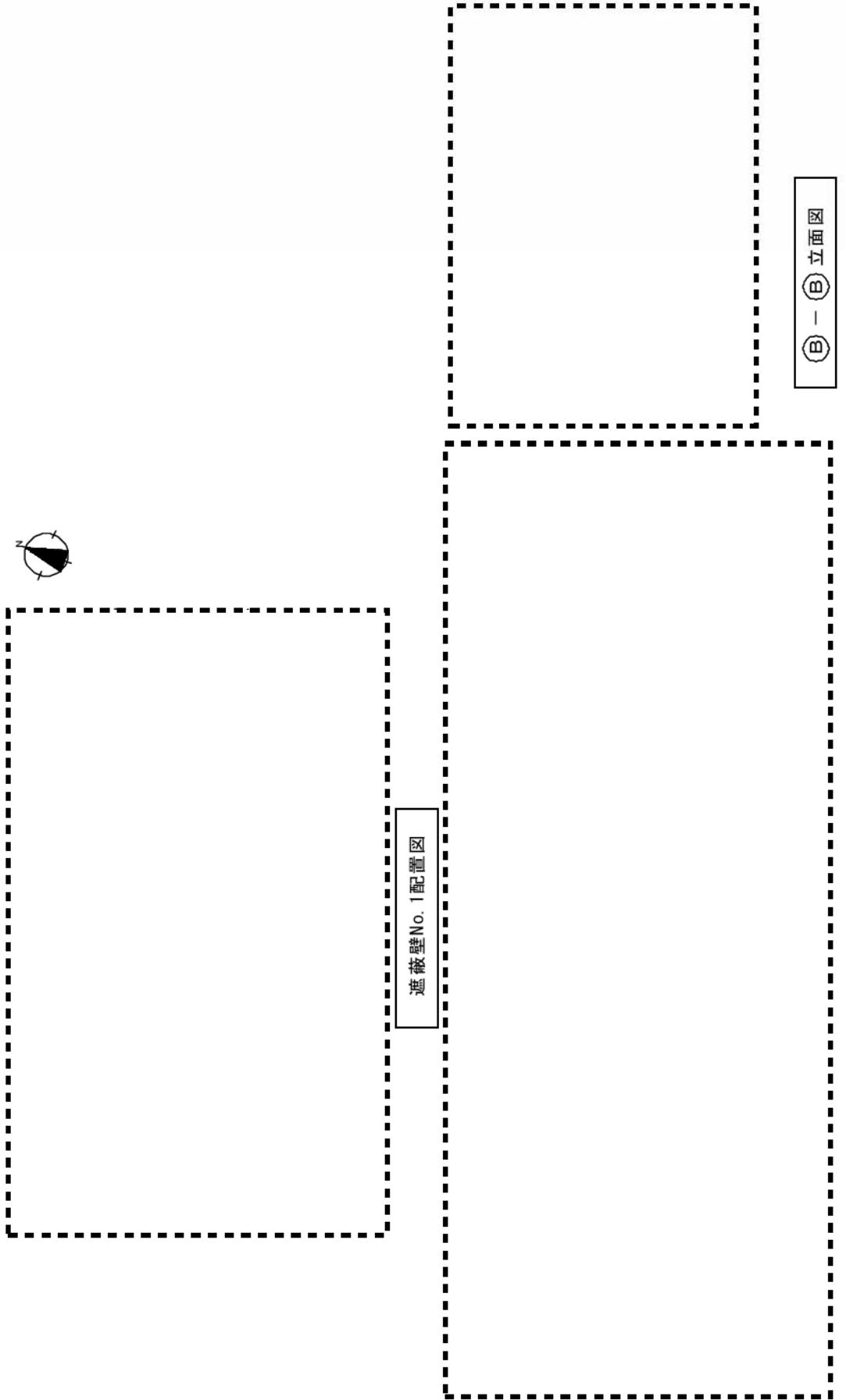
(5) 工事中の加工施設の継続使用の理由

遮蔽壁及び防護壁は、加工施設における外部からの衝撃による損傷の防止機能及び遮蔽機能を有しており、加工施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後も継続して使用する。また、遮蔽壁及び防護壁は、構築物単体の検査で適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間、構築物単体の検査で適合性を確認した状態を維持する。また、この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備は、安全避難通路等、通信連絡、火災等による損傷の防止の機能を有しており、加工施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後も継続して使用する。また、緊急設備、通信連絡設備、火災感知設備、消火設備は、設備・機器単体の検査で適合性を確認した後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間、設備・機器単体の検査で適合性を確認した状態を維持する。また、この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

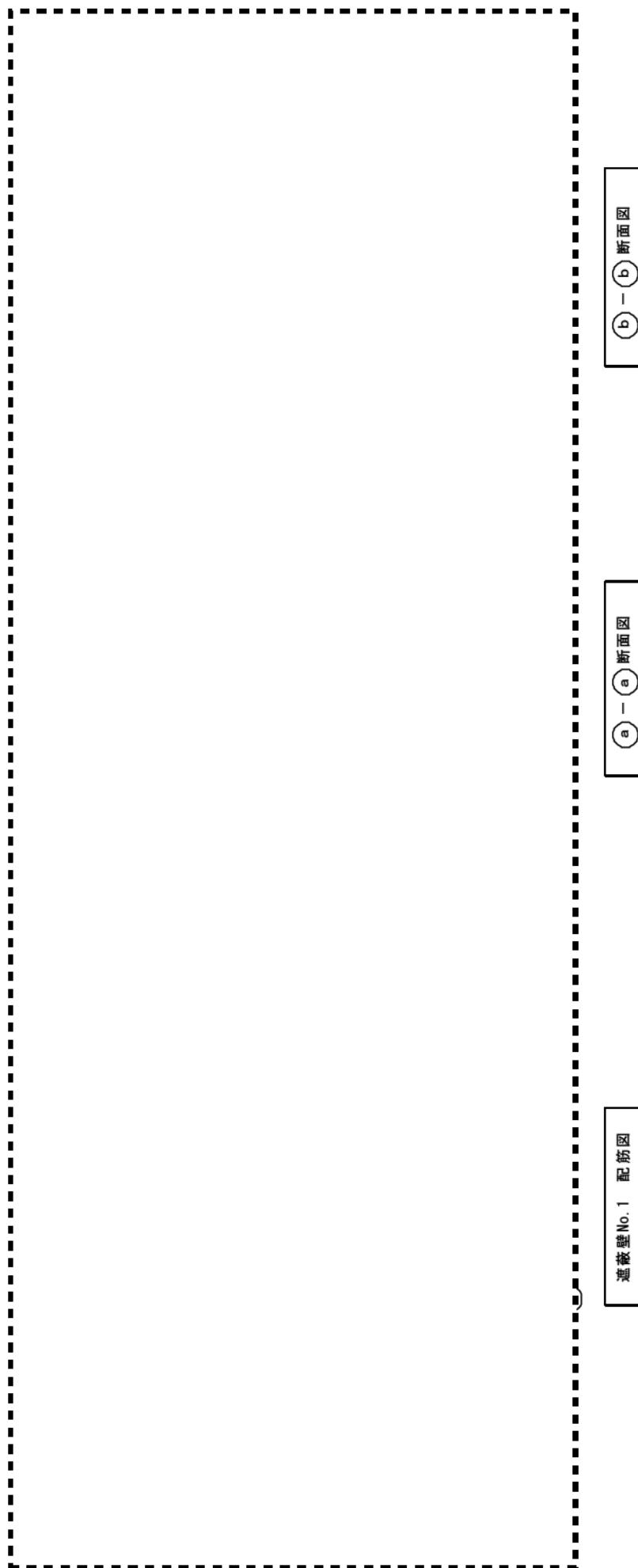
5. 添付図一覧表

| 番号 | 名称 |
|----------|---------------------------|
| 図リ－2－1－1 | 遮蔽壁 No.1 配置図・立面図 |
| 図リ－2－1－2 | 遮蔽壁 No.1 配筋詳細図 |
| 図リ－2－2－1 | 遮蔽壁 No.4 配置図・断面図 |
| 図リ－2－2－2 | 遮蔽壁 No.4 配筋詳細図 |
| 図リ－3－1－1 | 防護壁 No.1 配置図・平面図 |
| 図リ－3－1－2 | 防護壁 No.1 立面図・断面図 |
| 図リ－3－1－3 | 防護壁 No.1 配筋詳細図 1 |
| 図リ－3－1－4 | 防護壁 No.1 配筋詳細図 2 |
| 図リ－3－1－5 | 防護壁 No.1 防護扉詳細図 |
| 図リ－4－1－1 | 第1加工棟 緊急設備配置図 |
| 図リ－4－1－2 | 第1加工棟 通信連絡設備（所内通信連絡設備）配置図 |
| 図リ－4－1－3 | 第1加工棟 火災感知設備配置図 |
| 図リ－4－1－4 | 第1加工棟 消火設備（消火器）配置図 |
| 図リ－4－1－5 | 第1加工棟 消火設備（屋外消火栓）配置図 |
| 図リ－4－1－6 | 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備等配置図 |



(単位 mm)

図リ-2-1-1 遮蔽壁 No.1 配置図・立面図



遮蔽壁 No. 1 配筋図

Ⓐ - Ⓛ 断面図

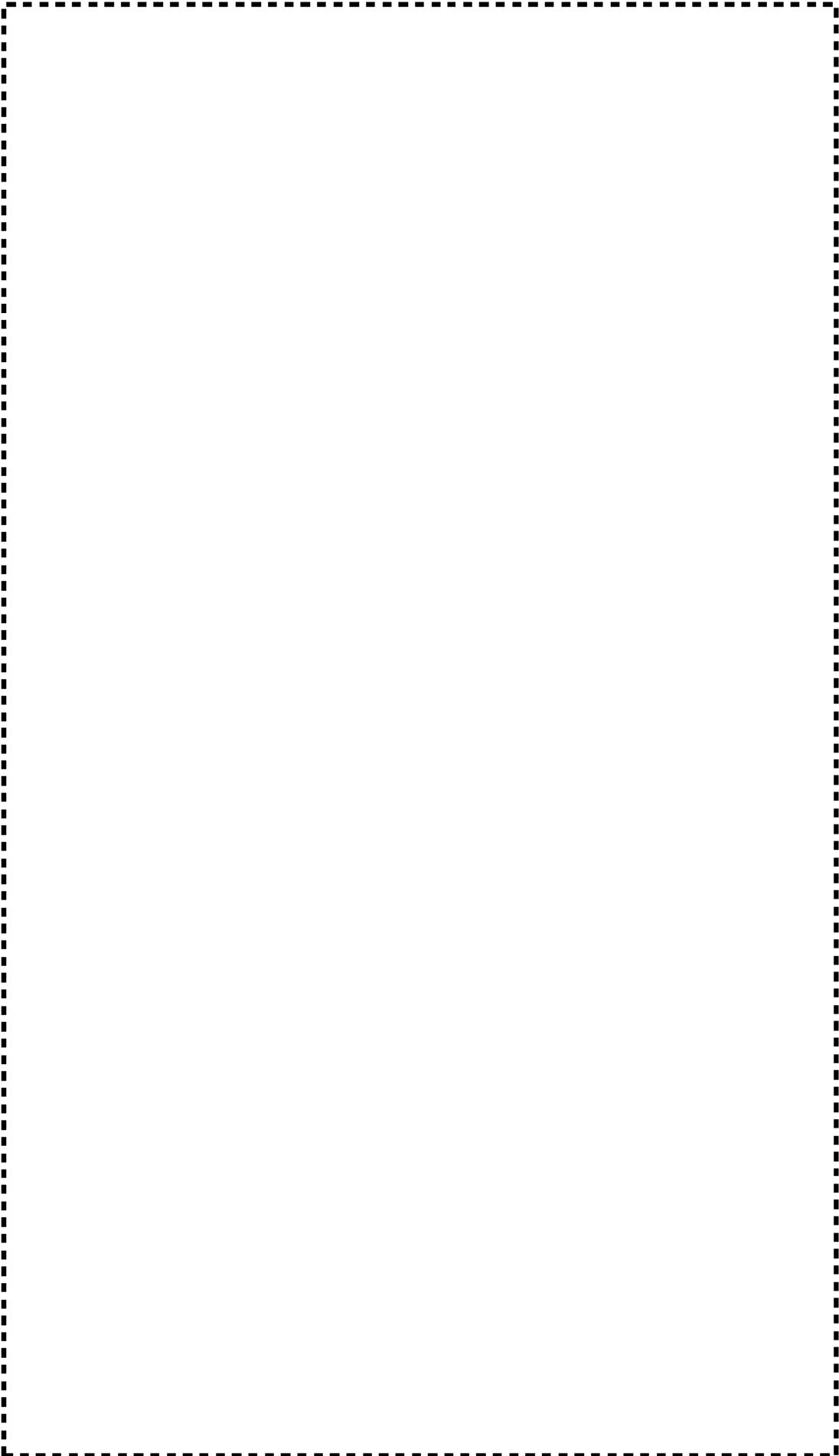
Ⓑ - Ⓛ 断面図

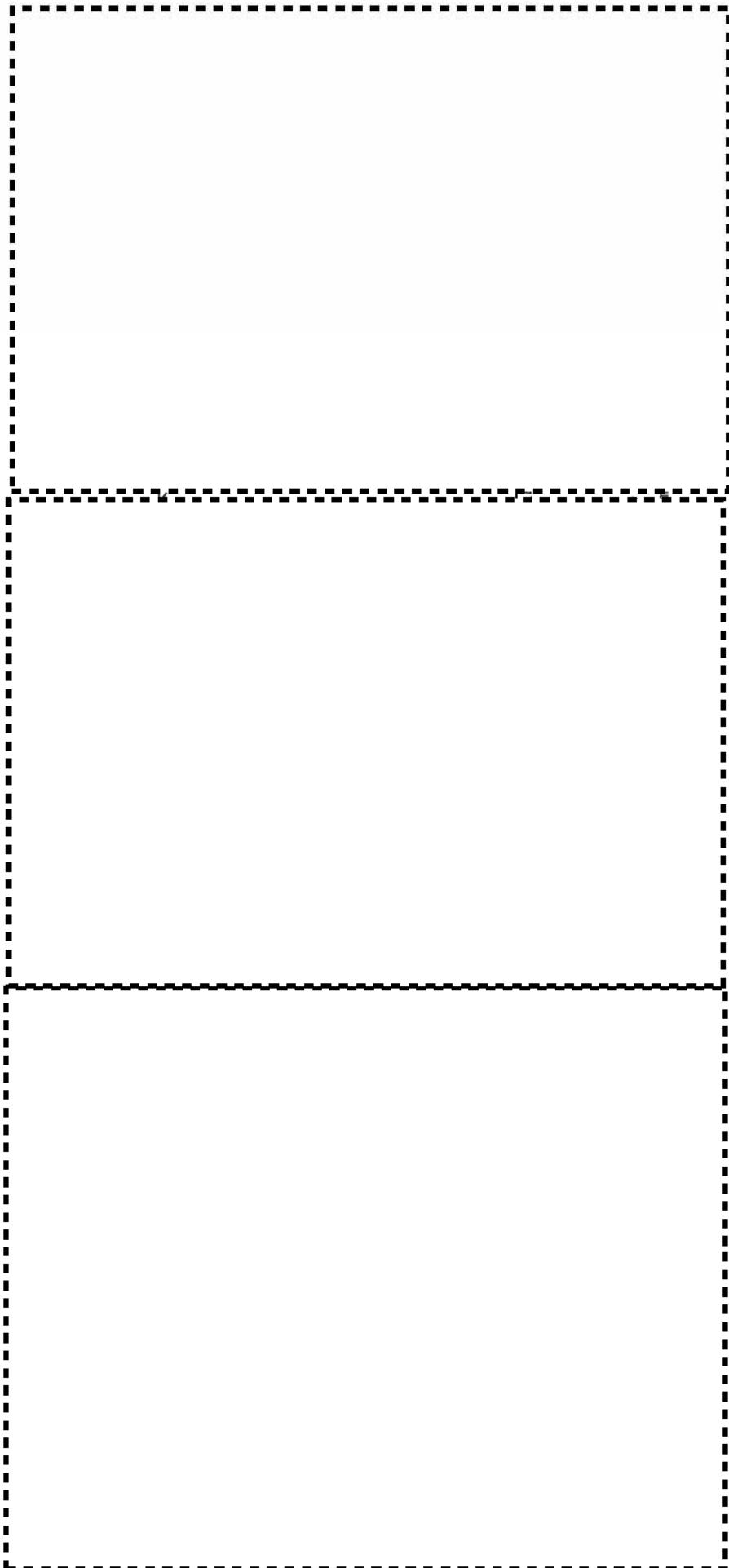
(単位 mm)

図リ-2-1-2 遮蔽壁 No. 1 配筋詳細図

(单位 mm)

図リ-2-2-1 遮蔽壁 No.4 配置図・断面図





遮蔽壁 No.4 配筋図
(第1加工棟地中梁部分)

遮蔽壁 No.4 配筋図 (一般部)

② - ③ 断面図

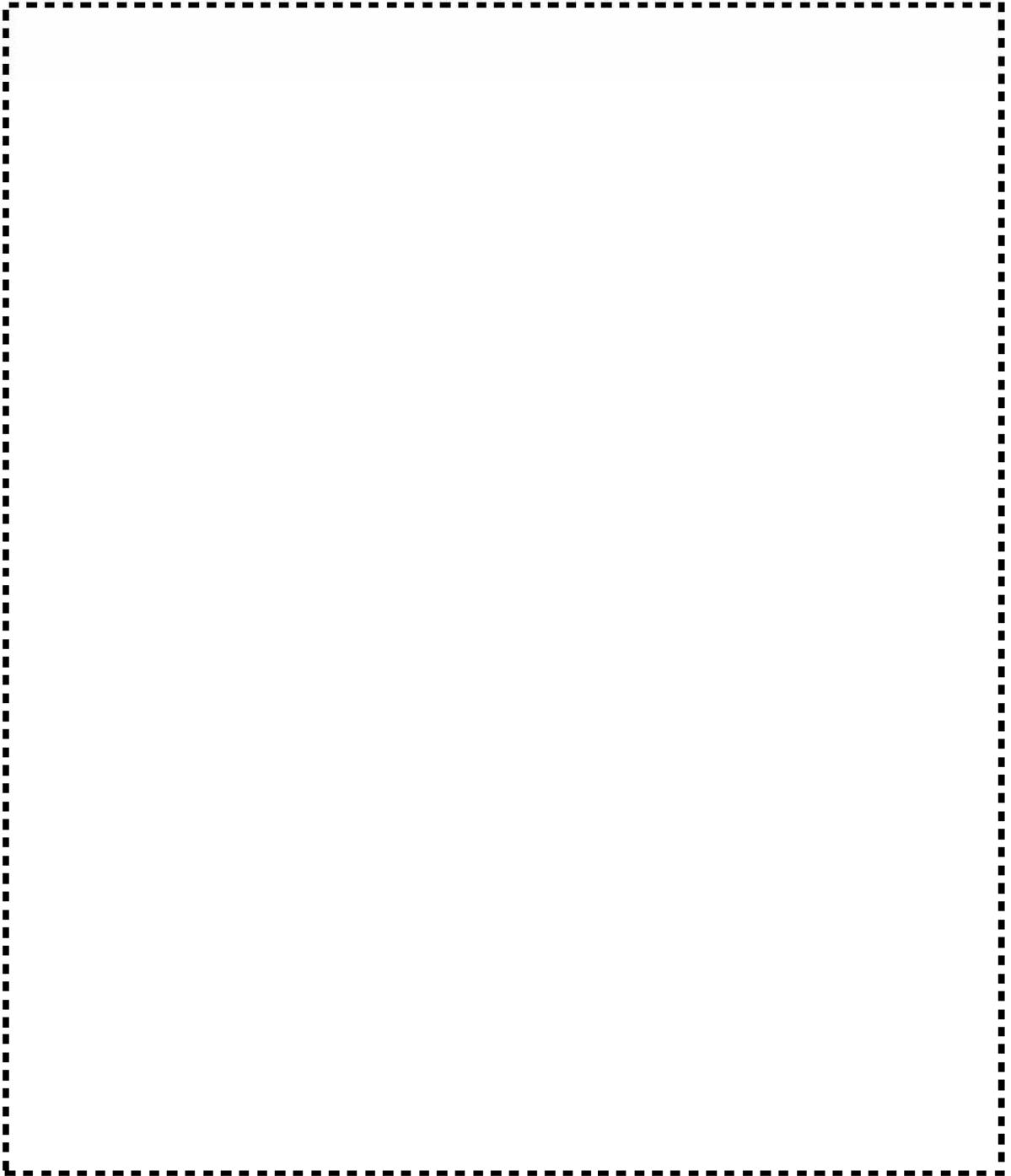
(単位 mm)

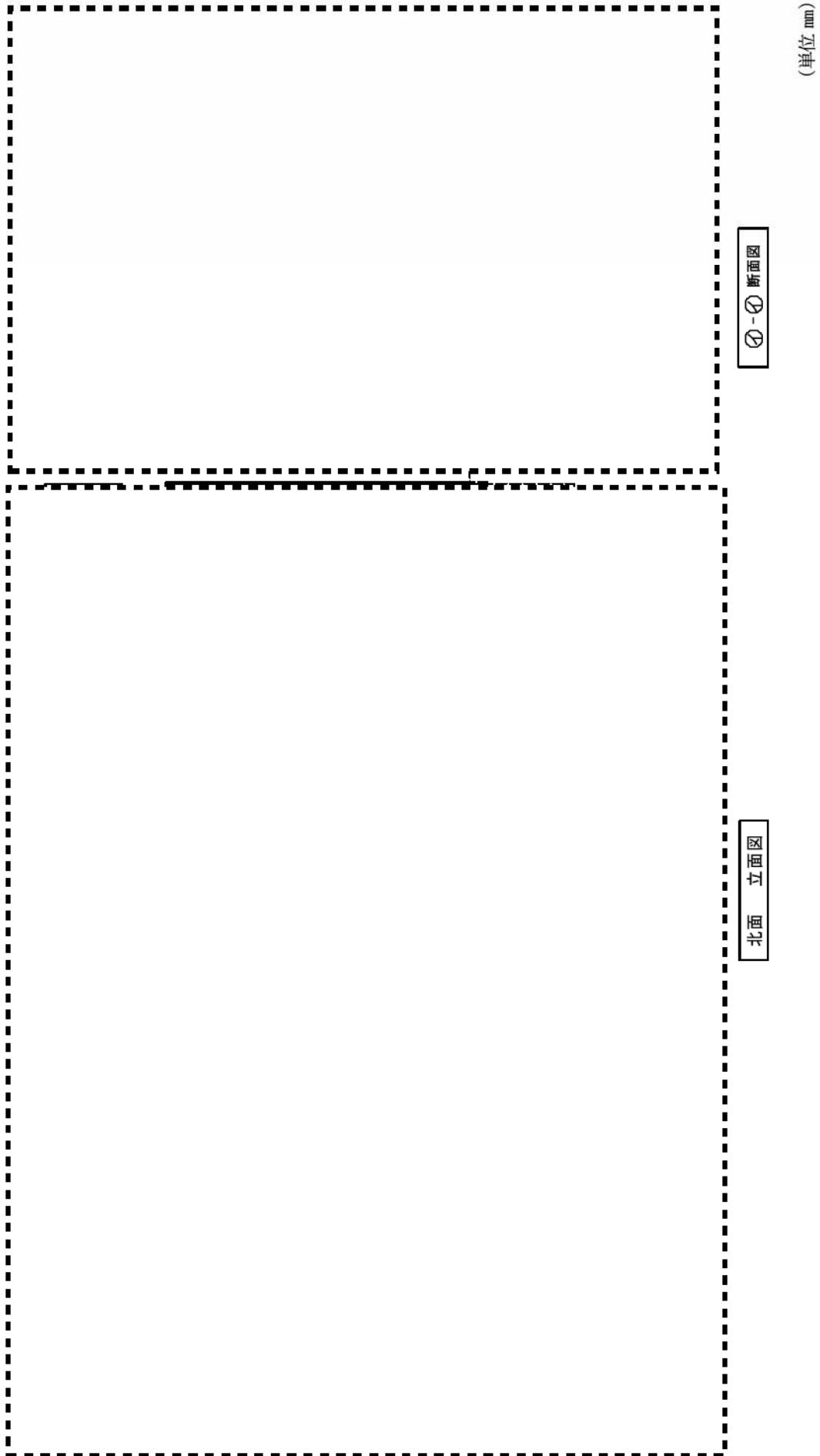
図リ-2-2-2 遮蔽壁 No.4 配筋詳細図

(単位 mm)

図リ-3-1-1 防護壁 No.1 配置図・平面図

防護壁 平面図





図り-3-1-2 防護壁 No.1 立面図・断面図

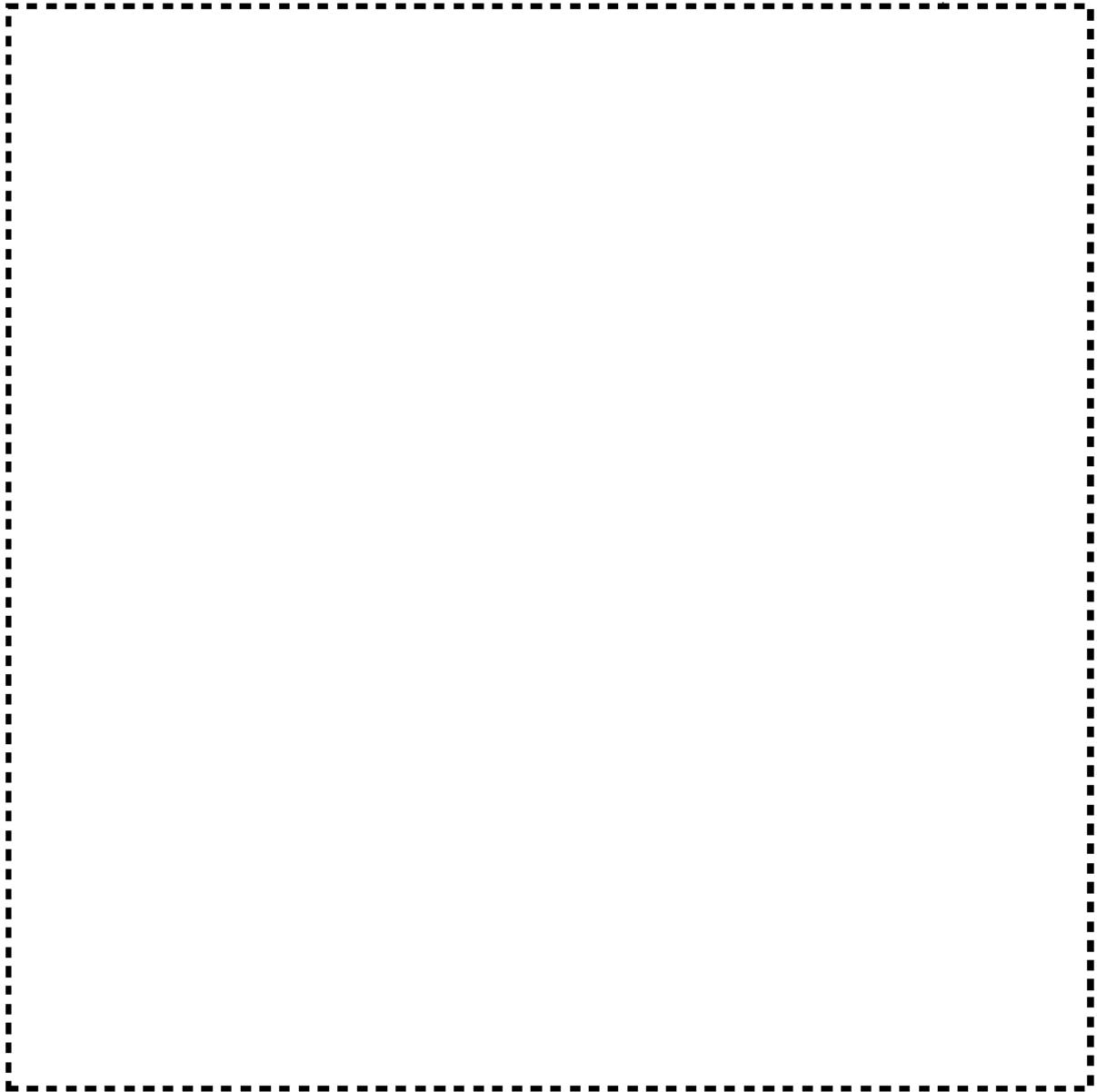
図り - 3 - 1 - 3 防護壁 No.1 配筋詳細図 1

(単位 mm)

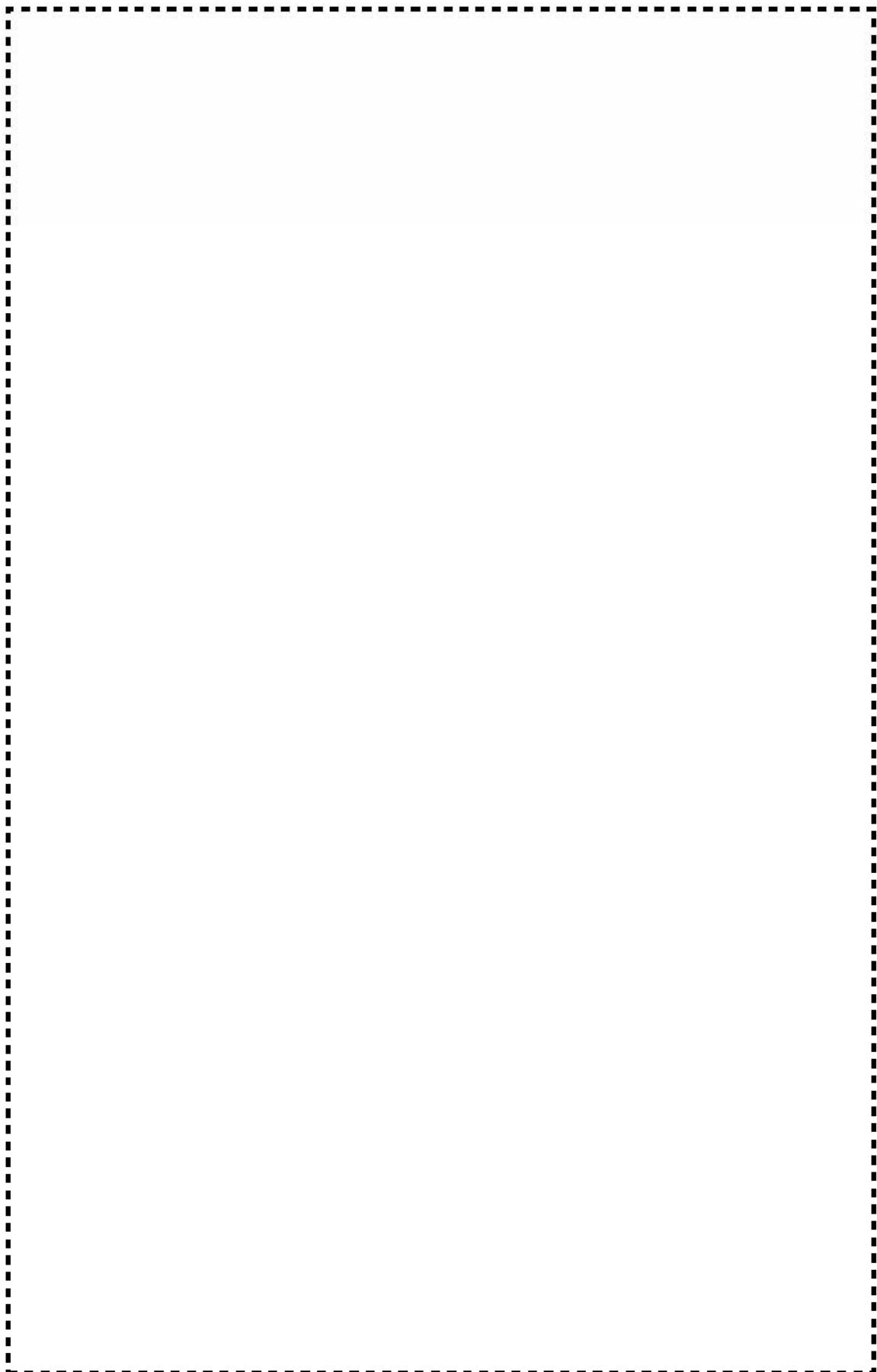
図リ-3-1-4 防護壁No.1 配筋詳細図2

(単位 mm)

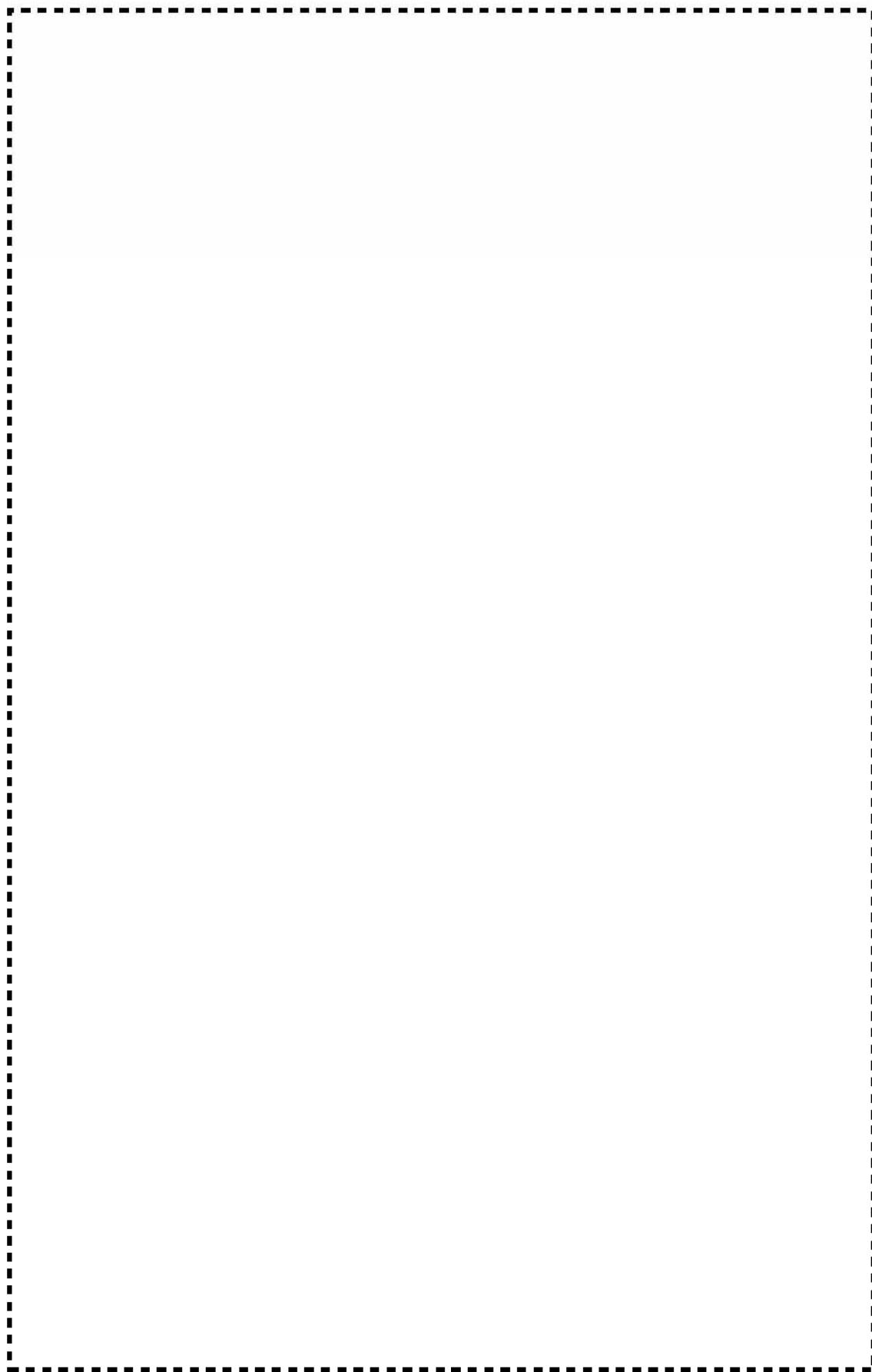
図リ-3-1-5 防護壁 No.1 防護扉詳細図



図リ-4-1-1 第1加工棟 緊急設備配置図

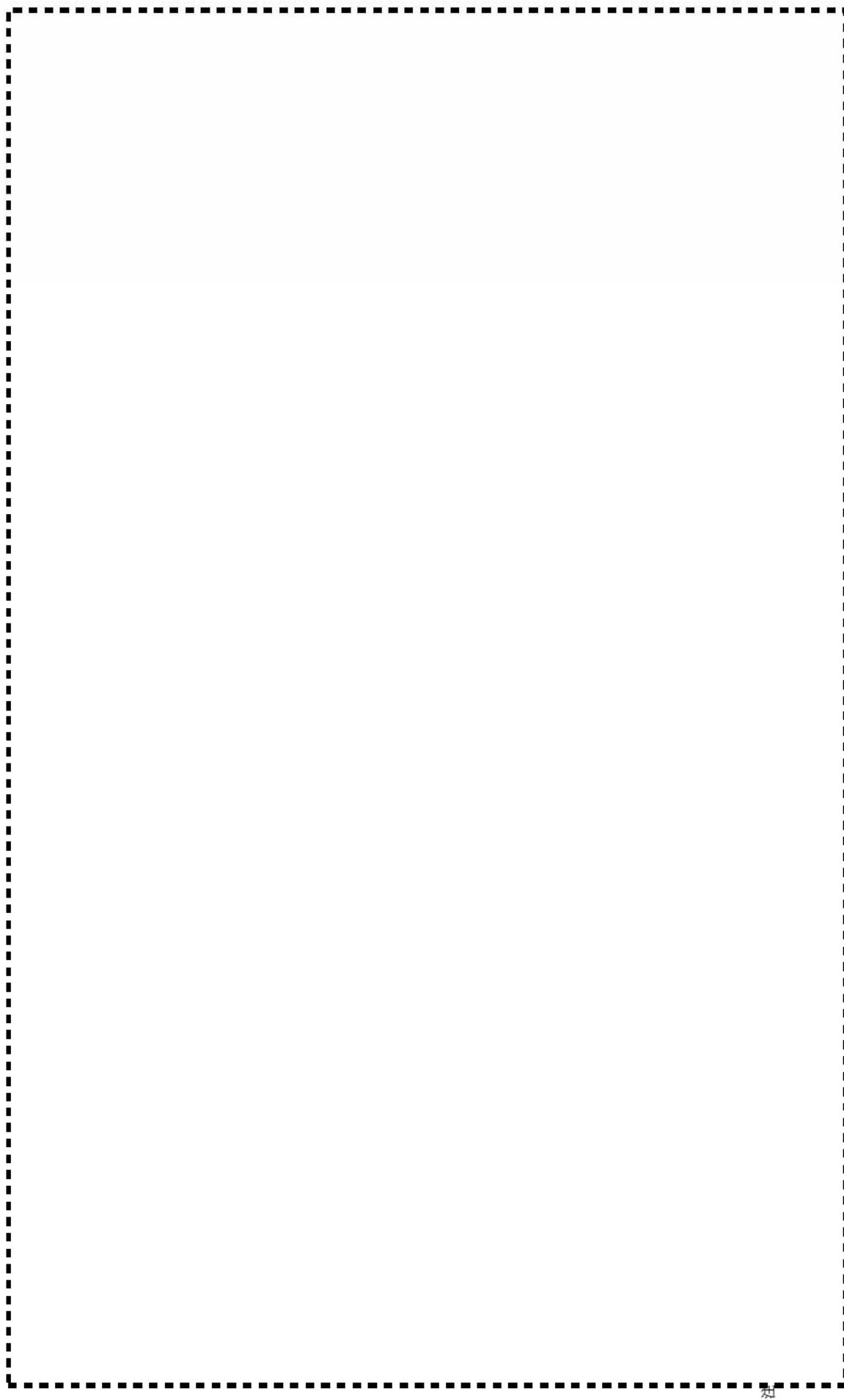


図リ－4－1－2 第1加工棟 通信連絡設備（所内通信連絡設備）配置図



図リ-4-1-3 第1加工棟 火災感知設備配置図

図リ-4-1-4 第1加工棟 消火設備（消火器）配置図



図リ-4-1-5 第1加工棟 消火設備（屋外消火栓）配置図

図リ－4－1－6 第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備等配置図

6. 試験及び検査の方法

変更に係る建物・構築物の試験及び検査の項目を第リー1表に、検査の方法を第リー2表に示す。

また、変更に係る設備・機器の試験及び検査の項目を第リー3表に、検査の方法を第リー4表に示す。

第一表 建物・構築物に係る試験及び検査の項目

| 施設区分 | 設置場所 | 建物・構築物名称 | 変更内容 | 試験及び検査の項目 | | | |
|------------|-------|-----------|------|-----------|----|----|----|
| | | | | 外観 | 配置 | 員数 | 材料 |
| その他の加工施設 | 第1加工棟 | 遮蔽壁 No. 1 | 変更なし | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他の中間加工施設 | 第1加工棟 | 遮蔽壁 No. 4 | 変更なし | ○ | ○ | ○ | ○ |
| その他の中間加工施設 | 屋外 | 防護壁 No. 1 | 新設 | ○ | ○ | ○ | ○ |

第リ－2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（1／3）

| 試験、検査の項目 | | 検査の方法 ^(注1) | | 判定基準 |
|--|--------|--------------------------------------|--|--|
| 遮蔽壁 No. 1 遮蔽壁 No. 4 (図リ－1 工事フロー参照) | 外観 | 遮蔽壁 No. 1 及び遮蔽壁 No. 4 の外観を目視により確認する。 | | 遮蔽壁 No. 1 及び遮蔽壁 No. 4 に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| | 配置 | 遮蔽壁の配置を目視により確認する。 | | 遮蔽壁の配置が申請書のとおりであること。 |
| | 配置 | 遮蔽壁の基礎の配置が支持層に到達していることを関係書類等により確認する。 | | 遮蔽壁の基礎の配置が申請書のとおりの支持層に到達していること。 |
| | 員数 | 遮蔽壁 No. 1 及び遮蔽壁 No. 4 の員数を目視により確認する。 | | 申請書とおりの員数であること。 |
| | 材料 | 鉄筋の材料、強度を関係書類等により確認する。 | | 鉄筋の材料、強度が申請書のとおりであること。 |
| | 材料 | コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 | | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であること。 |
| | 材料 | コンクリートの密度を関係書類等により確認する。 | | コンクリートの密度が申請書以上であること。 |
| | 寸法 | 鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを関係書類等により確認する。 | | 配筋の呼び径、配置及び配筋本数が申請書のとおりであること。 |
| | 寸法 | 遮蔽壁の寸法を測長器又は関係書類等により確認する。 | | 遮蔽壁の寸法が申請書のとおりであること。 |
| | 外観 | 杭の外観を目視又は関係書類等により確認する。 | | 杭に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |
| 防護壁 No. 1 杭工事 (図リ－2 全体工事フロー参照) (図リ－3 個別工事フロー (1／3) 参照) | 検査 1－1 | 杭の種類、径を測長又は関係書類等により確認する。 | | 杭の種類、径が申請書のとおりであること。 |
| | 材料 | 杭の員数を目視により確認する。 | | 杭が必要本数であること。 |
| | 員数 | 杭の配置を目視、測長又は関係書類等により確認する。 | | 杭の配置が申請書のとおりであること。(注2) |
| | 配置 | 杭が支持層に到達していることを関係書類等により確認する。 | | 杭が設計どおりの支持層に到達していること。 |
| | 配置 | 杭の員数を目視により確認する。 | | 申請書とおりの本数であること。 |
| 検査 1－3 | | 外観 土留・掘削後の杭頭の外観を目視により確認する。 | | 杭頭に使用上有害な傷及び変形がないこと。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ－2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2／3）

| 試験、検査の項目 | 検査の方法 ^(注1) | | | 判定基準 | |
|---|-----------------------|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 防護壁 No.1 基礎スラブ・壁工事 (図リ－2 全体工事フローレー参照) (図リ－3 個別工事フロー (2／3) 参照) | 検査 2－1 | 寸法 | 均しコンクリートのレベルを測定する。 | — | |
| | 外観 | 鉄筋の外観を目視により確認する。 | 鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | | |
| | 材料 | 鉄筋の材質及び呼び径が申請書のとおりであることを確認する。 | 鉄筋の材質及び呼び径が申請書のとおりであることを。 | | |
| | 外観 | 鉄筋の外観を目視により確認する。 | 鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが申請書のとおりであることを。 | | |
| | 寸法 | 鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。 | 配筋の呼び径及び配筋ピッチが申請書のとおりであることを。(注 2) | | |
| | 検査 2－4 | 寸法 | 型枠の内寸 (コンクリート寸法) を測長又は関係書類等により確認する。 | 型枠の内寸 (コンクリート寸法) が申請書のとおりであること。(注 2) | |
| | 材料 | コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 | コンクリートの圧縮強度が申請書以上であることを。 | | |
| 防護壁 No.1 基礎スラブ・壁工事 (図リ－2 全体工事フローレー参照) (図リ－3 個別工事フロー (3／3) 参照) | 検査 2－5 | 寸法 | コンクリートの密度を関係書類等により確認する。 | コンクリートの密度が申請書以上であること。 | |
| | 外観 | コンクリート表面の外観を目視により確認する。 | コンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | | |
| | 検査 2－6 | 寸法 | 部材寸法の形状、寸法及び配置を目視、測長器又は関係書類等により確認する。 | 部材寸法の形状、寸法及び配置が申請書のとおりであることを。(注 2) | |
| | 検査 2－7 | 外観 | 軸体部分の仕上げ工事後の外観を目視により確認する。 | 仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | |
| | | | | | |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第リ－2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3／3）

| 試験、検査の項目 | 検査の方法 ^(注1) | | | 判定基準 |
|---|----------------------------------|--|--|------|
| 防護壁 No.1 扉工事 (図リ－2 全体工事フロー参照) (図リ－3 個別工事フロー (3／3) 参照) | 検査 3－1 外観 材料 | 扉部材の外観を目視により確認する。 扉部材の材質を目視又は関係書類等により確認する。 | 扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 扉部材の材質が申請書とのおりであること。 | |
| | 検査 3－2 寸法 | 扉の内寸法（コンクリート充填厚さ）を目視、測長 又は関係書類等により確認する。 | 申請書とのおりの内寸（コンクリート充填厚さ）であること。 | |
| | 検査 3－3 材料 | 充填したコンクリートの密度を関係書類等により確認する。 | コンクリートの密度が申請書のとおりであること。 | |
| | 外観 壁及びコンクリート充填扉の外観を目視により確認する。 | | 外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。 | |
| | 配置 検査 3－4 員数 | 扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。 扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。 | 扉の配置が申請書のとおりであること。 扉の員数が申請書のとおりであること。 | |
| | 寸法 | 完成したコンクリート充填扉の寸法を目視、測長又 は関係書類等により確認する。 | コンクリート充填扉の寸法が申請書のとおりであること。 | |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録、関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

第リ－3表 設備・機器に係る試験及び検査の項目

| 施設区分 | 設置場所 | 設備・機器名称 | 機器名 | 変更内容 | | | | 設備配置検査 | 系統検査 | 作動検査 |
|----------|----------|---------|----------------------------|------------|----|----|----|--------|------|------|
| | | | | 外観 | 配置 | 員数 | 据付 | | | |
| 第1加工棟 | 各部屋 | 緊急設備 | 非常用照明 | 一部移設及び一部追加 | ① | ① | ① | ① | ① | ① |
| | 各部屋 | 緊急設備 | 誘導灯 | 一部移設及び一部追加 | ① | ① | ① | ① | ① | ① |
| | 各部屋 | 緊急設備 | 避難通路 | 一部移設及び一部追加 | ① | ① | — | — | — | — |
| | 各部屋 | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ、アンプ)) | 一部移設及び一部追加 | ① | ① | ① | ① | ① | ① |
| | 各部屋 | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) | 一部移設及び一部追加 | ① | ① | ① | ① | ① | ① |
| | 各部屋 | 火災感知設備 | 自動火災報知設備(感知器) | 一部移設及び一部追加 | ① | ① | ① | ① | ① | ② |
| | その他加工施設 | 火災感知設備 | 自動火災報知設備(受信機) | 変更なし | ① | ① | ① | ① | — | ③ |
| | 各部屋 | 消防設備 | 消火器 | 変更なし | ① | ① | ① | ① | ① | ② |
| | 屋外 | 消防設備 | 屋外消火栓 | 一部移設 | ① | ① | ① | ① | — | ② |
| | | 緊急設備 | 非常用照明 | 新設 | ①② | ① | ① | ① | ① | ① |
| 第5廃棄物貯蔵棟 | | 緊急設備 | 誘導標識 | 新設 | ① | ① | ① | — | — | — |
| | | 緊急設備 | 避難通路 | 新設 | ① | ① | — | — | — | — |
| | 第5廃棄物貯蔵棟 | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) | 新設 | ① | ① | ① | ① | ① | ③ |
| | 第5廃棄物貯蔵棟 | 通信連絡設備 | 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) | 新設 | ① | ① | ① | — | — | — |
| | | 火災感知設備 | 自動火災報知設備(感知器) | 新設 | ①② | ① | ① | ① | ① | (注)② |
| | 第5廃棄物貯蔵棟 | 消防設備 | 消火器 | 新設 | ① | ① | ① | — | — | — |

(注)火災感知設備の作動検査は、第3廃棄物貯蔵棟に設置している自動火災報知設備(受信機)で確認する。自動火災報知設備(受信機)は次回以降の設工認で適合性を確認する。

第リー4表 設備・機器に係る検査の方法

| 検査の項目 | | 検査の方法 ^(注1) | 判定基準 |
|--------|----|---|---|
| 設備配置検査 | 外観 | ①外観を目視又は関係書類等により確認する。 ②機器が防爆仕様を関係書類等により確認する | ①使用上有害な傷及び変形がないこと。 ②防爆型であること |
| | | ①配置を目視又は関係書類等により確認する。 | ①配置が申請内容のとおりであること。 |
| | 員数 | ①員数を目視又は関係書類等により確認する。 | ①員数が申請内容のとおりであること。 |
| | 据付 | ①据付状況を目視により確認する。 | ①建物の壁、柱、はり、屋根、基礎等にボルトで固定されていること。 |
| 系統検査 | 系統 | ①非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。 ②回路上に配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。 | ①非常用電源系統に接続されていること。 ②回路上に配線用遮断器を設けていること。 |
| 作動検査 | 作動 | ①電源の遮断後、40秒以上バッテリにより点灯又は動作することを確認する。 | ①電源遮断後、40秒以上バッテリにより点灯又は動作していること。 |
| | | ②作動状況を関係書類等により確認する。 | ②正常に作動すること。 |
| | | ③作動試験を行い、正常に作動することを確認する。 | ③正常に作動すること。 |

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

今回の申請において一部仮移設する設備・機器（消火設備（屋外消火栓配管））は次回以降の設工認申請により実施する新規制基準対応工事により再設置し、その適合性を確認するが、仮移設中においてもその安全機能を維持するため、以下の措置を講じる。

* 消火設備 屋外消火栓

- ・設備・機器の外観（配管に保温材を巻きつける措置が講じられている）を目視又は関係書類等^(注1)により確認する。
- ・設備・機器の配置（屋外（第1加工棟南側））を目視又は関係書類等^(注1)により確認する。
- ・設備・機器の員数（1基）を目視又は関係書類等^(注1)により確認する。
- ・作動状況（正常に作動する）を関係書類等^(注1)又は作動試験を行うことにより確認する。
- ・非常用電源設備から供給される電源で作動する（正常に作動する）ことを関係書類等^(注1)又は作動試験により確認する。

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書及び非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

別添II 保安品質保証計画書

設計及び工事に係る品質管理等に関する次の事項については、「保安品質保証計画書」に従って行う。

イ. 品質保証の実施に係る組織

ロ. 保安活動の計画

ハ. 保安活動の実施

ニ. 保安活動の評価

ホ. 保安活動の改善

なお、今後、保安品質保証計画書が改訂された場合、改訂後の保安品質保証計画書に従うものとする。